

第 6 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成24年2月28日

平成24年2月29日

開 会 中

場 所 第 3 委 員 会 室

第 1 日 目

(2月28日)

第6回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成24年2月28日(火曜日)

午前10時1分開議
午後0時2分休憩
午後0時59分開議
午後2時34分休憩
午後2時40分開議
午後3時17分散会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第8号）（健康福祉部関係）

議案第20号 平成24年度熊本県一般会計予算

議案第22号 平成24年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第46号 熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 熊本県こども総合療育センター条例及び熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

議案第53号 熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 熊本県准看護師試験委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第86号 指定管理者の指定について

議案第103号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第9号）

議案第104号 熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第105号 熊本県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第106号 熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

請第2号 350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める請願

請第15号 「介護福祉士等修学資金貸付制度」の拡充及び継続について国への意見書提出を求める請願

報告事項

①地方分権改革に伴う社会福祉施設等の人員、設備及び運営等に係る条例制定に向けた準備状況について

②次期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定について

- ③熊本県手数料条例の一部を改正する条例(案)の概要について
- ④熊本県手数料条例の一部を改正する条例(案)の概要について
- ⑤熊本県手数料条例の一部を改正する条例(案)の概要について
- ⑥第3期熊本県障がい福祉計画の策定について

出席委員（8人）

委員長	溝口幸治
副委員長	上田泰弘
委員	西岡勝成
委員	岩下栄一
委員	平野みどり
委員	藤川隆夫
委員	早田順一
委員	九谷高弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長	林田直志
総括審議員兼	
政策審議監	松葉成正
医監	岩谷典学
長寿社会局長	江口満
子ども・障がい福祉局長	東泰治
健康局長	伊藤敏明
ねんりんピック推進局長	古森誠也
健康福祉政策課長	吉田勝也
首席審議員兼	
健康危機管理課長	末廣正男
高齢者支援課長	永井正幸
認知症対策・	
地域ケア推進課長	大村裕司
社会福祉課長	田端史郎
子ども未来課長	中園三千代
子ども家庭福祉課長	福島誠治

障がい者支援課長	西岡由典
医療政策課長	三角浩一
政策監	藤中高子
国保・高齢者医療課長	林田浩稔
健康づくり推進課長	佐藤克之
薬務衛生課長	内田英男
ねんりんピック推進課長	小原雅晶

事務局職員出席者

議事課課長補佐	濱田浩史
政務調査課課長補佐	森田学

午前10時1分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから第6回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

今回の委員会は、例年の2月定例会において付託される議案の先議と後議分を合わせた議案等を審議することになり、各部局とも相当の事務量がありますので、2日に分けて説明を求めることにいたしました。

本日は、健康福祉部関連の議案の説明、請願の審査、採決及び報告事項の説明を行い、環境生活部、病院局関連の議案、報告事項の説明、付託議案の採決等については、あすの10時から行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、健康福祉部の議案等について、執行部の説明を求め、質疑を受けたいと思います。執行部の皆さん方は、着席のままで説明を行ってください。

それでは、林田健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお

願いいたします。

○林田健康福祉部長 おはようございます。

健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係4議案、条例等関係15議案の合計19議案です。

まず、第1号議案の平成23年度熊本県一般会計補正予算についてですが、総額52億8,000万円余を減額する補正予算をお願いしております。

その主な内容ですが、増額分は、国の第3次補正予算に伴い、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金や地域自殺対策緊急強化基金に交付金を積み増す予算を計上しております。

また、減額分は、基金を財源とした介護基盤緊急整備等事業や医療施設耐震化整備事業などで当初の見込みを下回ったことによるものです。

このほか、平成23年度から平成24年度への繰越明許費としまして天草保健医療圏遠隔医療等設備整備事業で5億円をお願いするとともに、総合福祉センター管理運営業務の委託1億2,000万円余の債務負担行為の設定や、財源更正についてもお願いをしております。

次に、平成24年度の当初予算につきましては、本会議における提案理由の説明のとおり、義務的あるいは継続的な経費を中心とする骨格予算として提案しております。

まず、第20号議案の平成24年度熊本県一般会計予算についてですが、総額1,217億8,000万円余の予算をお願いしております。

その主な内容ですが、地域福祉の推進については、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、第2期熊本県地域福祉支援計画に基づき、だれもが気軽に集い交流する場である地域の縁がわや地域ふれあいホームの普及を図るとともに、高齢者や障害者等の支援が必要な方に対して、地域での見守り活動などを推進する地域の結びづくりに取り組ん

でまいります。

また、ユニバーサルデザインを理念としたやさしいまちづくりを推進するため、第3期熊本県やさしいまちづくり推進計画に基づき、ハートフルパス制度の普及を図るとともに、高齢者や障害者等に配慮されたトイレの普及や、障害の特性や対応方法等の研修を受けたハートフルサポーターの育成などの重点プロジェクトに取り組んでまいります。

次に、健康危機管理対策については、感染症対策として、ワクチン接種緊急促進基金を活用して、子宮頸がん予防ワクチン等の予防接種を促進してまいります。

また、肝炎対策については、肝炎患者の経済的な負担軽減について取り組んでまいります。

次に、高齢者への支援については、健康長寿の実現に向けて、生きがい・健康づくりや地域・社会貢献活動の推進に取り組むとともに、高齢者の方が住みなれた家や地域で生活が継続できるよう、訪問看護を初めとする在宅サービスの充実により地域包括ケアを推進し、さらには、基幹型と地域拠点型の2層構造を持つ熊本モデル、認知症疾患医療センターの機能強化などにより、認知症対策を一層推進してまいります。

また、介護保険財政安定化基金の一部を取り崩し、市町村における介護保険料の軽減や地域福祉基金の造成により高齢社会に対応した取り組みの推進を図ります。

次に、生活困窮者等への支援については、生活保護の適正な実施とともに、生活保護世帯の自立のためのプログラムを策定し、就労支援や子供への日常生活支援、学習支援等、きめ細やかで継続的な自立支援を行ってまいります。

また、ホームレスの自立支援のため、緊急一時宿泊所の提供、自立支援センターの運営等を行ってまいります。

さらに、貧困の連鎖を教育で断ち切る一環

として、生活保護世帯の子供たちの大学進学等を応援するために、無利子の生活資金貸し付けを実施するとともに、児童養護施設などから進学を志す子供たちへも同様の支援を行ってまいります。

次に、子育て支援については、安心して子育てができるように、第3子以降の3歳未満児の保育料の無料化や病児・病後児保育、家庭的保育を推進する取り組みなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援策の充実を図ります。

また、妊婦健康診査支援基金を活用して、妊婦健康診査への支援に取り組んでまいります。

児童虐待防止については、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応を図るために、児童相談所の体制や地域での見守り体制の充実に取り組んでまいります。

ひとり親家庭への支援については、ひとり親家庭が自立し安心して生活ができる環境づくりのため、相談支援や就業支援などの取り組みを推進してまいります。

次に、障害者への支援については、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例が4月1日から全面施行されることから、その相談体制の運用を図るとともに、発達障害児者への支援に取り組めます。

また、本年度策定する第3期熊本県障がい福祉計画に基づき、平成24年度以降の障害福祉サービス等の提供体制の確保を図ります。

自殺予防対策については、その充実強化のため、熊本県自殺対策行動計画に基づき、県内の関係機関や団体とも連携しながら、地域自殺対策緊急強化基金を活用して、普及啓発や相談体制の充実、人材育成、さらには、市町村を核とした地域での取り組みなどを総合的に推進してまいります。

次に、地域医療体制の整備については、地域医療再生基金を活用して、医師確保総合対策や救急医療対策等に取り組んでまいりま

す。

医師確保総合対策では、深刻な医師不足に対応するため、熊本大学と連携した寄附講座の設置、医学生への修学資金貸与、女性医師の就業支援、総合医の養成等を行ってまいります。

救急医療対策では、本年1月16日から運航を開始したドクターヘリと「ひばり」の2機が連携する熊本型ヘリ救急搬送体制の推進を図るとともに、救急車から傷病者の心電図のデータ等を搬送先に送信するシステムづくりに取り組み、搬送時における救急医療の質の向上や効率化を図ってまいります。

次に、健康づくりの推進については、生活習慣病対策に重点を置いた健康づくりを推進するため、運動、栄養、食生活、たばこ対策、歯の健康などについて、子供のころから生涯を通した適切な生活習慣の定着ができるよう、一人一人の健康づくりを支援してまいります。

特に、歯の健康については、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例の趣旨を踏まえ、歯科保健関係の人材育成、歯周病と生活習慣病との関係など、歯の衛生に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、子供の虫歯予防促進のため、小中学校等での弗化物洗口を推進してまいります。

栄養・食生活の分野では、熊本県健康食生活・食育推進計画に基づき、子供や高齢者等のライフステージの特性に応じた健康的な食生活習慣の定着や食育を進めてまいります。

がん対策については、企業等と連携したがん予防対策を推進するとともに、県内どこでも、だれもが、高い水準のがん医療を受けることができるよう、がん診療連携拠点病院を支援してまいります。

次に、第22号議案の平成24年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算についてですが、母子家庭等を対象とした修学資金等の貸付金として1億5,000万円余を計上しております。

す。以上、特別会計を含む健康福祉部の平成24年度の予算総額は1,219億3,000万円余となり、平成23年度当初予算と比較しますと、金額にして160億7,000万円余の減額、率にして約11.7%の減となっております。

このほか、第46号議案の熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について外14議案の条例制定案件等を提案しております。

次に、第103号議案の平成23年度熊本県一般会計補正予算については、総額30億5,000万円余を増額する補正予算をお願いしております。

その内容は、今月8日に国の第4次補正予算が成立したことに伴い、ワクチン接種緊急促進基金など、4つの基金に交付金を積み増す予算を追加提案しております。

これらによりまして、第1号議案の平成23年度熊本県一般会計補正予算及び特別会計を含めた健康福祉部の平成23年度の予算総額は1,466億6,000万円余となります。

なお、第104号議案から第106号議案までの基金条例の制定案件については、国の第4次補正予算において当該基金を活用する事業の実施期限が延長されることとなったことから、関係規定の整備を行うものです。

このほか、地方分権改革に伴う社会福祉施設等の人員、設備及び運営等に係る条例制定に向けた準備状況についてなど、6件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案しております議案等の概要です。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、どうぞよろしく御申し上げます。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

まず、平成23年度2月補正予算関係につきまして、主なものを御説明申し上げます。

説明資料で、2月補正予算関係というふうにかかれたものをお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費でございます。説明欄をお願いいたします。

1の職員給与費につきましては、毎年1月1日時点の職員数とその給与額をもとに当初予算を計上しておりますが、今回の補正は、平成23年4月1日以降年度末までの人事異動や諸手当の増減等に伴う所要額の増減をお願いするものでございます。

各課の説明欄に職員給与と記載しているものにつきましても同様の趣旨ですので、各課からの説明は省略させていただきます。

なお、数字は記載しておりませんが、健康福祉部全体の職員給与として、総額1億5,619万円余の増額をお願いしております。

2の地域福祉振興費については、いずれも執行残や交付決定減等に伴うものでございます。

2ページ下段に、3の社会福祉諸費とございますが、このうち、3ページの(4)市町村派遣職員負担金については、市町村から県の福祉総合相談所や各保健所等に派遣されております8名の職員の給与等であり、派遣協定に基づき年度末に精算することとなっております。県が負担する分として2,959万円余をお願いしております。

次に、(5)福祉・介護人材緊急確保事業につきましては、経済対策として福祉・介護人材の定着や参入促進を目的に行っている事業で、介護福祉士の養成施設等への補助事業4件、県社会福祉協議会への委託事業2件を実施しております。これに伴う予算として、記載ございませんが、8,496万円余でございましたが、今回3,620万円余の減額をお願いしております。

少し御説明いたしますと、この事業としまして実施しております6件の細事業のうち、減額の最も大きなものは、介護や福祉の仕事

を目指す学生をふやすための事業で、新入生の定員充足率60%未満の介護福祉士養成施設等を対象にするという補助の対象要件がありましたが、予算措置の段階では定員充足率がわからなかったため、予算作成当時の県内すべての介護福祉士養成施設分を計上させていただきました。結果的には、全体6校のうち、1校のみが対象となったため、減額となったものでございます。

次に、6番のポツの社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業については、経済対策として平成21年度に造成しました基金について国の3次補正予算に伴う基金の積み増しがあったこと、さらには当該基金の運用利息が増加したため、合わせて1億2,657万円余の増額補正を行うものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

下の方の段の災害救助費のうち、説明欄2番、東日本大震災応援救助事業につきましては、東日本大震災に係る被災県からの要請に基づき、必要な物資の救援、あるいは本県への避難者に対して応援救助を実施するための経費でございますが、所要見込み額が予算を下回る見通しでありますので、1,640万円余の減額を行うものでございます。

3の新規事業、災害弔慰金事業につきましては、東日本大震災により熊本市の住民の方が岩手県で亡くなっておられまして、その御遺族に対しまして、国の制度であります災害弔慰金を熊本市で1件250万円支給しておりますが、その国と県負担分に係る経費187万円余をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

一番下の欄に記載のとおり、課計としまして、健康福祉政策課の補正予算としまして、総額1億9,716万2,000円の増額をお願いしております。

次に、6ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

公衆衛生費の天草保健医療圏遠隔医療等設

備整備事業につきましては、複数の医療機関が共同で運用するシステムの構築であるため、関係する医療機関の機器整備内容などの調整に想定外の時間を要して事業着手がおくれたことから、それに伴う整備期間の延長が必要となったために、来年度への繰り越しが必要になったものでございます。5億円をお願いしております。

次に、7ページをお願いいたします。

繰越明許費の変更でございます。

社会福祉費で、障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業と障害者自立支援法移行促進事業につきましては、今年度の補正予算で施設整備を追加したため、年度内での事業完了が困難であることや農地転用に時間を要したことなどから、来年度への繰り越しが必要となったものであり、13億5,760万円余の増額をお願いしております。

次に、8ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定として、総合福祉センター管理運営業務をお願いしております。

熊本市の南千反畑町にあります県総合福祉センターにつきましては、平成18年度から導入しました指定管理者制度について、21年度から23年度までの3年間の指定期間が満了し、今年度新たに指定管理者の選定手続を行いましたことから、24年度から26年度までの3年間について債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、指定管理者の指定につきましては、別途議案を提出させていただいておりますので、後ほど説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

保健・医療・福祉関係業務については、健康福祉部すべての課に関するものですが、主なものとしましては、ホームレス対策業務委託9,170万円余や県内10保健所で行います犬捕獲抑留等業務1億812万円余など、50の業務7億5,078万円余でございます。これらの

業務につきましては、平成24年4月1日から業務を開始するため、3月中に入札等の事務手続を終えて契約内容を確定する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、平成24年度当初予算関係について御説明申し上げます。

説明資料の当初予算関係、条例等関係と記載されたものをお願いいたします。

予算の内容につきましては、主なものを御説明申し上げます。

社会福祉総務費でございます。8億2,125万円余をお願いしております。

まず、説明欄1の職員給与費でございますが、2億5,011万円余を計上しております。これは、補正予算のところでも御説明しましたように、24年1月1日時点での定年退職予定者を除く職員数と給与額をもとに見込み額を積算いたしております。職員給与費につきましては、各課とも同様の趣旨でございますので、それぞれからの説明は省略させていただきたいと思っております。

なお、数字は記載しておりませんが、健康福祉部全体で65億6,024万円余となっております。

次に、説明欄2の民生委員費につきましては、県が所管しております熊本市を除く区域の県内2,729名の民生委員・児童委員の日常活動にかかわる費用弁償の経費等でございます。

3の社会福祉協議会助成費につきましては、県社会福祉協議会の運営費に対する助成等でございます。(3)につきましては、当該事業を実施する市町村社会福祉協議会への補助等でございます。

3ページをお願いいたします。

4番の地域福祉振興費でございますが、(1)は、昨年度策定しました第2期地域福祉支援計画の推進並びに市町村トップを対象にしました市町村トップセミナー等の開催に要

する経費でございます。(4)につきましては、高齢者等の日常生活自立支援事業の体制強化のために、15の市町村社会福祉協議会に自立支援員を配置するための経費でございます。(5)につきましては、地域の縁がわや地域ふれあいホームのさらなる普及や地域の実情に合わせた効果的な地域住民との交流拡大に向けた支援に要する経費でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

(6)につきましては、県内全市町村における小地域ネットワーク活動のさらなる普及啓発並びに水俣・芦北地域における住民見守り活動の普及に要する経費でございます。

(7)、新規事業として、市町村地域福祉活動計画推進事業でございますが、これは、市町村社会福祉協議会が策定します地域福祉活動計画の未策定市町村社会福祉協議会へ活動専門員を配置し、策定を支援するために要する経費でございます。

次に、5番の社会福祉諸費、(1)でございますが、この支事おこしの支事というのは造語でございます。地域の縁がわで高齢者、障害者等を地域住民が支え合いながら起業化を図っていく、仕事を起こしていく、そういった意味で使っております。地域の縁がわを拠点とした起業化の普及啓発のための経費でございます。

5ページをお願いいたします。

(6)につきましては、昨年度策定しました第2期の地域福祉支援計画及び第3期やさしいまちづくり推進計画に寄与する民間団体の地域福祉活動に対する助成費でございます。

次に、(8)につきましては、経済対策として21年度から23年度まで実施しておりましたが、国の第4次補正予算におきまして基金事業の1年延長が行われたため、内容を一部見直し、24年度も引き続き実施するものでございます。具体的には、介護や福祉の仕事を目指す学生をふやすための福祉・介護人材参入促進事業、福祉・介護の人材と事業所をつな

ぐ福祉・介護人材マッチング機能事業、こうした事業など、福祉・介護人材の安定的な参入促進や確実な定着を図るための事業でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

7番、やさしいまちづくり事業でございます。

(2)につきましては、ハートフルパス制度の普及などによりユニバーサルデザインを理念としたやさしいまちづくりの意識向上や人材育成に要する経費でございます。

説明欄下段の1番、社会福祉事業振興資金利子補給でございます。これは、社会福祉法人等が社会福祉施設の整備のため、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金の利子の一部を補助することにより、社会福祉事業の振興を図るための経費でございます。

7ページをお願いいたします。

説明欄中ほどの1番、災害救助基金積立金でございます。これは、災害発生時において、県が収容施設の供与や生活必需品の給与、貸与等の救助を実施するために必要な費用の財源として、災害救助法の規定に基づく災害救助基金の積み立てを行うための経費でございます。なお、平成24年度当初の基金残高は約7億1,200万円となる見込みでございます。

次に、2番、災害救助対策費、(2)でございますが、東日本大震災に係る被災者に対し、災害救助法に基づく応援要請等により必要な救助を行うための経費でございます。具体的には、応急仮設住宅として民間賃貸住宅借上げに係る経費でございます。

8ページをお願いいたします。

4番、保健医療推進対策費のうち、説明欄下段の(4)につきましては、医療法に基づく医療計画であり、5年ごとに見直しを行っておりますが、現在の第5次計画が平成24年度までの計画であることから、次期計画の策定に係る計画検討専門委員会や地域計画策定の

ための地域計画検討部会等の開催に要する経費でございます。

次に、9ページ上段に記載しておりますのは宇土市にあります保健環境科学研究所、中段に記載しておりますのは県内10カ所の保健所に係る、それぞれ運営費、維持管理費でございます。

以上、健康福祉政策課は、総額34億693万8,000円をお願いしております。

続きまして、条例改正について御説明いたします。

資料の75ページをお願いいたします。

議案の第46号熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、国の経済対策として、社会福祉施設等のスプリンクラーと耐震化の整備を行うために、平成21年度に造成しました基金に係るものですが、国の3次補正予算によりまして、当該基金の積み増しと事業の実施期限の延長が決定されたため、条例の関係規定の整備を行うものでございます。

具体的には、事業の実施期限につきまして、条例制定当初は23年度末までに事業を完了する必要がありましたが、今回の改正によりまして、24年度中に事業に着手した場合には事業完了まで延長が可能となりました。事業の終期が設定されないこととなりましたので、当該基金条例も有効期限を設けないことといたしました。

続いて、102ページをお願いいたします。

議案の第86号総合福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

内容につきましては、次の103ページに記載しておりますので、そちらで御説明をさせていただきます。

県の総合福祉センターにつきましては、平成23年11月1日から1カ月間、指定管理者の公募を行った結果、申請がございましたのは、3番の表に記載のとおり、現在の指定管

理者であります社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会と株式会社三勢の2者から成りますグループ構成団体1社のみでございました。

なお、一番下の欄に選考委員会の名簿をつけておりますが、本県における指定管理者制度の運用を定めました熊本県公の施設の指定管理者制度の運用指針につきまして、一層の公平性、透明性を確保する観点から、本年度見直しが行われておりました、この指定管理候補者選定委員会における庁内委員を廃止し、外部委員のみの構成とされました。審査に当たっては、参考に記載しております外部の有識者5名から成る選考委員会を、資料の1番の経過のところに記載しておりますとおり、12月の19日に開催しまして、その結果、2番の選定理由に記載しておりますように、これまでの指定管理実績における自主事業活動や広報活動の充実により新たな利用者確保につなげた実績を踏まえた収支計画が委員会で評価をされております。

また、経費節減努力によりまして生じた利潤を施設設備の改修に充て、利用者へのサービスを向上させる計画が施設の設置目的の達成に寄与するという事で認められておりました、熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢のグループを指定管理候補者として選定いたしました。

指定期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3カ年間としております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

2月補正予算関係資料の10ページをお願いいたします。

主な項目について御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、1

億900万円余の減額を計上いたしております。これは主に、説明欄2の肝炎対策に係る医療費等の所要見込み額の減に伴うものでございます。

次に、予防費でございますが、4,700万円余の増額を計上いたしております。これは主に、11ページの説明欄4. ワクチン接種緊急促進基金積立金において、平成22年度のワクチン接種緊急促進事業費の確定に伴い、市町村からの精算返納金を基金に積み戻すものでございます。

次に、食品衛生指導費でございますが、1,600万円余の減額を計上いたしております。これは主に、説明欄1の乳肉衛生費において、BSE検査に使用するキットの所要見込み額の減に伴うものでございます。

以上、健康危機管理課分として7,700万円余の減額補正といたしております。

次に、2月補正・追号関係の資料2ページをお願いいたします。

予防費でございますが、7億9,200万円余の追加補正をお願いいたしております。これは、国の4次補正に伴い、ワクチン接種緊急促進事業が平成24年度末まで延長され、その経費として子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が追加交付されることとなり、それを基金に積み増すものでございます。

以上、補正額と追加補正額を合わせた健康危機管理課分の23年度予算額は34億7,700万円余となります。

次に、条例の改正でございますが、同じ資料の5ページをお願いいたします。

議案第104号熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

6ページの条例案の概要をお願いいたします。

ただいま御説明しました子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を財源とし

て設置したワクチン接種緊急促進基金を活用する事業の実施期間の延長に伴い、当該基金条例の有効期限を25年12月31日まで、1年間延長するというものでございます。

続きまして、24年度当初予算について御説明いたします。

当初予算関係の10ページをお願いいたします。主な項目について御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、5億7,400万円余を計上いたしております。これは主に、説明欄3の肝炎対策費において、インターフェロン治療等の医療費や肝炎ウイルス検査等に要する経費でございます。

次に、下段の結核対策費でございますが、3,500万円余を計上いたしております。これは主に、説明欄1の結核医療費において、勧告に基づく入院患者等の医療費を一部公費負担するものでございます。

11ページをお願いいたします。

次に、予防費でございますが、11億4,800万円余を計上いたしております。これは主に、12ページの説明欄3. 予防接種対策費、(2)の熊本県ワクチン接種緊急促進事業が、先ほど御説明しましたとおり、平成24年度末まで延長されることとなったため、市町村が実施するワクチン接種事業に対し助成するものでございます。

なお、予防費全体では、前年度と比較して3億5,500万円余の減となっておりますが、これは主に、ワクチン接種事業における接種対象者の減によるものでございます。

13ページ目をお願いいたします。

食品衛生指導費でございますが、3億4,200万円余を計上いたしております。これは主に、説明欄1. 食品衛生監視費における食品営業施設への許認可、監視指導に要する経費、また、14ページの3. 乳肉衛生費における牛、豚等の屠畜検査や食鳥検査、牛のBSE全頭検査等を行うための経費でございます。

15ページ目をお願いいたします。

新規事業の(5)公衆衛生獣医師確保育成事業ですが、本県の公衆衛生行政の資質向上を図るため、県の獣医師職員がみずから企画する研修計画の実施に必要な経費や獣医師確保に必要なリクルート経費として160万円余をお願いいたしております。

16ページをお願いいたします。

次に、環境整備費でございますが、1億2,600万円余を計上いたしております。これは主に、説明欄1. 狂犬病予防費における犬の登録、予防注射の推進、犬等の保護、抑留のための経費や、2の動物保護管理費における動物愛護や適正飼養の普及啓発等を図るための経費でございます。

最後に、下段の保健所費でございますが、1,300万円余を計上いたしております。これは、保健所が、結核患者の家族など接触者に対する健康診断や回復者に対して実施する精密検査に要する経費でございます。

以上、健康危機管理課分の24年度当初予算として、総額22億4,100万円余をお願いいたしております。

続きまして、条例の改正でございますが、同じ資料の77ページをお願いいたします。

議案第47号熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

78ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

条例改正の趣旨でございますように、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律及び食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の施行等により、関係規定を整理するものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

次に、79ページをお願いいたします。

条例第48号熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

81ページの条例案の概要で御説明させていただきます。

条例改正の趣旨、内容は、児童福祉法及び介護保険法の一部改正に伴う関係規定の整理と入浴施設の衛生管理について必要な措置を講じることとされている社会福祉施設を追加するための関係規定の整備でございます。

なお、施行期日については、周知期間が必要な条項については9月1日とし、それ以外は、公布の日または4月1日の施行といたしております。

健康危機管理課関係分は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長　ここで健康福祉政策課、それから健康危機管理課の説明について質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○藤川隆夫委員　健康危機管理課なんですけれども、エイズ自体が今全国的にもふえてきておりますし、熊本県の状況が現在どうなっているのか、ちょっとふえているような気はしてたんですけれども、その具体的な話とこの予防対策、どういう形で打たれていくのかということ。

○末廣健康危機管理課長　今委員御指摘ありましたように、エイズ患者、それからHIVの感染者ともに増加いたしております。

本県の状況でございますが、本県では、平成22年度に感染者1名、患者が5名発生いたしております。今年度におきましては、患者が同様に5名、感染者が6名と増加いたしております。全国の23年度の速報は、患者が467名、感染者が1,019名と若干減っているよう

でございますが、本県においては、少し増加している傾向でございます。

対策といたしましては、早期発見、早期治療というのが一番大事だということで、無料、匿名の相談、検査を実施いたしております。23年度の相談件数実績で、県内で2,133件の相談、それから1,944件の検査等を実施いたしております。

患者さんに対する医療体制につきまして、拠点病院を中心としまして、医療体制の整備に対する県の支援としまして、拠点病院研修会等に医師を派遣する支援を行ったり、あるいは、針刺し事故が起こった場合に備えて予防薬を配備いたしておりますけれども、その配備を3カ所から6カ所にふやして今予防薬を備えているところでございます。

また、エイズカウンセラーの派遣を支援いたしております。熊大がエイズ財団事業として実施しておりますカウンセラー事業が、6月から3月までの期間しか実施できておりませんでしたので、昨年度から、4～5月を県でも支援するという形で、カウンセラーの体制を強化しているところでございます。

あと、若年層を対象に普及啓発に力を入れる必要があるということで、高校3年生を対象にしたパンフレットを7,800部配布したり、あるいは出前講座を実施したり等の対応をいたしているところでございます。

また、ハイリスク者、最近の感染は男性間、同性者間の発生というのがほとんどでございます。そのハイリスク者に対する対応ということで、福岡で同性者間の電話相談にかかっておられるNPO法人の専門家の方を招いて研修会を開いたり等のカウンセリング研修を実施するなど、できるだけハイリスク者に対する相談支援体制を強化しているところでございます。

対策としては、以上を実施いたしております。

○藤川隆夫委員 今の説明でわかりましたけれども、いろんな形で取り組みはされておりますけれども、結局発症する方たちというのは、ほとんどそういう意識のない方たちが今恐らく感染起こして、そして発症もしているんだろうというふうに思います。極めて難しい課題なんだろうと思いますけれども、この病気の危険性に関して、やはりもうちょっときちっと丁寧に——今もやられていますけれども、さらに丁寧に進めていただきたいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○早田順一委員 今年度予算、3ページの下の段の5番の地域の縁がわ彩り事業についてですけれども、この事業は、平成27年度までに500カ所を計画されておりますけれども、今現在で大体何カ所ぐらい設置をされているのか、お尋ねいたします。

○吉田健康福祉政策課長 現在把握しておりますのが平成22年度末の数字でございますが、県内で221カ所ということで登録をいただいております。

○早田順一委員 それから新しいデータは、まだわかっていないわけですね。

○吉田健康福祉政策課長 縁がわにつきましては500を目標にしておりますので、特に、本年度、秋口に各地域振興局を回りまして、市町村も含めた縁がわの説明会と、それから趣旨に合う施設で御登録いただけたところの発掘といたしますか、そうした作業をやっておりまして、本年度3月でまた改めて数字を把握したいというふうに考えてございます。

○早田順一委員 それともう一つ、次のページの5番の社会福祉諸費の1の地域の支事お

こし事業、これは昨年度の新規事業だったと思いますけれども、特産品開発の起業化に取り組む地域の縁がわ運営団体を支援しますというふうになっているようですけれども、この特産品開発とか、そういうのが1年間かどうか、できたのか、できなかったのか、お聞かせください。

○吉田健康福祉政策課長 この地域の支事おこしにつきましては、特に、縁がわ団体等いろいろな特産品づくり等をやっておりますが、なかなかノウハウがないと起業化まで持っていけないというような団体を支援することで、事業を本年度から開始しております。

ただ、本年度につきましては、支事おこし、縁がわの起業化、具体的な派遣につきましては、事業としては実施をしておりませんが、啓発事業ということで本年度はしております。来年度から本格的に——企画課の方で全庁的に地域づくりの関係の補助金がございます、そちらの方を活用しながら、この支事おこし事業の実際の支援というのをやっていくようなことで考えてございます。

○早田順一委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 この民生委員の費用弁償問題ですけれども、民生委員は国の制度ですが、この1億7,000万、これは県費は何ぼぐらいですか。

○吉田健康福祉政策課長 民生委員の費用弁償につきましては、基本的にはすべて県費でございます。地方交付税の措置がされておりまして、その単価が年額5万8,200円ということで設定をされておりますので、その額を県費として予算化させていただいております。

○岩下栄一委員 それで、今県内の民生委員の数はどのくらいですか。

○吉田健康福祉政策課長 民生委員につきましては、県で所管しておりますのは熊本市を除く区域でございますが、定員が2,729人でございます。県全体で、1月末時点で欠員が12名ございます。したがって、実員は2,717名ということで把握しております。

○岩下栄一委員 社会のニーズが非常に多様化して、民生委員大変なんですね。民生委員のなり手が、どこの地域でもなかなかないと思うんです。だから、余り民生委員にふさわしくないような人が民生委員になったりするケースもあるし、民生委員制度は、戦前の方面委員というんですか、民生委員の地位というのは——林市蔵は熊本県出身でございますし、民生委員発祥の地というかな、熊本が。したがって、この民生委員の内容充実、人材確保ということをぜひお願いしたいと思えます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 UD、やさしいまちづくり普及啓発事業というところで、ハートフルパス制度の普及などによる云々とありますよね。ハートフルパス制度、私も活用させていただいているわけですが、適正な利用がされていないというか、十分——本来活用してはならない人たちが、ハートフルパスじゃなくて、そのスペースを使っているという例もあるわけですが、私のところにも、多分行政の方にも来ていると思うんですが、もっと妊婦さんたちも使っただけのような啓発ができないのかというような御相談があつてます。

確かに、緑色のとオレンジ色の2つありますよね。妊婦さんが使っているのは私も余り見ないので、御利用されたいのになと思うわけですが、そういった妊婦さんあたりは使える対象ですので、本来使える人たちがどんどんふえていくことによって、使ってはいけない方たちが使えないようにしていくということも大事なのかなと思うんですが、これは、医師会とか産婦人科の先生方たちへの働きかけ、例えば、ハートフルパスの申請のリーフレットですとか書類とかを産婦人科に置いていただくとか、そういうようなことで手に取ってみると、あ、そうなんだ、使えるんだというのがわかってくると思うんですが、そういった連携というのは今後考えていくことはいかがでしょうか。

○吉田健康福祉政策課長 ハートフルパス制度につきましては、本県では、20年の1月から始めておりまして、現在、数字を申し上げますと、パスの交付枚数が1万6,445枚、御協力施設に登録していただいているところが1,233ということで、年々広がっております。また、各県でも普及が広まっておりまして、この2月15日からは、九州各県で相互に使えるような形にしております。

確かに、協力施設をふやしていくということが一つの課題ですし、また、利用していただける方についてはPRをしていくというのが1つ大きな方法かと思えます。具体的なPRにつきましては、特に妊婦さんに限ってということではありませんが、特に、免許を更新されるときに必ず免許センター等へおいでになりますので、そうしたところでの啓発、あるいはいろんなショッピングセンター等での啓発をしております。

今御意見いただきましたので、妊婦さん等にも御利用いただけるように、また、関係の医療機関との連携につきましても、今後さらに考えていきたいというふうに考えておりま

す。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
なければ、先に進みます。
高齢者支援課、永井課長。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

2月補正予算関係説明資料の12ページをお願いいたします。

主な事業を説明いたします。

老人福祉費でございます。右側の説明欄をごらんいただければと思います。

2の高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業でございます。これは、利用者からの利用料を減免した場合、その減免した経費に対しまして補助金を交付するものです。年間利用人員が当初の見込みを下回ったことなどにより、1,300万円余の減額補正を行うものでございます。

次に、3の高齢者福祉対策費の(2)「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業でございます。これは、介護分野の人材育成、確保につなげるため、離職者などが介護施設で働きながらヘルパー2級等の介護資格を取得し、正規雇用の推進を図るため、緊急雇用創出基金を活用した事業でございます。

事業者の採択後、離職者等の応募がなく、採用予定数を確保できなかったことなどにより、410万円余の減額補正を行うものでございます。

13ページをお願いいたします。

(4)の地域支え合い体制づくり事業でございます。これは、高齢者を対象とした生きがいづくりの拠点整備、あるいは買い物支援ネットワークの構築といった高齢者への支援事業を実施するものでございます。介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した事業でございます。今般、宇土市から新たに交付申請がありましたので、現計予算で不足します310

万円余の増額補正を行うものでございます。

4の国庫支出金返納金の老人福祉事業費等国庫支出金精算返納金でございます。これは、平成22年度の在宅福祉事業費補助金、これは老人クラブに対する補助でございますが、対象老人クラブ数が減じたこと、それから平成11年度の社会福祉施設等整備費補助金、これは介護予防拠点の財産処分に関するものでございますが、これに関しまして、国庫補助金が確定されたために、精算返納金として380万円余を計上いたしております。

次に、5の介護職員処遇改善等臨時特例基金積立金の介護職員処遇改善基金事業でございます。これは、平成22年度の処遇改善交付金と施設開設準備経費助成、特別対策事業補助金の確定に伴います事業者等からの返納金と平成23年度におきます基金運用利子を当該基金に積み立てるもので、1,410万円余を計上させていただいております。

続きまして、老人福祉施設費でございます。

1の老人福祉施設整備費の(1)老人福祉施設整備等事業でございますが、当初整備を予定しておりました施設につきまして、資金計画のめどが立たず、本年度中の事業着手が困難となったことから、7,000万円の減額補正を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。

次に、(2)の介護基盤緊急整備等事業でございます。

平成21年度途中から国の交付金を受け、県で基金を造成の上、介護基盤の緊急整備等に取り組んでまいりました。県としては、この3年間で補助単価が増額され、事業者にとって有利な条件で整備することができるため、必要な基盤整備について、追加整備を含め、市町村に積極的に働きかけてまいりました。しかしながら、補助を受けずに整備されたものや補助単価未満で整備されたものがあつたこと、また計画された事業が実施されなかつ

たことなどから、所要見込み額に減を生じたため、今回、21億1,910万円余の減額補正を行うものでございます。

なお、この基金事業の対象でございます小規模特別養護老人ホーム、あるいは小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型施設の整備につきましては、計画数を達成、もしくは計画数に近い整備となる見込みでございます。

加えまして、この基金事業が平成24年度まで1年間延長されたことから、基金の執行残につきましては、次年度の施設整備に有効活用できることとなります。

2の介護基盤緊急整備等臨時特例基金積立金の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業でございますが、当該補助金により整備を行った事業所につきまして、財産処分を行ったことに伴う補助金の返還及び平成23年度におきます基金運用利子を当該基金に積み立てる等のため、5,320万円余を計上いたしております。

以上、2月補正予算といたしまして、全体で21億1,189万3,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、平成24年度当初予算につきまして御説明をいたします。

当初予算の説明資料17ページをお願いいたします。

主な事業を御説明いたします。

まず、老人福祉費でございます。右側の説明欄をごらんください。

2の高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業でございますが、軽費老人ホーム17施設につきまして、各施設が入所者の所得に応じて利用料を減免した場合に、その減免相当額を補助するものでございます。4億7,040万円余を計上いたしております。

次に、3の高齢者福祉対策費でございます。

(1)の明るい長寿社会づくり推進事業でござ

いますが、熊本さわやか大学校の運営やシルバー作品展、スポーツ交流大会など、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を行っております熊本さわやか長寿財団に対する補助でございます。3,620万円余を計上いたしております。

次に、(2)の元気はつらつシルバー活動応援事業でございますが、積極的に地域貢献等活動に取り組んでいる老人クラブへ活動費の助成を行います市町村に対する補助でございます。4,560万円余を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。

(5)の現任介護職員等研修支援事業でございますが、介護施設、事業所等の介護サービスの質の向上のため、介護サービス事業者が職員等を研修に派遣する際の代替職員の確保支援を行うもので、あわせて、その代替職員について、離職者、未就職者等を対象とすることで、新たな雇用を創出します緊急雇用創出基金事業に要する経費でございます。1億9,500万円余を計上いたしております。

なお、本事業につきましては、平成24年度まで1年間、事業実施期間が延長されたところでございます。

次に、(6)の「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業でございますが、求人ニーズの高い介護分野において、人材の育成、確保につなげるため、離職者、未就職者等が介護施設で働きながらヘルパー2級等の介護資格を取得することで正規雇用の推進を図る、これも緊急雇用創出基金事業に要する経費として1億4,990万円余を計上いたしております。

なお、この事業につきましても、(5)の事業と同じく平成24年度まで事業実施期間が1年間延長されたところでございます。

19ページをお願いいたします。

(7)の高齢者の地域・社会貢献活動推進事業でございます。

昨年開催されましたねんりんピック^{ふれ愛}2011熊本大会以降、高齢者の社会参加に対する機運が高まったことを受け、意欲のある高齢者を地域・社会貢献活動につなげていくために、高齢者の地域・社会貢献活動を支援する事業、あるいはさわやか大学校創立20周年記念事業を実施するための経費でございます。280万円余を計上いたしております。

次に、4の介護保険対策費でございます。

(1)の介護サービス情報の公表制度支援事業でございますが、介護保険法の規定により、事業者が報告が義務づけられている介護サービス情報の公表制度につきまして、法改正に伴います新制度への円滑な移行と新制度による運営を行うための経費で、300万円余を計上いたしております。

(2)の介護職員処遇改善交付金事業でございますが、介護職員の賃金の確実な引き上げなどに取り組む事業者に対し、国の経済危機対策による交付金を活用して助成を行うものでございます。この交付金事業は平成23年度までとし、24年度からの3年間は、介護報酬の中に人件費を加算する制度を設け、実質的にこれまでと同額の支給が受けられるよう介護報酬が改定されることとなりました。この交付金は、毎月の介護報酬に上乗せし、サービスを提供しました月から2カ月後の支給となっていることから、本年2月と3月の2カ月分の予算措置が必要なために、4億6,450万円余を計上させていただいております。

20ページをお願いいたします。

最後に、(3)の介護人材確保対策推進事業でございますが、要援護高齢者の増加や介護職の離職者の高さから、今後大幅な介護人材不足が予測されるため、関係機関等が課題を共有し、連携して介護人材確保の取り組みを行うために要する経費で、40万円余を計上いたしております。

以上、高齢者支援課の平成24年度当初予算として17億3,743万4,000円を計上いたしてお

ります。

御審議をよろしくお願いいたします。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

2月補正予算説明資料15ページをお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

老人福祉費でございますが、説明欄の2の高齢者福祉対策費の(1)から(5)までは、いずれも認知症対策を推進する事業ですが、所要見込み額の減、あるいは国庫委託金の内示減に伴う減額補正を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。

(7)の市町村地域包括ケアシステム構築支援事業は、831万円の減額補正をお願いしております。市町村からの事業実施要望が見込みを下回ったことから減額を行うものでございます。

3の国庫支出金返納金の老人福祉事業費等国庫支出金精算返納金は、平成22年度において介護保険事業費補助金により実施いたしました各種事業の額の確定に伴う国への精算返納金でございます。

4の介護保険対策費の(1)介護給付費県負担金交付事業は、市町村が行う介護保険給付に対し法定負担金を交付するものでございますが、給付費見込み額の減に伴い減額補正を行うものでございます。(2)の地域支援事業交付金交付事業は、45の全市町村が介護予防事業などに取り組む地域支援事業について所要見込み額の減により減額補正を行うものであります。これに伴う予算は5億3,436万円余でございますが、今回4,877万円余の減額をお願いするものです。

17ページをお願いいたします。

(4)中山間地域等24時間介護サービス提供体制モデルづくり事業の減額補正でございます。この事業は、地域住民、事業者等が共同しまして、地域の实情に即した取り組みを支

援するものでございます。

主な減の理由といたしましては、本事業は、もともと国のさまざまな補助制度等、これを有効活用しまして、サービスの基盤整備等を進めることとしております。今年度におきましても、各市町村において、例えば地域介護・福祉空間整備交付金等、こうした既存の制度などを活用できましたことから、本事業につきましては所要見込み額が減となったものでございます。

(5)の介護保険財政安定化基金運営事業は、介護保険財政不足となった市町村に貸し付け等を行うものですが、今回、八代市で介護給付費の見込み増により財源に不足が生じたことから貸し付けを行うものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課の2月補正予算といたしまして、4,831万円余の増額補正をお願いしております。

次に、平成24年度当初予算案について御説明いたします。

当初予算、条例等関係説明資料の21ページをお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

老人福祉費で、説明欄の2.高齢者福祉対策費の(1)認知症診療・相談体制強化事業は、県内10カ所の認知症疾患医療センターの運営等に要する経費でございます。なお、本事業は、後ほど御説明いたしますが、介護保険法改正を踏まえて、介護保険財政安定化基金の一部を取り崩して、地域福祉基金に積み立てた上で当該基金を活用して行うものでございます。

以下、この基金を活用します事業には、地域福祉基金(介護分)活用事業と記載しております。

(2)の新規事業、「熊本モデル」認知症疾患医療機能強化事業は、認知症専門医及び認知症医療に習熟した精神保健福祉士等の養成を行うものでございます。認知症高齢者の増加

が見込まれる中、認知症診療体制のさらなる充実を図るため、地域医療再生基金を活用して行うもので、熊本大学への助成を考えております。

22ページをお願いいたします。

(6)地域包括ケア推進事業は、高齢者が住みなれた自宅や地域で安心して生活ができるよう地域包括ケアの取り組みを推進するため、介護、医療など関係機関のネットワークづくりや地域包括支援センターの機能強化などを進めるための経費でございます。

(7)訪問看護推進人材育成事業は、医療機関で退院支援を行う看護師や訪問看護ステーションの管理者のスキルアップなどの研修を行う大学等に対する補助でございます。在宅療養への円滑な移行を進めるとともに、要介護度が中重度の方の在宅での暮らしを支えるため、地域医療再生基金を活用して取り組むものでございます。

23ページをお願いいたします。

3の国庫支出金返納金の新規事業、介護保険財政安定化基金市町村交付等事業(国納付分)は、介護保険法の改正により、その規定により、国に納付する納付金でございます。

あわせて、24ページをお願いいたします。

4.介護保険対策費の(1)新規事業、介護保険財政安定化基金市町村交付等事業(市町村交付分)でございます。これも同じく、介護保険法改正の規定により市町村に交付し、保険料の増加抑制に充てるものでございます。

この2つは関連しておりますので、一括して説明させていただきます。少し長くなりますが、よろしく願いいたします。

介護保険財政安定化基金は、介護保険財政不足になった市町村に貸し付け等を行うために、国、県、市町村が、おのおの3分の1を拠出して県に設置されております。本基金に関しましては、全国的に見て、貸し付け等の

需要に対して基金残高が過大であるとして、会計検査院から厚生労働省に対して、基金の拠出者に返還できるようにすべきとの指摘があつているところであります。これに加えて、来年度からの第5期介護保険事業計画期間において、全国的に介護保険料の上昇が見込まれることから、このたび、介護保険法が改正され、保険料の増加抑制等に充てるために、平成24年度に限り、基金の一部取り崩しが可能となつたところです。基金を取り崩した場合は、法の規定により、3分の1を国に納付し、3分の1を市町村に交付することとなります。市町村からの拠出金は、被保険者からの保険料で賄われていることから、市町村においては、交付金を保険料の増加抑制に充てることとなります。また、国、県は、介護保険に関する事業に充てるよう努めることとされております。

本県におきましても、第5期保険料の上昇が見込まれており、県といたしましては、改正法の趣旨を踏まえて、今回取り崩しを行うこととし、本議会に関連予算及び関係条例の改正を提案しております。

取り崩しの額につきましては、第5期期間に必要となる基金の額を確保した上で、今年度末の基金残高見込み56億3,740万円余の約65%、36億6,000万円を取り崩すこととしております。

以上により、先ほどの23ページの3で国納付分、24ページの4の(1)で市町村交付分として取り崩し額36億6,000万円の3分の1である12億2,000万円をおのおの計上するものでございます。県分につきましては、一たん地域福祉基金に積み立てた上で、今後、介護、高齢者福祉施策を重点的、戦略的に推進するための財源に充てたいと考えております。

26ページをお開きください。

ただいまの方針のもと、6で新規事業、地域福祉基金積立金の地域福祉基金(介護分)造

成事業として、既存の積み立て分とは分ける形で積み立てを行うものでございます。積み立て後の具体的な用途等につきましては、今後新知事の判断も仰いだ上で決定し、6月肉づけ予算を含め、次年度以降において、介護、高齢者福祉施策を推進する新規事業等に活用したいと考えております。ただし、基金の一部につきましては、県の財政事情等も考慮しまして、介護、高齢者福祉に関連する既存事業等で4月からの実施が必要なものに充てることとし、当初予算に計上いたしております。

恐縮ですが、24ページにお戻りください。

続きまして、4. 介護保険対策費の(2)介護給付費県負担金交付事業は、市町村の介護保険給付に対し、法に定められた負担割合に応じて県が負担するもので、215億8,332万円余をお願いしております。

25ページをお願いいたします。

(5)地域支援事業交付金交付事業は、介護予防など地域の実情に即した取り組みを進める市町村に対し、法に基づき交付するものでございます。(7)中山間地域等24時間介護サービス提供体制モデルづくり事業は、中山間地域等において在宅サービスの基盤整備を進めるとともに、地域住民等が共同して生活支援サービスを創出し、高齢者が安心して暮らせる体制づくりをモデル的に進める市町村に助成するものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課の平成24年度当初予算としまして、261億9,702万円余を計上いたしております。

次に、82ページをお願いいたします。

条例等議案でございます。

議案第49号熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

83ページに条例案の概要を記載しておりますが、先ほど御説明しましたとおり、介護保険法の一部改正により、平成24年度に限り、

介護保険料の保険料率の増加の抑制を図る等のために、基金の一部を処分することができるようになったところでございます。これに伴い、本県においても基金の一部を処分することができるよう、関係規定の整備を行うものでございます。

施行は、本年4月1日を考えております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田端社会福祉課長 社会福祉課でございます。

2月補正予算資料の18ページをお願いいたします。主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費の2の生活福祉資金貸付事業費でございますが、(1)が貸付事務費、(2)が社会福祉協議会に配置しております相談員の人件費でございますが、それぞれ事業費確定に伴う減額でございます。

次に、遺家族等援護費につきましては、説明欄にありますとおり、国庫委託金の内示額の増減に伴うものでございます。

次に、19ページの生活保護総務費につきまして、1の(1)でございますが、これは、生活保護世帯の子供が大学等に進学する際に生活費を貸し付けるものでございますけれども、新規申請が見込みより少なかったため、減額をお願いするものでございます。

(2)のホームレス対策事業、それから(4)の矯正施設等退所者社会復帰支援事業、それから、次の20ページでございます(6)の自立支援プログラム策定実施推進事業につきましては、いずれも社会福祉法人等への委託事業として実施しております、委託契約に伴う執行残の減額をお願いするものでございます。

済みません、戻りまして、(3)の住宅手当緊急特別措置事業、それから、20ページの冒頭、(5)の緊急雇用創出基金市町村補助事業につきましては、住宅手当の申し込みが見込みより少なく、減額をお願いするものでござ

います。(3)が県実施分、(5)が市町村実施分でございます。

次に、20ページの5の緊急雇用創出基金積立金でございますが、社会福祉課が実施しております住まい対策につきまして、国の第3次補正予算により、基金年限が1年延長され、本県への追加交付が示されたことから、基金に積み増しを行うものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

扶助費につきまして、1.生活保護でございますけれども、これは県分の生活保護費でございますが、平成23年度当初予算額の積算に用いた扶助人員の伸び率に比べまして、実際の扶助人員の伸び率が鈍化したため執行残を生じる見込みとなりましたので、今回2億7,970万円余の減額をお願いするものでございます。

補正予算関係については以上でございます。

続きまして、当初予算関係の説明資料の27ページをお願いいたします。主なものを御説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

説明欄2の(2)の生活福祉資金相談支援体制強化事業は、貸付業務の窓口となります市町村社会福祉協議会に相談員を配置しておりますが、その配置に係る経費を助成するものでございます。

3の社会福祉諸費は、社会福祉法人や施設の指導監査に要する経費でございます。平成23年度は、94の法人、163カ所の施設の監査を行っておりますが、平成24年度も、同じ規模で実施する予定でございます。

次に、遺家族等援護費でございます。次の28ページにかけまして、戦没者遺族の方々に対する特別弔慰金等に関する事務、また中国残留邦人等に対する自立支援や支援給付金の経費を計上してございます。

次に、28ページ、中ほどですが、生活保護総務費でございます。

1の(1)生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業は、生活保護世帯の子供が大学等へ進学する際に生活費を貸し付け支援するもので、継続分と新規利用希望者を見込みまして合計37名分の予算を計上してございます。(2)のホームレス対策事業は、ホームレス等に対して、巡回相談、宿所の提供、生活指導等を一体的に行い、その自立を支援するものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

(3)の住宅手当緊急特別措置事業、それから(5)の緊急雇用創出基金市町村補助事業は、就労意欲と能力がある失業者で住宅喪失またはそのおそれがある方に対して家賃相当分の手当を支給するとともに、就労支援を行うものでございます。(3)は、県が郡部において実施する分、(5)は熊本市を含む各市が実施する事業への助成でございます。

なお、(5)の市の場合には、ホームレス対策等についてもこの予算で行っております。

戻りまして、(4)の矯正施設等退所者社会復帰支援事業は、高齢または障害がある矯正施設退所者に福祉的な支援を行う地域生活定着支援センターの運営に要する経費でございます。(6)の自立支援プログラム策定実施推進事業は、生活保護受給者が、それぞれが抱える課題を把握し、支援プログラムを立てて、自立を支援する事業でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

(7)の生活保護適正実施推進事業は、生活保護の適正運営を確保するため、県本庁が行う監査に要する経費や、福祉事務所が行う資産や扶養義務者等の調査、研修、啓発等に要する経費でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

扶助費でございます。

1. 生活保護扶助費につきまして、(1)の生活保護費は県分の生活保護費でございますが、前年度当初予算との比較では2億4,900万円余の減額となっております。これは、先

ほど補正予算の説明の際にも申し上げましたとおり、平成23年度当初予算額の積算に用いた扶助人員の伸び率に比べまして、実際の扶助人員の伸び率が鈍化したためでございます。被保護世帯や保護人員の増加傾向そのものには変わりはありません。

以上、社会福祉課の平成24年度一般会計当初予算として、総額45億2,975万8,000円をお願いしてございます。

最後に、32ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

生活保護世帯進学応援資金貸付におきまして、在学中継続して貸し付けを行う必要がありますので、平成27年度まで債務負担行為を設定するものでございます。

社会福祉課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○溝口幸治委員長 それでは、ここで高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課、社会福祉課の説明について質疑を受けます。

質疑ございませんか。

○岩下栄一委員 大変悩ましい問題で、認知症対策ということで、ここに地域支え合い体制づくりというのがありますけれども、うちの地域で認知症のお年寄りを地域で救援しようということで、今度何か認知症に扮した人が町内を歩き回って、それをみんながどこそこへ連れていくとか、いろんなことをやるんですけども、これはこれですかね、この地域支え合い体制づくり事業ですかね。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 今委員おっしゃいましたのは、恐らく徘徊模擬訓練のことであるかと思うんですが、私の方で地域支え合い体制づくり、我々やっておる分は、市町村が地域の実情に応じて住民の支え合いの体制をつくる、その立ち上げを支援するというところでございまして、中には、そう

いう認知症の方を対象にした取り組みというのもございます。

それから、それ以外に、今回予算の方では補正とか出ておりませんが、国の補助を受けまして、各地域におきまして認知症の方の見守りの体制を整備する、そういう事業も今年度14の市町村で行われているところでございます。

○岩下栄一委員 いや、いろんな事業が取り組まれていることは大変結構なことでございますが、つらつら思うに、予防という視点が何かちょっと軽いかなという感じがするんですね。パワーリハビリテーションとか、あるいは何か最近ラジオで言っていたのかな、お年寄りにラジオを聞かせましょうと——テレビはだめなんだ、ラジオで脳の活性化を図って、認知症予防と。いろんな方法がありますよね、予防において。

それで、私も、やがてひよっとするとひよっとするから、日ごろから注意をしておりますけれども、やっぱりそういう予防という視点を今後より強くしていくべきじゃないかと思うんですね。結果は出たと。結果に対していろんな手当てがされるけれども、やっぱりなるべくなら、ならない方がいいわけですから、予防の視点を今後行政の中で強くしてほしいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 高齢化社会の中で、いろいろな老人福祉関係の、今回の議会でも質問でもありましたけれども、本当多岐にわたって、いろいろなグループホームとか、そういうものがたくさんあるんですけども、最近、不正受給がいろいろ新聞紙上あたりでも出てくるんですけども、やっぱり福祉という理念を持たずに、商売的な利益追求型の考え方でそういう運営に取りかかるような人た

ちが多いんじゃないかと思うんですけども、実態として、監査、いろいろ種類があるので、監査をされるのも大変だと思うんですが、今県内でこういう免許取り消しとか、そういう事例というのはどういうものがあるのか、近年ふえてきているのか、ちょっとお尋ねします。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

今の委員御指摘がございましたとおり、私ども、実地指導、あるいは監査ということで計画的に指導を行っております。

そういう中にありまして、去年は、いわゆる不正請求によります指定の取り消し、これは4事業者行いました。それから、今年度も、これは、老健施設の取り消しも含めて、2つの事業所の指定取り消しを行っているところでございます。

いずれにしましても、税と保険料から成ります公的な制度、これが介護保険制度でございますので、その制度にのっとった形で、県としては、不正請求等を行います事業者に対しては、しっかりとした形で対応していきたいというふうに考えております。

○西岡勝成委員 相当な数の監査をされたり、指導されたりしていくわけですけども、何年に——毎年するわけじゃないでしょうから、すべての施設、何年に1回ぐらい回ってくるんですか。

○永井高齢者支援課長 まずは、実は、サービス類型ごとの集団指導というのを毎年6月に行っております。そこで、いろんな形の法制度の改正の中身であるとか、施設の運営に伴いますいろんな県としての問題意識、そういったところをお話をさせていただいております。

実地指導というのは必要に応じてやってお

りますので、何年に1回この事業所を行うという形ではございません。実地指導を行う中で、もし問題があるというようなことがわかれば、それをその場で監査という形に変えて行ったり、あるいは内部告発を含めていろんな情報をいただく中であって、その情報の内容の確認を行いながら、必要に応じて監査あたりも行っているということでございます。

○西岡勝成委員 つい最近、天草の方でも取り消しの話があったんですけども、そういう入所されたり、通所されている方々がまず一番困られますよね、仮に取り消しになった場合。その辺の接点といいますか、次に移していくような対策というのはどういうものがあるのか。

○永井高齢者支援課長 今御指摘がございました天草の事業者は、有料老人ホームに併設の訪問介護事業所を持っているところでございます。利用者のサービスの継続というのは県としても大事なところだというふうに思っておりますので、地元の天草市、あるいは社会福祉協議会、そういったところと協議、相談をしながら、継続して他の事業所のサービスを受けられるような形で、協議、調整をいたしているところでございます。

○西岡勝成委員 かなりの人々に影響を、サービスを受ける人たちに影響を与えるので、できれば継続してされるような体制をつくった方が一番——地域密着型にしても、通所されるにしてもいいので、その辺はいろいろな角度からの指導をしていただいて、その地域に残れるような体制をぜひ指導していただくようお願いをいたしておきたい。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 認知症のコールセンター、

機能強化というふうに書かれていますけれども、現実問題、私、1回行ったときは1人でされていたんですけども、人員とか何かふやされるような予定なんではないか。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 認知症コールセンターの方には、昨年度から3名の専門員の方、従来2名だったので、昨年度1人ふやしまして3名の体制にしたところでございます。ふやした方は、医療等に詳しい専門職の方を1名追加でお願いしたところであります。

○藤川隆夫委員 わかりました。

もう一点、たんの吸引のこと、前から介護職のたんの吸引に関してはずっと言っているんですけども、やっぱり現場から話が来るのは、実際指導した方の看護師も、あるいは指導を受けた介護職も、やはり非常に不安がっているというところがあります。相変わらず責任の所在が余り明確になっていないという部分もありますし、そのようなところで実際に4月1日から始まるということで、非常に不安を抱えていらっしゃる方が多数いらっしゃるということをまず認識しておいてもらいたいということが1つ。

最終的には、これは国の方で介護職にたんの吸引ができるようなカリキュラムをつくっていただいて、その中で資格を与えていくというようなことを考えていくように、国に対して提言をしてもらいたいというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 今先生がおっしゃいましたプログラム、今国が示しました研修のカリキュラムに沿いまして県でやっておりますが、それでは……。

○藤川隆夫委員 なくて。現実問題、介護福

社士とか資格取るじゃないですか。そのときにそこにカリキュラムの中に入れ込んでもらって、資格を取った段階でそれができるようにしてもらって、その後研修を受けてもらってやるというふうなシステムをつくっていかないと——今回4月1日から始めます。もうつけ焼き刃的なものにしかならなくて、やはりみんな非常に不安がっているという現場の声があるので、できれば、そういうような制度をつくってもらうように、国に働きかけてもらいたいですよね。もう現実始まる部分は始まる部分で、これはしょうがないからやらざるを得ないんでしょうけれども、そういうふうなことを含めて、国に対しての提案みたいなことをしてもらったらどうかと思っちょつと言ったんですけれども。

○江口長寿社会局長 昨年の介護保険法の改正とあわせて、介護福祉士及び社会福祉士法の一部も改正されました。今後、介護福祉士の資格を取られる方については、今回のたんの吸引等の医療行為を介護福祉士の資格をもってできるようにするという事で、養成課程の中にそういった研修も入れ込むということになっております。ですから、今後新しく養成される介護福祉士については、その養成課程の中できちんとした研修を受けるといって、今回介護職に認められた医療行為ができるということになる予定でございます。

あわせて、介護福祉士の資格を持ってない介護職員が医療行為を行う際には、別途国が定めたカリキュラムどおりの研修を受けることによってそういった行為ができるということになっておりますので、そういった2本立てで今進めているという状況でございます。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○平野みどり委員 基本的には養護学校ですか、特別支援学級等の医療行為に関しては、看護師ほほえみサポートですか、ありますから、そういう方たちがやって、看護師さんがやっていただくことが原則なんですけれども、どうしても学校の事情によっては先生方がという場合もあるかと思うんですけれども、教職員に関しても、介護職員以外のということでの研修によって、一定程度ができるというような形であるというふうに聞いておりますけれども、そこはいかがですか。どういった研修になっていくんでしょうか。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 今回の介護職員等に対する研修でございますが、大きく2つのカテゴリーに分かれておまして、1つが、不特定多数の方を対象にした、例えば、施設において1の方が何人もの方のお世話をする、もしくは、お1人の方を何人もで見るといって不特定多数の方を対象にした研修が1つございます。もう一つが、特定の方、例えば、特別支援学校等で、障害をお持ちの方で、たんの吸引等が必要な方がいらっしゃる場合には、その方をお世話される先生なり——これはもう特定の者対象の研修ということになります。そういう研修の類型がございまして、そちらの方も、今回同時並行で不特定多数とあわせて研修が行われているところでございます。

○平野みどり委員 その場合は、じゃあ、例えば、新学期からこういう子が入ってくるというふうになったときに、支援学級の先生だったり、担任の先生が随時研修を受けられるという形になるんでしょうか。タイミング的にはどんなふうになるんですか。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 そこは、今年度は来年度の4月から始まるということで、非常に短い期間の中でやったところ

でございますが、来年度は、できるだけ両方の研修につきましても、早い段階でスタートさせて利用者の方の御迷惑にならないようにしたいとは思っております。

○西岡障がい者支援課長 特定の者のたん吸引の研修というのは障がい者支援課の方でやっておりますけれども、来年度の当初予算に5ブロックの100人ぐらいを予定して当初予算で組んでおります。ただ、現に、特定の者というのが特定されない場合は、やはり特定された後に研修受けて、たん吸引をやっていたかという形になりますので、できるだけ私どもの方も速やかに周知して受けてもらうように努力したいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 生活保護のことでお尋ねをいたします。

24年度の予算で、生活保護指導員10名いらっしゃいますけれども、指導されて、大体何人ぐらいの方が自立をされたのか、ちょっと教えてください。

○田端社会福祉課長 自立支援プログラムに関するお尋ねでございます。

自立支援プログラムといいますのは、被保護者のいろんな状況、自立阻害要因、そういったものを分析しまして、具体的な手順を定めて支援するものということでございます。今お尋ねは、就労支援に関するものということでございますけれども、県内23の福祉事務所ございますけれども、全福祉事務所がこの就労支援の自立支援プログラムに取り組んでおります。

直近3カ年の状況をちょっと御紹介いたしますと、平成20年度が951人の方に支援を行っております。その結果、就職をされた方、それと増収を図った方、収入がふえた方、そ

ういう方を含めまして、198人でございます。平成21年度が、支援対象者が1,043人、就職者の方が231人、それから平成22年が1,009人の方に支援を行っております、308人の方が就職をされております。年々、少しずつですけれども、就職率といいたいでしょうか、それは上がってきている状況でございます。

○早田順一委員 御努力で少しずつ自立をされている方がふえているということでありませうけれども、全体としてはどうなんですか、ふえているんでしょうか、生活保護者の方というのは。

○田端社会福祉課長 生活保護者の被保護人員は年々増加をしております、平成20年度以降急増をいたしました。平成21から22にかけてが、増加率が非常に高かったんですけれども、今年度に入りまして、若干その伸び率は鈍化しております。平成21から22にかけて12%ほどの伸び率がございましたけれども、本年度に入りまして、それが大体その半分ぐらいです。6.4%ぐらいに伸び率は鈍化をいたしております。

○早田順一委員 この生活保護の問題は、社会の情勢も影響することで非常に難しいというふうに思いますけれども、指導員さんが10名いらっしゃって、確かに、就労を、仕事をされる方ができてきていますけれども、全体として、やっぱり全体が大きいもんですから、保護される方がですね。そういった意味で、どうなんですかね、職員さんをふやせばいいことなのか、それか、またほかの何かすれば、何か事業すれば、こういった抑制されるというか、何かお考えはありますか。

○田端社会福祉課長 各福祉事務所のケースワーカーは、一応基準が決まっております、市部は80ケースに1人、それから郡部は

65ケースに1人ということなのですが、その基準を上回っているところ、1人当たりのケースが基準を上回っているところは、市部の方でちょっとございます。熊本市を中心にして、3～4ぐらいたしかあったと思いますけれども、そういったところのケースワーカーは非常にたくさんのケースを抱えているものですから、なかなか就労関係の指導が難しいというところもございます。

生活保護者の申請そのものを抑制といいますか、そういうのはなかなか難しいと思います。ただ、極力、生活保護の申請をされて生活保護に至っても、短期のうちに就労をして自立していただくように、そういったことに特に最近重点是置いてやっております。ですから、自立支援プログラムも、ケースワーカーそのものが自立支援プログラムを組んで指導するというのももちろんありますけれども、ケースワーカーがなかなか手が回らないという状況があったものですから、今年度から新たに委託事業、民間のノウハウを活用して自立支援をやっているということで、今年度から新たに取り組んでおります。その中には、就労意欲喚起事業ということで、なかなか就労意欲のない被保護者の方々に対して、例えばボランティア活動とか、そういったものから少しずつ就労に対する意欲を喚起しているという、そういう事業も今年度から新たに取り組んでいるところでございます。

○平野みどり委員 生活保護の増加は、今経済状況も厳しいので、いたし方ない部分もあるかもしれませんが、自立できる方は短期で自立していただくことは当然なんですけれども、生活保護の中にやはり貧困の女性、高齢女性の割合がかなり高いというふうに聞いていますけれども、今現状といいますか、推移はどんなふうになっていますか。

○田端社会福祉課長 貧困率の話ですけれども、特に、ひとり親世帯の貧困率が非常に高いというふうに言われております。つい先般、平成22年の国民生活基礎調査結果を受けて、貧困率というのが国の方から出ております。ひとり親世帯の貧困率が50.8%でございます。総体的貧困率、全体では16%がその貧困率というふうになってまして、それに比べますと、ひとり親世帯は50.8ということでございますので、非常に高い率、2世帯に1世帯は貧困の状況にあるという結果が出ているようでございます。

○平野みどり委員 ひとり親世帯といいますか、子育て世帯も含めての話だと思うんですけども、特に高齢女性、年金が本当にわずかしかないとか、年金がないような方たちの場合は、生活保護でしかもう生きていけない場合が多いと思うんですけども、特に高齢の女性がふえているのではないかなと思うんですけども、そこら辺は特にデータとしては今のところではないですか。

○溝口幸治委員長 田端課長、今の貧困の高齢の女性というふうに思うんですけども、その生活保護者自体の何か分け方というか、こういう人——例えば就労だって物理的にできない人もいれば、やる気があるけれどもできない人、そしてもう短期間にやる気を持ってできる人とか、いろいろ区分があると思うとですよ。それによって支援策というのが変わってくるんでしょうから、何かその全体像がこっちがつかめないの、何か局地的なというか、部分的な質問になってしまうとですけど。

○田端社会福祉課長 生活保護世帯の世帯類型別の数字というのがございまして、高齢者世帯が44.7%……

○溝口幸治委員長 それは後で資料出してください。

○田端社会福祉課長 はい。資料を後ほどお届けいたします。

○溝口幸治委員長 また、場合によっては、そこの議論をしたいと思えます。

ほかにございませんか。——いいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、先に進みます。

子ども未来課、中園課長。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

2月補正予算資料の22ページをお願いいたします。

右側の説明欄に沿って主なものを御説明いたします。

まず、2段目、障がい者福祉諸費の発達障がい理解促進事業です。これは、商業施設や公共交通機関などの関係者に発達障害の理解を深めていただくため、研修会などに講師を派遣する事業ですが、委託料が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、下段の1番、児童健全育成費ですが、(1)は、市町村が行う放課後児童クラブ事業への補助です。(2)は、市町村や商店街、あるいは地域の縁がわ施設が行うさまざまな子育て支援事業への補助です。いずれも所要額が見込みを下回ったことによる減額でございます。

2番の国庫支出金返納金につきましては、22年度に受け入れた国庫補助金のうち、交付確定に伴い返納するものでございます。

3番の安心子ども基金積立金につきましては、平成20年度から基金を設置しまして、各種の子供関係事業を実施しておりますが、その運用利息を積み立てるものでございます。

次の23ページをお願いいたします。

上段の1番、児童扶助費につきましては、民間保育所運営費の県負担金の減額でございます。

下段の1番、市町村保育施設運営費補助につきましては、延長保育などの特別保育や保育ママの事業、また、2番の児童福祉施設整備費につきましても、保育所整備の補助でございます。いずれも所要額が見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

4番の施設職員退職共済費につきましては、社会福祉施設などの職員の退職金の一部を負担するものですが、国が決定する補助単価が見込みを下回ったことによる減額でございます。

下段の1番、母子医療対策費につきましては、小児慢性特定疾患ということで、11の疾患群が対象となりますが、その治療費の公費負担分に不足が見込まれますので、増額をお願いしております。

次に、2番の乳幼児医療費につきましては、子供の医療費助成を行う市町村に補助するものです。こちらも不足が見込まれますので、増額をお願いしております。

3番の妊婦健康診査支援基金積立金につきましては、平成21年に基金を設置しまして、市町村が実施する妊婦健診に補助をしておりますが、このたびは運用利息と22年度分の市町村からの返納金を積み立てるものでございます。

4番の妊婦健康診査費につきましては、市町村の所要見込み額が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

続きまして、恐れ入りますが、別冊の説明資料で、2月補正・追号関係としたものをござらんいただきますようお願いいたします。薄い資料でございます。

資料は3ページをお願いいたします。

国の4次補正予算によりまして追加交付が

ありますので、安心こども基金と妊婦健康診査支援基金にそれぞれ積み増しを行うものでございます。

以上、子ども未来課は、先ほどの補正で5億6,300万円余の減額と、ただいまの追加補正で19億6,500万円余の増額をお願いしております。

続きまして、追号の同じ資料の7ページをお願いいたします。

条例議案でございます。

先ほど補正でお願いしました妊婦健康診査支援基金につきまして、実施期間を延長する必要がありますので、関係条例の一部改正をお願いしております。

2月補正関係は以上でございます。

続きまして、24年度当初予算関係をお願いいたします。

当初予算関係の資料で33ページをお願いいたします。

こちら右側の説明欄に沿って主なものを御説明いたします。

上段2番の育成医療費につきましては、身体に障害のある18歳未満の児童に対する医療費でございます。

中段1番の(2)発達障害者支援センター事業につきましては、発達障害者を支援する総合的な拠点ということで、大津町にあります社会福祉法人三気の会に委託をしまして、相談業務や啓発研修を初め発達障害に関する各種事業を実施いたします。

次に、下段の目名ですが、児童福祉総務費の関係でございます。次の34ページから35ページにかけて、保育所を初め各種子育て支援事業の経費を計上しております。

まず、34ページをお願いいたします。

説明欄2番の(1)多子世帯子育て支援事業ですが、経済的支援策として、第3子以降の3歳未満児の保育料無料化を行う市町村に補助するものでございます。来年度からは、全市町村で取り組んでいただく予定になってお

ります。次の(2)児童健全育成事業は、放課後児童クラブや児童館活動など、市町村に補助するものでございます。

35ページをお願いいたします。

中段の説明欄1番の児童扶助費ですが、熊本市以外の民間保育所運営費の県負担金でございます。負担割合は、国が2分の1、県と市町村が、それぞれ4分の1ずつとなっております。

次に、下段の1番、(1)特別保育総合推進事業ですが、市町村が、保育所などにおきまして、延長保育や病児・病後児保育など、地域のニーズに応じて行うさまざまな子育て支援に補助するものでございます。(2)家庭的保育推進事業は、保育ママ推進事業ということで23年度から新規に取り組んでおりますが、保育士の資格を持ち、認定研修を修了した人が、自宅や借り上げた施設などで子供を預かる事業でございます。23年度は準備のための事業を進めてまいりましたが、24年度から大津町や菊陽町などで実際に子供の預かりを始めますので、新たに運営費補助を計上しております。

次に、36ページをお願いいたします。

下段の2番、母子衛生費は、先天性代謝異常を早期発見するための血液検査を行う費用でございます。24年度からは、熊本市以外の新生児分を負担することになります。

4番の母子保健対策費ですが、これまで思春期関係の事業は、望まない妊娠対策や女性のケア事業に組み込んでおりましたけれども、それらを抽出する形で新たに再編統合しまして、ピアカウンセリングによる思春期相談や高校における性教育講演会などに取り組むものでございます。これまでは県立高校だけを対象にしておりましたが、24年度からは私立高校でも実施したいと考えております。

次に、37ページをお願いいたします。

5番の(2)熊本型早産予防対策事業ですが、早産を予防し、極低出生体重児を減らす

ために、産科、歯科の医療機関と行政が協働し、これまで天草や人吉・球磨地域でモデル的に実施してまいりました。24年度からは、その成果を踏まえまして、熊本型ということで全県的に拡大するものでございます。

次の(3)NICU入院児支援事業は、NICUに長期入院している子供の在宅移行を支援するものです。これまで約3年間県庁内の担当課にコーディネーターを置いて取り組んでまいりましたが、24年度からは、次のステップとしまして、2カ所の総合周産期母子医療センター、これは熊大病院と熊本市民病院になりますけれども、これらの医療機関へコーディネーター配置を委託するものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

6番の乳幼児医療費は、子供の医療費の自己負担分を助成する市町村に補助するものでございます。県の補助は、入院、通院ともに4歳未満を対象にしております。

8番の妊婦健康診査費は、基金を活用しまして、市町村が行う妊婦健診に補助するものでございます。

以上、子ども未来課は、総額で90億1,332万7,000円をお願いしております。

続きまして、条例議案になりますけれども、同じ資料の84ページをお願いいたします。

第50号議案熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正でございます。

資料の方は、めくっていただきまして、87ページの概要の方で説明させていただきます。

今回の改正は、昨年公布されましていわゆる地方分権一括法によりまして、通称ですけれども、認定こども園法が改正され、認定こども園の認定要件は、すべて都道府県の条例で定めるとされたことに伴うものでございます。

この一括法に基づきます社会福祉施設の基

準条例につきましては、後ほど報告事項でまとめて説明があるかと思いますが、この認定こども園だけ、平成18年に制度ができました際に、既に県の条例で基準を定めた部分がございます。したがって、今回の改正については経過措置がありませんので、本年4月から施行するために今回提案させていただくものでございます。

主な改正点は、資料の中ほどの内容のところに8項目お示ししておりますが、県に裁量の余地がありますのが(7)と(8)でございます。

まず、(7)でございますが、給食の外部搬入について見直しを行いまして、一定の要件を満たす場合は、すべての型の認定こども園について、満3歳以上の子供に限り、外部搬入を認めるよう改正するものでございます。また、(8)は、その施設が認定こども園である旨の表示義務を定めるものでございます。

条例については以上です。

よろしくをお願いいたします。

○溝口幸治委員長 質疑まで行きますか。

じゃあ、質疑に入りたいと思います。今の説明について質疑ございませんか。

○上田泰弘副委員長 皆さんが考えていらっしゃる間に1つだけ。これは要望です。

この前質問した後、いろんなまた反響がありまして、やっぱり発達障害を、やはりおじいちゃん、おばあちゃん、そして御主人がなかなか認められないと。自分の子供はそうじゃないというふうな形で、うちの家系にそういう人はいませんというような形で、案外拒絶される家庭が非常に多いそうでございます。ですから、球磨・人吉でされていた、ああいうピラですね、発達障害を周知するための。ああいうのがやっぱり1回、早い段階である程度全県下に周知した方がいいんじゃないかなというふうに思いました。予算の都合

もありますから、もしできるようであればお願いしたいと思います。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

今、上田委員から御提案がございました件ですけれども、確かに、早い時期に、できれば全家庭にそういう周知ができればなど思っております。その一つのきっかけとしまして、3カ月健診、子供が生まれて3カ月健診というのは割合と受診率が高いということでございますので、そういったときにお母さんたちに配布して御家庭で見ていただくと、そういったことを考えてみようかなと思っております。それは補正予算でお願いすることになるかと思っております。

○上田泰弘副委員長 お願いしておきます。

○平野みどり委員 若干関連ですが、上田委員が今回質問されたかなと思っておりますけれども、サポートファイルの件ですね。今後県の方でもつくっていかれるということで大いに歓迎したいんですけれども、情報の共有化という意味では、一部議員も一般質問の中で取り上げておられましたけれども、行政、自治体のクラウド。クラウド化して、いろんな段階でいろんなところが——アクセスするにはいろんな条件があるとは思いますが、共有できるような形にしないと、ファイルとって本当にファイルだけとかということではいけないと思うので、あるいはどっかのパソコンの中に入っているというだけでもいけないと思っておりますし、ぜひ、これを導入の際に、そういうことも含めて仕組みを検討していただきたい、これは要望ですけれども、お願いします。

○溝口幸治委員長 要望ですね。

ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 保育ママの件なんですけど、対象が待機児童解消のための家庭的保育ということが主眼になっているかと思っておりますけれども、今回大津と菊陽で実施されるわけなんですけれども、現在、熊本市を除く待機児というのは、この2つぐらいですか。あと、どっかありますか。

○中園子ども未来課長 待機児童は、全体で、これは昨年の10月1日現在の数字でございますが、496人ございます。先ほど熊本市を除くと委員おっしゃいましたけれども、熊本市が164人ございまして、そのほかに、合志市、それから長洲町、大津町、菊陽町、益城町、御船町といったところで、熊本市周辺ですけれども、待機児童が発生しております。県の関係では332人おります。

○藤川隆夫委員 わかりました。大津、菊陽で今回実施されるわけなんですけれども、この待機児じゃない人も見るというようなところまで踏み込んで今現時点では考えていないんですかね、待機児じゃないと言ったら、ちょっと言い方おかしいですけれども、入れるつもりはないんだけれども見てほしいというような場合ですね。

○中園子ども未来課長 一応保育に欠ける児童という要件がございまして、一般の認可保育所と同じ要件で預かることとなります。一応福岡市などが先進的にやっておりますけれども、一応受け付けをします際は、認可保育所か家庭的保育かということは区別をせず受け付けまして、そして希望をとったりして入れていくというような形になるかと思っております。

○藤川隆夫委員 わかりました。いいです。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 ちょっと今の件なんですけれども、保育ママは、保育士さんの資格のある方がされると思いますけれども、やはり密室だったり、本当に小さい子を狭い環境の中で、少人数での関係ですので、いろんなことが起こり得るかなという意味では、支援する体制というのはもちろんあると思うんですけれども、抜き打ちで見ていくというようなことも含めてされるのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

○中園子ども未来課長 家庭的保育につきましては、密室性ということが以前から指摘されておりまして、一応保育士1人で3人まで預かることができるんですけれども、補助者をつけると5人まで預かれるということで、熊本県としては、保育士と補助者をつけた形で5人預かりという形をとっていきたいと思っています。

それと、連携保育所という制度がございまして、そこから支援者を派遣するとか、あと、集団的な保育ということも大事ですので、運動会とかいろんな行事の際には、子供たちがその連携保育所に参加するとか、そういったことを考えていきたいと思っております。

○平野みどり委員 連携保育所の方から様子を見に来るといったようなことも日常的にあるということですね。

○中園子ども未来課長 一応定期的に見ていくような形になります。

○平野みどり委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
なければ、昼食のため、休憩します。

1時に再開します。

午後0時2分休憩

午後0時59分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開いたします。

お待たせいたしました。子ども家庭福祉課、福島課長。

○福島子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

まず、2月補正予算関係の資料25ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、中段の児童福祉総務費の説明欄2の要保護児童進学応援事業は今年度の新規事業で、児童養護施設や里親のもとで養育される児童に、大学等へ進学する際の生活費を貸し付けるものでございます。当初予算の際に、進学希望者の意向調査を踏まえ、予算計上しておりましたが、実際見込みより少なかったため、減額をお願いします。3名に貸し付けております。

次の3. 国庫支出金返納金は、平成22年度に受け入れた国庫支出金のうち、交付確定に伴い、国庫への返納が必要なものについて、1,307万円余の増額をお願いするものでございます。

一番下の母子福祉費、説明欄1のひとり親家庭等支援事業は、母子家庭高等職業訓練事業、これは国の制度に基づき実施している事業ですが、その内容は、母子家庭の母親が看護師等の資格を取得するために養成機関に通う場合に給付金を支給するものです。当初見込みを下回ったことによる減額等でございます。

26ページをお願いします。

説明欄2の(3)児童扶養手当支給事業費(扶助費)は、当初見込みより少なかったことに伴い、減額をお願いしております。

以上、総額1億1,414万円余の減額をお願いしております。

続きまして、当初予算の関係でございます。資料の39ページをお願いいたします。

主なものを御説明します。

まず、一番上の社会福祉総務費は、DV啓発事業として広報啓発等の事業でございます。

次の社会福祉施設費は、まず、説明欄(1)のDV対策支援事業は、要保護女子・DV被害者等からの相談対応等の経費でございます。次の(2)のDV対策強化事業は、DV被害者を緊急的に一時保護する民間シェルターに対する助成や、高校生等を対象に実施しておりますDV未然防止教育等の経費でございます。(3)が、一時保護所の管理運営経費でございます。

次に、児童福祉総務費ですが、40ページをお願いいたします。

説明欄3、(1)子ども・若者育成支援推進事業は、一昨年の4月に施行されました子ども・若者育成支援推進法に関する事業でございます。ニート、引きこもりなど、社会生活を営むことが困難な子供、若者への支援を目的とした法律でございますが、その内容は、関係支援機関によるネットワークであります協議会の運営経費、それから支援機関が実施する啓発事業等の経費でございます。(2)要保護児童進学応援事業は、先ほど補正予算で説明した事業です。今年度からの継続分3名分と事前の調査に基づく新規6名分として、418万円をお願いしております。

次に、下段の児童措置費ですが、1. 児童扶助費の(1)県措置にかかる措置費の支弁は、要保護児童等の施設等への入所や里親委託に要する措置費でございます。来年度は、33年ぶりに施設の児童指導員等の人員配置基準の引き上げが行われるほか、施設に里親支援専門相談員の配置等を実施する予定としております。

次の(2)及び41ページの(3)が、母子生活支援施設や授産施設への委託費等でございます。

次の2が、清水が丘学園関係のPersonnel費、管理運営費等でございます。

次の3の児童手当費でございます。これは子ども手当の県負担金分を市町村に交付するものですが、いまだに新たな法案の行方が不透明な状況にあります。子ども手当は年3回支給されますが、今回の当初予算では、そのうち、現行制度での支給内容と変わらない6月支給分のみ計上をいたしております。残る10月支給分と2月支給分につきましては、国の制度改正がはっきりした上で、6月補正以降での対応を検討させていただきたいと考えております。

下段の母子福祉費ですが、まず(1)のひとり親家庭等支援事業は、これも先ほど補正予算で説明しました母子家庭の母親が看護師等の資格を取得するための養成機関に通う場合に給付金を支給する事業や、各種相談への対応等の経費でございます。

42ページをお願いします。

中段の3、(2)がひとり親家庭等に支給します児童扶養手当扶助費でございます。

それから、4のひとり親家庭等医療費は、ひとり親家庭等の医療費を助成する市町村に対する補助でございます。

43ページをお願いします。

児童福祉施設費でございます。

まず、説明欄2の児童福祉施設整備費は、児童福祉施設の施設整備を行う社会福祉法人に対する助成ですが、来年度は、山鹿市にございます愛隣園によるファミリーホームの新設を予定しております。

次に、3. 児童相談所費の(3)児童保護費負担金徴収促進事業は、児童養護施設等への入所に当たって保護者から所得に応じて徴収します児童保護費負担金の徴収促進に要する経費でございます。

次の(4)子ども虐待防止総合推進事業は、児童虐待の防止や被虐待児への支援等のために実施する各種事業の経費でございます。

44ページをお願いします。

(5)の子どもを虐待から守るための緊急対策事業は、23年度からの事業でございますが、児童相談所における児童の安全確認体制の強化等のための非常勤職員の配置や地域での見守り体制の充実等のために、地域で研修を受講された際の児童虐待防止対策に要する経費でございます。

次の(6)里親推進事業は、里親制度の普及促進や里親委託の推進のための経費です。現在中央児童相談所に配置しております里親委託等推進員も、来年度からは八代児童相談所にも配置する予定にしております。

次の(7)の児童家庭支援センター事業は、荒尾市にございます同センターの運営費でございます。

次に、4の児童一時保護所費ですが、中央児童相談所に設置しております一時保護所の管理運営費でございます。なお、熊本市にも一時保護所が設置され、4月1日から運営される予定となっております。

45ページをお願いします。

母子寡婦福祉資金特別会計繰出金でございます。

母子家庭及び寡婦の経済的自立を図るための制度でございます母子寡婦福祉資金の貸し付けを実施するため、一般会計から特別会計へ繰り出すものでございます。

以上、一般会計予算、59億7,926万円をお願いしております。

46ページをお願いします。

特別会計でございます。

先ほど御説明しました一般会計からの繰出金と県債を財源に貸し付けを実施するものでございます。事務費と合わせまして、総額1億5,319万円余をお願いしております。

最後に、47ページでございます。

債務負担行為の設定でございます。

まず、一般会計、要保護児童進学応援資金貸付は、先ほど説明しました事業に伴うものでございます。

次の母子家庭等の児童の身元保証は、母子家庭等の児童が就職する際、保証人が得られないときに、県が身元保証を行う制度でございます。

最後の母子寡婦福祉資金貸付は、これも先ほど御説明しました貸し付けに伴い、債務負担行為を設定するものです。

以上で説明は終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

まず、2月補正でございます。

2月補正予算説明資料の27ページをお願い申し上げます。

障害者福祉費で4,135万円余の増額をお願いしております。

右、説明欄の1. 障がい者扶助費でございますが、(1)の更生医療費、(2)の障害福祉サービス費等負担事業は、いずれも利用状況から所要見込み額が予算額を上回るものとなりましたために、増額補正をお願いするものでございます。

(3)重度障害者に係る市町村特別支援事業は、訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、重度障害者の割合が著しく高い市町村に対し財政支援を行うものでございます。所要見込み額が減となりましたので、減額補正を行うものでございます。

続きまして、2. 障がい者福祉諸費でございますが、(1)の障がい者支援工賃アップ推進事業につきましては、昨年度国において開催されました全国好事例発表会を想定しておりましたが、本年度は開催がなかったため、減額をするものでございます。

(2)の市町村地域生活支援事業は、市町村

が地域の実情に応じた福祉サービスを実施するもので、その所要見込み額に応じて増額補正を行い、(3)の障害福祉サービス事業者等運営安定化事業は、新体系移行後の事業者の運営の安定のために、従前の報酬額の90%を保証するものでございますが、障害児施設における所要見込み額が増となりましたので、補正をお願いするものでございます。

(4)障がい者就労継続支援事業及び次の28ページの(5)「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業は、いずれも緊急雇用基金を活用した事業でございます。雇用契約期間の短縮等により契約実績額が減少となりましたので、補正を行うものでございます。

(6)在宅障がい児・者実態調査につきましては、調査箇所数の減に伴い、国の内示額が見込みを下回ったために、減額補正を行うものでございます。

続きまして、3. 国庫支出金返納金でございますが、いずれも平成22年度分の額の確定により国庫支出金を精算返納するものでございます。

4の重度心身障がい者医療費につきましては、市町村の実績額の減少により減額補正を行うものでございます。

続いて、次の29ページ、6. 障害者自立支援対策臨時特例基金積立金でございますが、平成22年度市町村事業の額の確定に伴い、超過交付による返納金が生じており、その返納金のうち、基金相当分を基金へ積み戻しするというものでございます。

続きまして、児童措置費でございます。52万円余の増額をお願いしております。

1. 心身障害者扶養共済事業は、加入者が負担する保険料のうち、生活保護受給者等についてはその一部を減免し、県費で負担しておりますけれども、年度途中で対象者が増加となりましたために、増額をお願いするものでございます。

2. 国庫支出金返納金につきましては、平

成22年度国庫補助金の額の確定に伴い、超過交付分を国へ精算返納するものでございます。

次に、下段の児童福祉施設費でございます。

(2)のこども総合療育センター管理運営費でございますが、先ほど御説明しました報酬額の90%を保証する障害福祉サービス事業者等運営安定化事業は、こども総合療育センターもその対象施設となりますが、県有施設ですので、センターの既存予算の財源の一部を基金に更正するものでございます。

30ページをお願いします。

精神保健費でございます。3,108万円余の増額をお願いしております。

1. 精神保健福祉センター費ですが、精神保健福祉センターは、現在保育大学校跡地に移転しておりますが、水道町にありました旧センターの処分に当たり解体費用を計上しておりましたが、解体せずに売却としたために、当該費用が不要となりましたので、減額補正を行うものでございます。

2. 地域自殺対策緊急強化基金積立金は、国の第3次補正予算により県への交付金が追加交付となりましたので、基金への積み増しを行うものでございます。なお、当基金の事業実施期間は24年度まで延長となっております。

以上、障がい者支援課、2月補正予算は1億2,585万円余で、補正後の合計は218億2,546万円余となります。

続きまして、追号議案について御説明いたします。

別冊の2月補正・追号関係資料の4ページをお願いいたします。

国の第4次補正予算に伴う補正でございます。

障害者自立支援対策臨時特例基金積立金ですが、当該基金は、自立支援法施行に伴って創設され、新体系への移行期限である平成23

年度末までとなっておりますが、今回事業実施期間が24年度まで延長となり、本県への追加配分額は3億円を見込んでおります。

これにより、本課の平成23年度予算総額は221億2,546万円余となります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第106号議案熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金の一部を改正する条例の制定についてでございます。

10ページの概要により御説明を申し上げます。

基金の事業実施期間が平成25年度まで延長となりましたので、条例の有効期限を平成25年12月31日まで延長するものでございます。

続きまして、24年度当初予算について御説明申し上げます。

当初予算関係説明資料の48ページをお願いいたします。

障害者福祉費でございます。123億1,183万円余を計上しております。前年度予算との比較で30億円余の減となっておりますが、熊本市の政令市移行に伴う減が12億円程度、基金事業が縮小となったための減が15億円程度となっております。

それでは、主なものを御説明申し上げます。

1. 障がい者扶助費でございます。

医療費関係、手当、介護サービス費等の扶助費でございます。このうち、(2)の精神通院医療費につきましては、熊本市の政令市移行により、23年度予算と比較しますと、11億円余の減となっております。

また、(4)の障害福祉サービス費等負担事業につきましては、障害者自立支援法、児童福祉法の改正により、児童福祉法に基づく障害児給付費、措置費の対象のうち、18歳以上の入所者が自立支援給付扱いとなるなど、対象範囲が広がり、8億6,500万円程度増額しております。

続きまして、2. 障がい者福祉諸費でございます。

新規事業が3本ございます。

(1)の障害者条例相談員等設置運営事業は、昨年7月に制定いたしました障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づく広域専門相談員等相談体制の整備、それから個別事案解決のための調整委員会の開催経費等でございます。

(2)の工賃向上計画支援事業は、2期目の工賃向上計画を達成するに当たっての経営指導、さらには共同受発注の推進を図るための経費等でございます。

(3)の障害者虐待防止対策支援事業は、昨年、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が成立し、本年10月からの施行となりますが、行政機関、関係団体等の連絡会議を設けますとともに、障害福祉施設従事者や相談窓口職員等に対する研修等を行う経費でございます。

49ページをお願いいたします。

(6)の障がい者社会参加総合推進事業ですが、一部新規の小事業として、コミュニケーション推進事業を計上しております。内容は、昨年7月に制定しました、いわゆる障害者条例に言う合理的配慮の一つにも当たりませんが、聴覚障害のある方への情報伝達支援のために、企業や団体等が主催する会議へ手話通訳者、要約筆記者を配置する費用の一部を助成するものでございます。

(8)の福祉・介護人材の処遇改善事業は、23年度の平成20年2月、3月分について、基金事業として、介護職員の処遇改善を行う事業者への助成金を交付するものでございます。なお、24年4月からは、介護職員への処遇改善の助成は報酬改定に取り込んで対応することとされております。

続きまして、50ページをお願いします。

3. 障がい者福祉施設整備費でございます。

(1)の障がい者福祉施設整備費は、社会福祉施設の老朽改築等に対する補助として、また、(2)の障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業は、施設の耐震化のための補助として、両事業合わせて、4億6,000万円余を計上しております。

続きまして、5. 重度心身障がい者医療費でございます。

重度障害者への医療費の助成を行う市町村への補助でございますが、平成24年度からは、熊本市の政令市移行に伴い、熊本市への補助率を2分の1から3分の1へ変更することとしており、補助率変更による削減額は、県補助ベースで1億3,200万円余となっております。

51ページをお願いいたします。

児童福祉総務費でございます。823万円余を計上しております。

レセプト審査、特別児童扶養手当支給に従事する嘱託職員の人件費等でございます。

続きまして、児童措置費でございます。13億9,296万円余を計上しております。

1の障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業は、障害児施設での給付措置に係る費用負担でございますが、児童福祉法の改正によりまして、自立支援給付となる分に加えまして、事業の実施主体が県から市町村へ移る分を調整しまして、15億円余の減となっております。

52ページをお願いいたします。

続きまして、中段の児童福祉施設費でございます。10億6,492万円余を計上しております。

主なものとしましては、2にありますとおり、宇城市松橋町にございますこども総合療育センターの運営経費等でございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

精神保健費でございますが、2億5,395万円余を計上しております。

こちらにつきましても、政令市移行に伴い、24年4月1日からは、精神保健業務に係る権限とその業務が熊本市に移管されますので、それに伴う予算の減及び精神障害者施設についても障害者自立支援法の施設として全面移行となるため、前年度の予算額から半減した予算となっております。

1. 精神保健費ですが、(1)の精神保健医療費は、措置入院に係る経費でございます。

(3)自殺予防普及啓発事業、(4)市町村自殺対策推進事業、(5)自殺予防相談支援等事業は、いずれも地域自殺対策緊急強化基金を活用した事業でございます。

54ページをお願いします。

3. 精神保健福祉センター費は、精神保健福祉センターの運営経費等でございます。

続きまして、保健所費でございます。

精神保健対策費は、保健所における精神障害者に対する相談支援等に要する経費でございます。

最後に、県立病院事業会計繰出金でございます。

地方公営企業法に基づく一般会計からの繰出金でございます。

以上、障がい者支援課の平成24年度当初予算総額は158億4,646万円余でございます。

続きまして、同じ資料の88ページをお願いいたします。

条例改正関係を御説明いたします。

第51号議案でございます。熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

89ページの概要で御説明いたします。

条例制定の趣旨でございますように、熊本市の政令市移行に伴い、新たに熊本市が制度を設けることとなりますために、関係規定を整備するものでございます。

内容にありますとおり、1では、県条例においては、加入者の要件として、県の区域内に住所を有する者としておりましたが、県の

区域から熊本市の区域を除く必要が生じました。

2では、現在、県制度に加入されている方を自動的に熊本市の制度に移行させるための必要な経過措置等を規定しております。

3は、加入申請、各種届け出等に関して、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき、市町村に書類等の受け付け事務を移譲しているために、移譲対象市町村から熊本市を除外するものでございます。

続きまして、90ページをお願いいたします。

第52号議案熊本県子ども総合療育センター条例及び熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

93ページの概要で御説明いたします。

児童福祉法の改正によりまして、今まで肢体不自由、知的障害といった障害の種別ごとに区分されておりました障害児の施設やサービスが通所支援、入所支援として体系化されることに伴いまして、現在の施設やサービスの名称が変更されますので、関係規定を整理するものでございます。

また、子ども総合療育センター条例については、肢体不自由、知的障害のある児童としていた対象者について、児童福祉法でも、障害児の定義として、発達障害を含む精神障害も明記されたことから、障害児として表し、対象児童の整理を図るものでございます。

続きまして、94ページをお願いいたします。

第53号議案熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

95ページの概要で御説明申し上げます。

自立支援法においては、市町村が支給決定を行い、その給付決定に不服があり、県知事へ審査請求がなされた場合、障害者介護給付費等不服審査会において審理を行っております。

今般、児童福祉法の改正によりまして、障害児の通所に関する給付決定についても市町村が行うようになりましたので、これに伴う審査請求についても同様に同不服審査会で審理を行うこととし、関係規定を整備するものでございます。

96ページをお願いいたします。

議案第54号障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

97ページの概要で御説明申し上げます。

条例改正の趣旨でございますように、身体障害者福祉法と知的障害者福祉法の一部改正によりまして、本条例で引用しております地域相談員に係る条文の条項が変更となりましたために、条例改正を行うものでございます。

最後に、98ページをお願いいたします。

議案第55号熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

99ページの概要で御説明申し上げます。

障害者基本法の一部が改正されまして、障害者施策推進協議会につきましては、審査会、その他の合議制の機関を置くとの規定に改正されております。これに伴いまして、機関の名称を障害者施策推進審議会に改めるものでございます。

このほか、障害者基本法の条文の条項が変更されたことによりまして改正や、審査会の委員選定の規定において、委員は福祉に従事する者を選定するとされておりましたが、法改正に合わせて、自立及び社会参加に関する事業に従事する者から選任すると改定しております。

以上、障がい者支援課でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 それでは、子ども家庭福祉課、それから障がい者支援課の説明について

て質疑を受けます。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 自殺防止対策ですけども、今県内でどのくらい数があるんですか。

○西岡障がい者支援課長 一番新しい数字で、歴年で警察庁が調べておりますけれども、本県の場合は437名という数字になっております。昨年度が471名でしたので、34名減という状況でございます。

○岩下栄一委員 全国的にもかなりの数の人が自死をしていると。経済的原因とか、いろんなことが言われております。こういう社会情勢だからそういう原因があるんだろうけれども、ただ、私は、自殺者は、うつないしうつ状態、あるいはうつ病から自死に走るといふ傾向があるんじゃないかなと。そうなってくると、自殺予防対策の前に、うつ病対策といますかね、そういうものが何か必要かなと。

この間、テレビで、何か飛躍的なうつ病の治療方法というのがちょっとあって、それは今からいろんな面で効果が本当にあるのかなというのは検証、押さえないといけないでしょうけれども、この自殺とうつ病の関連というのはどんなふうにとらえているんですかね。

○西岡障がい者支援課長 自殺の原因の半分が健康問題というデータがございます。その健康問題の中の約半分が、うつ病による自殺につながっているんじゃないかというデータがございます。一般的には、一般の診療科から精神科に、うつ病の方をつなぐような事業とか、お医者さんはもちろんですけども、職員の方が、うつに対する理解を深めるための研修等も精神科病院協会に委託して、国の方でも十分力を入れておりますけれども、う

ちの県の方でも、あわせて、同じようにうつ対策については取り組んでいるところでございます。

○岩下栄一委員 いろんな自殺の具体的例を見るときに、やっぱりうつ状態だった、あるいはうつ病だったということをよく聞くもんですから、そういう点で、うつ病対策を十分今後とっていただきますようお願いいたします。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 授産施設の工賃向上計画、この前も視察で見させていただきました。県庁であったり、県事務所であったり、作品展示会なり、販売会、ちょっと私も天草に行かせていただいていますけれども、やっぱりつくっているもの、要するに、消費者ニーズに合ったものをつくっているのと、そうでないのには、所得とといいますか、差がかなりあるんじゃないかと思うんですね。例えば、クリーニングあたりは結構いいという話聞きます。その辺の消費者ニーズをどうやって——つかむ努力がないと、売れぬものを幾らつくってもなかなか所得につながっていかないと思うんですけども、そういう意味じゃあ、施設の方々の方針とといいますかね、売れていくようなものをつくるような体制というのが必要と思うんですけども、売れてない、余り売れないと賃金が下がる、その差というのがあるんですかね、実際に。

○西岡障がい者支援課長 授産協会とか、熊福連とか、きょうされんとか、いろんな形で団体も組織されて、いわゆる個性ある売れる自主製品というのをかなりそれぞれの施設で考えて、つくられてきています。

それで、先ほど全国の好事例発表会あたりもございますけれども、熊本県からも何点か

選ばれて、そういう全国に通用する商品といますか、そういうのも出てきております。ただ、なかなか施設によって、やはり体力の違いもあるのかもしれませんが、やはりまだ十分個性ある商品といますか、売れる商品まで至っていないような施設もございます。

そういう意味では、来年度から始まる第2期の工賃向上計画の中では、各施設ごとにそういう自分のところの施設に合った工賃の向上計画をもう一度個別に整理していただいて、県の方でも支援していくという形でやっていきたいと考えております。

○西岡勝成委員 天草の中でも、もう非常にもうかっているような施設もあるし、差というのは実際あるんですか。能力もちろん、障害者の能力もあると思うんですけども、賃金の差というのは。

○西岡障がい者支援課長 一般的には、障害種別ごとに、天草にある、例えば工賃が高いところは、身体障害者の方が主に働いていらっしゃるんですけども、やはり長年の努力で天草島内の顧客をきちっと、クリーニング業ですけども、とらえられていて、やはり経営的にも安定しているといったところがございます。ただ、新規に始めるような授産施設については、なかなかその辺がやはりまだきちっと結果が出るまでには至っていないんじゃないかなというふうに思っております。

○西岡勝成委員 そこで、やっぱり県の役割というのは大きいと思うんですけども、商品開発にしる、マーケティングにしる、そういうことも含めて指導して、ぜひ、できれば高い賃金になった方が一番いいわけですから、障害者の方々。努力をしてやってください。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 今の件に関してですけれども、一般に買っていただくということも大事なんですけれども、庁内での調達とか、そこら辺はどんな推移になっていますか、県とか市町村。

○西岡障がい者支援課長 例えば、授産製品の購入につきましては、10月ごろに県庁の地下大会議室で、やはり県庁各課に呼びかけまして、授産製品を実際見ていただいて、それを仕事の上で御活用いただくといった取り組みもやっております。年々伸びてはおりますけれども、22年度がたしか1,170万程度の実績ということになっております。もう少し呼びかけて、そこは努力していかなきゃいけないというふうには思っております。

○平野みどり委員 ついでなんですけれども、くまモンの影響というのは、結構くまモンが入っている商品いっぱいありますよね、私も買うんですけども、授産施設関係です。あれは影響、プラスに働いていますかね、やっぱり。

○西岡障がい者支援課長 聞いたところによりますと、松橋の方の施設がかごをつくっているということで、登録、くまモンの認証番号が1桁ということで、早くから取り組んでいるということもあって、売り上げがもう生産が追いつかないくらいふえてて、500万も軽く超えたというような話も聞いております。そういう面では、人気商品というのを、うまく当たれば、やっぱり一般の製品と同じように売れていくというふうな状況はございます。

○平野みどり委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 先ほど中園課長の方に話をちょっと聞いた母子保健対策費の部分では、思春期の性と生をはぐくむ正しい知識の啓発事業、私立にもということでした。子ども家庭福祉課の方にも、DVに関する講演とかありますけれども、これもやはり県立だけでなく私学の方にも既にもうやっつけらっしゃるのか、これからやられるのか、そこら辺について。

○福島子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

DV未然防止教育のお尋ねでございます。

既に私立学校も含めて実施しております。私も、今年度、2校見学に参りまして、私立の方にも行ってまいりました。ちなみに、全体では、今年度31校実施をさせていただいているところでございます。

○平野みどり委員 デートDV未然防止のための早くからの教育というのはとても大事なので、全国的にも熊本の取り組みは評価されているので進めていただきたいと思います。

それと、その下段の女性一時保護ですけれども、これは、政令市、熊本市は熊本市で持つということでしたかね。それとも、県に一定期間お願いするという形でしたでしょうか、ちょっと確認させてください。

○福島子ども家庭福祉課長 女性の関係につきましては、引き続き女性相談センター含めまして県の方で実施することとしております。

○平野みどり委員 熊本市としても将来的には独自で持つというふうな情報なり、考えなり聞いておられますか。そこら辺はどうでしょう。

○福島子ども家庭福祉課長 済みません。そこまでちょっと確認はできておりません。

○平野みどり委員 児童養護施設等から大学等へ進学する、生活資金の貸し付けですよ、これは返還が必要なんだろうけれども、18歳までしかいられないので、それ以後、大学の時代というのは、生活費、この資金とか、あるいはバイトでどうにか生活しながら進学すると。その大学、学費とか、そこら辺に関しては、こういった子供たちへの支援というのが特にあるというわけではないんですかね。日本育英会の方からこういった子供に対しては特別に枠があるとか、そういうようなことってあるでしょう。これは教育委員会もあつたかもしれませんが、ちょっと生活の部分と修学の一部がちょっと気になったもんですから。

○福島子ども家庭福祉課長 制度としてはいろいろあると思います。本県が作り出したのは、まず、メリットとして無利子ということが一番大きいかと思っております。

あと、要保護児童に対する支援という点では国の方も力を入れておまして、若干紹介しますと、これは就職する場合もそうなんですけれども、大学に進学する場合、その際に1人当たり7万9,000円の支度費と、あと、特に親の経済的な援助が見込めない場合の加算ということで、来年度からさらにプラスで18万9,510円、合計で26万8,510円ということで、これは、5万2,000円、今回増額されております。そういう形で、今国の方もそういう面には力を入れているところでございます。

○溝口幸治委員長 いいですか。

○平野みどり委員 はい。

基本的なことを聞いて済みません。私もちょっと確認なんですけれども、母子寡婦福祉資金貸し付け、これはあくまでも母子でしたか。父子のひとり親の場合も借りられたんですか。

○福島子ども家庭福祉課長 まだ法律の方が改正されておりませんので、父子は対象になっておりません。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。
なければ、先に進みます。
医療政策課、三角課長。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

2月補正予算関係資料の31ページをお願いします。

主なものについて御説明をいたします。

公衆衛生総務費でございます。説明欄をお願いします。

2の保健医療推進対策費の(1)小児医療対策事業につきましては、当初国の統合補助金の活用を予定しておりましたが、国からの内示額が申請額を大幅に下回るものでございました。この取り扱いについて、国の方から、地域医療再生計画に掲載しているものについては、減額分について地域医療再生基金を活用して差し支えないとの通知がありましたので、基金に財源更正を行うものでございます。

(3)の医療施設等施設・設備整備費は、国の内示減や補助対象医療機関からの要望の取り下げに伴い、1億7,314万円の減額補正をお願いします。

(4)の医師確保総合対策事業は、医師不足問題を解消するために行います医師確保対策の総合的な推進に要する経費でございますが、院内保育所等の設置について申請がなかったことや、修学資金対応学生数が予定数に

満たなかったこと等によりまして、所要見込み額が当初見込み額を下回ったことで、減額補正をお願いするものでございます。

(6)の療養病床転換助成事業は、今年度の事業費が確定したことに伴い、減額補正をお願いします。

32ページをお願いいたします。

(7)の医療施設耐震化整備事業は、災害拠点病院及び2次救急医療機関が行います耐震化整備に対して補助を行うものでございますが、入札の実施に伴う事業費の減及び今年度予定しておりました事業の工事進捗率が当初の見込みを下回ったため、7億4,816万円余の減額補正をお願いします。

(9)のヘリ救急医療搬送体制整備事業は、ドクターヘリの運営経費等に対して補助を行うものでございますが、システム、施設の整備が一部見送られたこと、また、ドクターヘリの運航時期の確定に伴い、運航期間が当初予定していた期間より短くなったこと等によりまして、事業費が当初見込み額を下回ったことから、1億6,136万円余の減額補正をお願いします。

(10)の救急医療地域支援体制整備事業は、救急医療支援体制強化のため、救急車から救命救急センター等へ画像等を伝送するシステムの構築等に要する経費でございますが、関係者間の協議に時間を要し、本年度は心電図伝送等の実証実験の実施までにとどまり、本格的なシステム整備までには至らなかったため、4,763万円余の減額補正をお願いします。

3. 母子医療対策費の周産期母子医療対策事業は、周産期母子医療センターの運営費に対し補助を行うものでございます。所要見込み額が当初見込み額を下回ったこと等により減額補正をお願いします。

4. 国庫支出金返納金は、平成22年度女性医師就業継続支援事業等の事業費確定に伴う精算返納金として補正をお願いします。

ざいます。

33ページをお願いします。

3段目の医務費をお願いいたします。

1. 僻地医療対策費の(1)僻地医療施設運営費補助は、本年度の申請額が確定したことに伴いまして、減額補正をお願いするものでございます。

(2)僻地医療施設・設備整備費補助の財源更正は、医師住宅の整備において、精査の結果、住宅の補助対象面積が増加したことに伴い、基金から国庫補助金に財源更正を行うものでございます。

(3)僻地歯科診療支援事業は、本年度の委託料が確定いたしましたので、減額補正をお願いするものでございます。

34ページをお願いします。

2の歯科行政費の在宅歯科医療確保対策事業の財源更正は、国の統合補助金の内示減に伴い、地域医療再生基金に財源更正を行うものでございます。

保健師等指導管理費です。

1. 看護行政費の看護師養成所等運営費補助事業は、事業費の確定に伴いまして減額をお願いするものでございます。

2. 看護師等確保対策費の(1)阿蘇圏域訪問看護推進事業及び(2)の訪問看護師定着支援事業は、訪問看護師等の人材確保や定着等を図る事業でございますが、事業費が確定したことに伴いまして減額補正をお願いするものでございます。

(4)の看護師等養给力強化事業は、看護師等養成所の専任教員の資質向上及び教育環境の整備に要する経費でございますが、所要見込み額が当初見込み額を下回ったため、減額補正をお願いするものでございます。

35ページをお願いします。

(5)の専門性の高い看護職員の養成支援事業は、所要見込み額が当初見込み額を下回ったため、減額補正をお願いするものでございます。

(6)の水俣・芦北圏域在宅生活支援サービス提供体制づくり事業は、訪問看護の提供や中山間地域等で24時間の介護サービスを提供するモデルの構築と水俣・芦北圏域における在宅生活支援サービス提供体制の整備に対して支援を行うものでございますが、補助申請額が当初見込み額を下回ったため、655万円余の減額補正をお願いするものでございます。

以上、医療政策課の補正予算といたしまして、総額14億7,749万円余の減額をお願いしております。

36ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

医療施設耐震化整備事業につきましては、耐震化整備指定医療機関に対し、平成21年度から平成26年度にかけて債務負担行為を設定し、事業費の補助を行っているところでございますが、各医療機関の事業の進捗に合わせ、平成26年度までの限度額の変更をお願いするものでございます。

続きまして、当初予算の内容につきまして、主なものを御説明いたします。

当初予算、条例等関係資料の55ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございます。説明欄をお願いいたします。

1. 衛生諸費の災害医療体制整備事業は、災害拠点病院や災害派遣医療チーム、いわゆるDMA T指定病院が行います災害医療用の資機材整備及び災害研修参加費用等に対し補助を行うものでございます。

2の保健医療推進対策費の(1)天草保健医療圏ヘリポート等施設整備事業は、天草医療圏の救急医療提供体制の向上を図るため、天草地域医療センターが行いますヘリポート整備等に対して補助を行うものでございます。

(2)の歯科医療設備整備事業につきましては、障害児・者の歯科治療に取り組んでおります熊本県歯科医師会が使用します歯科用ユ

ニット等が老朽化したため、その設備の更新に対して補助を行うものでございます。

(3)の熊本県医療資源調査・予測事業は、本県における医療提供体制等に係る課題を把握するため、医療資源の状況や将来の医療供給量、医療需要量等の調査を行うこととしておりますが、その調査等に要する経費でございます。

56ページをお願いいたします。

(4)の阿蘇医療圏二次救急医療機能整備事業は、阿蘇中央病院が予定しております病院施設及び設備整備に対して補助を行うものでございます。

(5)の障がい児(者)摂食リハビリテーション等整備事業は、重度心身障害児施設等が行います治療に必要な設備整備に対する助成等でございます。

(6)の熊本県地域医療広報・啓発事業は、県民に対し地域医療の現状を周知するとともに、適正受診を促すために行う広報啓発活動に要する経費でございます。現在、大学病院志向、コンビニ受診、軽症での救急病院受診といった過度な要求が、医療機関や医師の負担となって地域医療の現場で大きな問題となっております。このため、地域医療を持続的に提供できるよう、県民に地域医療の現状について知っていただき、適正な医療機関での受診に努めていただくことを広報活動を通して促していきたいと考えております。

(7)の薬剤耐性菌感染防止に向けた地域ネットワークの構築事業は、感染管理専門医療職者が取り組む耐性菌感染防止のための連携システム構築に対して助成を行いまして、地域レベルでの感染症の蔓延防止を図るものでございます。

57ページをお願いいたします。

(8)の感染管理専門医療職者育成支援事業は、(7)と同じく、感染症の蔓延防止を図るため、感染管理の専門医療職者の養成及び院内感染対策整備に対して支援を行うものでござ

います。

以上、この事業までが平成24年度からの新規事業でございますが、(3)及び(5)から(8)までの5事業につきましては、地域医療再生計画の拡充分の事業として実施するものでございます。

(9)、(10)の救急医療施設運営費補助及び小児医療対策事業は、救命救急センターや小児医療拠点病院の運営及び小児救急電話相談事業、いわゆるシャープ8000等に要する経費でございます。

(11)の医療施設等施設・設備整備費は、医療機関が行います施設及び設備の整備に対する補助でございます。

(12)の医師確保総合対策事業は、地域で医師を派遣する寄附講座、また医師修学資金貸与事業や女性医師支援など、医師確保対策の推進に要する経費等でございます。本年度新たに、総合的な医療を必要とする地域の医師不足に対応するため、熊本大学医学部臨床医学教育研究センターが行います地域医療に関する研究や教育に対し支援を行いたいと考えております。

(13)の自治医科大学経常運営負担金は、自治医科大学の運営費に対する負担金でございます。

58ページをお願いします。

(14)の療養病床転換助成事業は、療養病床を有する病院または診療所が老人保健施設等の介護保険施設に病床を転換する際に必要となる整備費用に対し補助を行うものでございます。

(15)の医療施設耐震化整備事業は、災害拠点病院等が行う耐震化整備に対して補助を行うものでございます。

(16)の阿蘇医療圏医療連携推進事業は、阿蘇医療圏におきます休日・夜間急患センターの運営等に対して補助を行うものでございます。

(17)の脳卒中等医療推進事業は、熊大病院

に設置しております脳卒中・急性冠症候群寄附講座に要する経費等でございます。

(18)のヘリ救急医療搬送体制整備事業は、去る1月16日に運航開始いたしましたドクターヘリの運営費に対する補助、それからドクターヘリと防災消防ヘリ「ひばり」の2機による熊本型ヘリ救急搬送体制を推進していくための経費でございます。

59ページをお願いいたします。

(19)の救急医療地域支援体制整備事業は、救急車と救命救急センター等がインターネットを通じて、心電図や画像の伝送システムの構築と地域における救急搬送体制を強化支援するための経費等でございます。

3. 母子医療対策費の(1)周産期医療対策事業は、周産期母子医療センターの運営に対する補助に要する経費等でございます。

(2)の地域周産期中核病院等機能強化事業は、総合周産期及び地域周産期母子医療センター、それから地域で中核的な役割を担います産科病院が行う周産期医療に必要な設備整備や総合周産期母子医療センターが行います子供の発育、発達を専門とする理学療法士などの療育専門職の配置等に対して補助を行うものでございます。

60ページをお願いいたします。

下段の医務費でございます。

2の僻地医療対策費の(1)僻地医療施設運営費補助は、僻地診療所や僻地医療拠点病院の運営に対する補助及び僻地医療支援機構の運営に要する経費でございます。(2)の僻地医療施設・設備整備費補助は、僻地診療所や僻地医療拠点病院が行います施設や設備整備に対して補助を行うものでございます。

3の歯科行政費の在宅歯科医療確保対策事業は、寝たきりの高齢者等に対する在宅歯科診療提供体制の充実を図るため、在宅歯科診療に取り組む医療機関が行います診療に必要な設備整備に対して補助を行うものでございます。

61ページをお願いします。

保健師等指導管理費です。

1の看護行政費、(1)看護師養成所等運営費補助事業は、民間看護師等養成所や病院内に保育所を設置する医療機関に対してその運営費を補助するものでございます。(2)の看護教員等研修事業は、看護実習施設の実習指導養成に要する経費等です。また、専任教員として必要な知識、技術を習得してもらうため、来年度から新たに、看護学校養成所の専任教員を養成する講習会を2年間本県において実施する予定としております。(3)の看護師等修学資金貸与事業は、看護学生に対し修学資金を貸し付け、県内に就業する看護師等の確保を図るものでございます。

2の看護師等確保対策費です。

(1)の看護職員継続教育体制整備事業は、看護職員のニーズに合った研修が受けられるよう、医療圏ごとに継続教育体制を構築するための経費でございます。(2)の新人看護職員研修事業は、医療機関が行うOJT研修に対する助成や看護職員教育責任者等の研修に要する経費でございます。

62ページをお願いします。

(3)の看護師等養给力強化事業は、前ページの看護教員等研修事業で御説明いたしました看護師等養成所の専任教員のための講習会受講を促進するため、長期研修を受講する際の受講費等に対して補助を行うものでございます。

(4)の専門性の高い看護職員の養成事業は、認定看護師を養成するため医療機関が負担する資格取得に必要な受講料等に対して補助を行うものでございます。

(5)の看護職員確保対策支援事業は、病院の就業環境改善など魅力ある病院づくりや、院内保育所の整備等に取り組む医療機関に対して支援を行うものでございます。

(6)の水俣・芦北圏域在宅生活支援サービス提供体制づくり事業は、水俣・芦北圏域に

において安心して在宅医療が受けられるよう、訪問看護ステーションを支援するため、運営費等に対して補助を行うものです。

以上、医療政策課の平成24年度一般会計予算は、総額66億8,423万円余をお願いしております。

続きまして、63ページをお願いします。

債務負担行為の設定について御説明いたします。

まず、医師修学資金貸付についてですが、これは県内の地域医療に従事する医師を確保するため、熊本大学医学部入学者を対象に、一般枠5名、地域枠5名の合わせて10名に修学資金を貸し付けるもので、貸し付け期間が入学から卒業までの6年間にわたるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

熊本県医療資源調査・予測事業及び阿蘇医療圏二次救急医療機能整備事業につきましては、いずれも事業期間が2年間にわたることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

次に、条例議案でございます。

同じ資料の100ページをお願いいたします。

第56号議案熊本県准看護師試験委員条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

101ページの概要で御説明申し上げます。

熊本県准看護師試験委員の委員長選出方法の見直しに伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

准看護師につきましては、保健師助産師看護師法により、都道府県に准看護師試験委員を置き、試験を実施することとされており、試験委員に関し必要な事項は、条例で定めることとされております。

これまで熊本県准看護師試験委員の委員長につきましては、条例で熊本県健康福祉部長の充て職となっておりますが、より機動的

な委員会運営が行えるよう、委員長選出方法を委員の互選に変更いたしますとともに、用語の整理を行うものでございます。

医療政策課、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○林田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

2月補正資料、37ページをお願いいたします。

国保・高齢者医療課は、市町村の国民健康保険及び75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度に係る法に基づく交付金、負担金等でございます。

2月補正予算につきまして、主なものを御説明させていただきます。

まず、国民健康保険指導費でございます。

説明欄の3. 国民健康保険制度安定化対策費でございますが、これは、市町村の国民健康保険財政の安定化を図るために負担している県調整交付金について、医療費の実績見込み額が当初の見込み額を下回ったことなどにより、3億2,163万円余の減額をお願いするものでございます。

次に、公衆衛生総務費でございます。

説明欄の1. 後期高齢者医療対策費の(1)後期高齢者医療給付費県負担金は、後期高齢者医療広域連合が行う医療給付に要する費用の一定割合を負担するものですが、この給付費が当初の見込みを下回ったことにより、4億5,313万円余の減額をお願いするものでございます。

(2)後期高齢者医療高額医療費負担金は、高額な医療費の発生による財政リスクを軽減するための広域連合に対する負担金ですが、高額な医療費が当初の見込みを上回ったことにより、9,136万円余の増額をお願いするものでございます。

(3)後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、低所得者等の保険料を軽減するための市

町村に対する負担金ですが、保険料軽減額が当初の見込み額を下回ったことにより、1億264万円余の減額をお願いするものでございます。

以上、2月補正予算として、次の38ページの計に記載しておりますとおり、7億8,033万円余の減額をお願いしております。

次に、当初予算資料64ページをお願いいたします。

平成24年度当初予算につきまして、主なものを御説明させていただきます。

まず、国民健康保険指導費でございます。

説明欄の2. 国民健康保険助言指導費でございますが、市町村等の保険者及び保険医療機関等に対する助言、指導、支援に要する経費等でございます。

次に、3. 国民健康保険制度安定化対策費でございます。

①は、市町村が行う低所得者世帯の保険料、保険税の軽減等に対し、その一部を負担するもの、②は、レセプト1件80万円を超える高額な医療費の支出について市町村間で負担し合う高額医療費共同事業への市町村拠出金に対し、その一部を負担するもの、③は、市町村国民健康保険の財政を調整するための交付金でございます。

4の国民健康保険広域化等支援基金積立金でございますが、市町村国民健康保険財政の安定的運営を図るための貸し付け等を目的として設置している基金に運用利息及び償還金を積み立てるものでございます。

次の65ページをお願いします。

公衆衛生総務費でございます。

説明欄の1. 後期高齢者医療対策費でございます。

(1)、(2)及び(3)につきましての事業内容につきましては、2月補正での説明のとおりでございます。

(4)後期高齢者医療不均一保険料負担金は、激変緩和措置として均一保険料より低い

保険料を賦課した場合の広域連合に対する負担金でございます。

次に、2の後期高齢者医療財政安定化基金積立金でございます。

広域連合の財政安定化等を図るために設置している基金への積み立てでございます。

以上、平成24年度当初予算として421億162万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 医療政策課と国保・高齢者医療課について質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○藤川隆夫委員 国保・高齢者医療課になんですけれども、高額医療費の共同事業への市町村拠出金に対する負担金というのがありますけれども、これは全市町村が入っているというふうに考えていいんですかね。

○林田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

今お尋ねのは、国保の高額共同事業ですね。

○藤川隆夫委員 はい。

○林田国保・高齢者医療課長 この事業につきましては、各市町村がそれぞれ拠出金を出すという形で実施しておりまして、全市町村がその制度の中でやっておられるということになります。

○藤川隆夫委員 市町村が拠出されているというのは、これは負担割合はどういうふうに決めているんですかね。

○林田国保・高齢者医療課長 それは、現在、医療費の過去の実績に基づき、一定の基

準により市町村に拠出金を出していただいているという制度でございます。

○藤川隆夫委員 総額は、どれぐらいにこれはなるんですか。——いいです。後で教えてください。どの程度積んで、どういう形で運用しているかだけ後で教えてもらえばいいです。

○林田国保・高齢者医療課長 はい。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 ドクターヘリの件ですけれども、まず、天草地域医療センター、2億円の設置の予算をつけていただいて感謝申し上げたいと思いますが、「ひばり」と一緒に運航し始めて、今1カ月ちょっとなるわけですけれども、その成果といいますか、運航状況といいますか、その辺について。

○三角医療政策課長 ドクターヘリの実績についてのお尋ねでございます。

1月16日から先週2月24日までの計40日間の実績について御報告を申し上げます。

ドクターヘリの出動件数は45件で、出動件数の内訳でございますけれども、現場救急が32件、病院間搬送が6件、それから出動後のキャンセルが7件という形になっています。

「ひばり」の方ですけれども、出動件数は22件、これは、現場救急3件、病院間搬送が19件、キャンセルはございません。合わせまして67件ということで、ドクターヘリに関しましては、ほぼ毎日1回ぐらいのペースで出動しているという実績でございます。

それから、2機の役割分担の部分をおよそ追加して御説明させていただきますと、「ひばり」がドクターヘリの機能を補完した件数としまして1件でございます。それから、ドクターヘリが「ひばり」、いわゆる病院間

搬送を補完したという件数が6件ございまして、当初予定しておりました熊本型ヘリ救急搬送体制としての相互補完という役割も果たしているような状況にあるかというふうに思っております。一応順調に。

○西岡勝成委員 遠隔地の救急医療について非常にありがたい体制ができたと思っております。ただ、夜間飛行ができないというのが大きなネックかなと思うんですけれども、この辺は、またほかの対策を考えていかなきゃいかぬのでしょうけれども。ありがとうございました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。——なければ、次に行きます。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

まず、2月補正予算関係資料の39ページをごらんください。

公衆衛生総務費でございます。

右の説明欄ですが、2の衛生諸費で、新規として、市町村派遣職員の人件費相当額の負担金を計上しております。

それから、3の健康づくり推進費でございます。

(1)の健康食生活の推進につきましては、所要見込み額の減、(2)の健康増進計画推進事業と(3)のヘル歯一元気8020支援事業につきましては、国庫補助事業の内示減によるものでございます。それから、(4)の特定健康診査等実施事業は、市町村における所要見込み額の減、(5)の市町村健康増進事業の増額につきましては、肝炎ウイルス検診事業実施に伴う所要見込み額の増によるものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

(7)のむし歯予防対策事業の減額につきましては、事業の所要見込み額の減によるもの

でございます。

次に、4の栄養指導対策費でございます。

(1)の健康増進法施行事務費及び(2)の高齢者元気アップ食生活強化事業につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。

5の原爆被爆者特別措置費の減額につきましては、原爆症の認定が当初の予想より少なかったために、結果として手当支給額が減となったものでございます。

次に、6の特定疾患対策費でございます。

(1)のスモン対策事業費及び(2)の特定疾患治療費につきましては、対象者数がふえたことなどに伴う所要見込み額の増によるものでございます。

41ページをお願いいたします。

下段の予防費でございますが、2のハンセン病療養所入所者家族生活援護費の減額は、対象者数の減に伴う所要見込み額の減によるものでございます。

以上、健康づくり推進課の23年度2月補正予算として、総額4,571万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、24年度の当初予算関係資料の66ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

右の説明欄2の衛生諸費の(2)新規として、市町村派遣職員の人件費相当額の負担金を計上しております。

それから、3の健康づくり推進費の(1)健康食生活・食育推進事業、(2)の健康増進計画推進事業は、それぞれの計画に基づく健康食生活や食育、あるいは健康づくりの推進に要する経費でございます。

それから、(3)の歯科保健推進事業は、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例の趣旨を踏まえて、弗化物による虫歯予防対策など、歯科保健医療計画に基づく県民の歯の健康づくりの推進に要する経費でございます。

資料67ページをお願いいたします。

(4)のがん対策推進事業は、がん診療連携拠点病院が行う医療従事者研修、あるいは相談事業に対する補助等でございます。(5)の特定健康診査等実施事業は、市町村が実施するメタボリックシンドロームに着目した特定健診や特定保健指導に対する負担金でございます。(6)の市町村健康増進事業は、市町村が実施する健康診査など、健康増進を図るための経費に対する補助でございます。(7)の糖尿病医療スタッフ養成支援事業は、糖尿病の発症予防、重症化予防のためのスタッフ養成及び保健医療連携体制の整備に対する助成でございます。(8)のがん検診受診促進企業連携事業は、民間企業などと連携して、がん検診受診率の向上を目指すものでございます。(9)の天草・芦北圏域がん診療機能強化事業は、両圏域における県指定のがん診療連携拠点病院の活動に対する補助でございます。

続いて、資料の68ページをお願いいたします。

(10)のがん診療拠点病院等病理診断機能支援事業は新規でございます。病理医や細胞検査士の育成、それから遠隔病理診断システムの導入整備に対する助成でございます。(11)のアミロイドーシス診療体制構築事業も新規でございます。難病の一つでもあるアミロイドーシスの診療連携体制の整備に対する助成でございます。いずれも地域医療再生基金を活用して、熊本大学医学部附属病院に必要な経費を補助するものでございます。

4の栄養指導対策費でございます。

健康増進法施行事務費は、特定給食施設に対する指導や国民健康・栄養調査などに要する経費でございます。

それから、5の原爆被爆者健康診断費は、原爆被爆者及び被爆二世に対する健康診断に要する経費でございます。

資料69ページをお願いいたします。

6の原爆被爆者特別措置費は、被爆者に対

し健康管理手当等の支給を行うものでございます。

7の特定疾患対策費は、特定疾患の患者や家族の負担軽減を図るために治療費の公費負担を行うための経費及び難病相談支援センターの運営に要する経費でございます。

最後に、資料の70ページをお願いいたします。

予防費でございますが、ハンセン病事業費として、ハンセン病に関する普及啓発等に要する経費でございます。

以上、健康づくり推進課の24年度当初予算として、総額38億6,343万円をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

まず、2月補正予算資料の42ページをお願いいたします。

右の説明欄に沿いまして、主なものを御説明申し上げます。

1段目、1の保健医療推進対策費でございますが、これは、運転免許証の臓器提供意思表示欄への記入率を向上させるための普及啓発に要する経費でございますが、所要見込み額が当初の見込みを下回ったことにより、345万円余の減額をお願いするものでございます。

このほか、国庫補助金の内示減などを含めまして、2月補正予算といたしまして、1,055万円余の減額補正をお願いしております。

次に、平成24年度当初予算資料の71ページをお願いいたします。

右の説明欄に沿って主なものを御説明申し上げます。

まず、1段目、1の保健医療推進対策費で3,088万円余をお願いしております。これは、移植医療の推進を図るため、県臓器移植

コーディネーターの設置及び院内コーディネーターの養成に要する経費のほか、地域医療再生基金を活用いたしまして、熊大附属病院におきます白血球の血液型検査体制の整備等に要する経費の助成及び移植医療に係る体制整備を行います医療機関に対する助成のための経費でございます。

次に、資料の72ページをお願いいたします。

1段目、2の生活衛生営業指導費で1,672万円余をお願いしております。これは、個人経営や零細企業が多く、後継者不足が心配されます理容、美容、クリーニング業などの経営健全化を図るため、生活衛生営業指導センターが行います融資、経営相談などの事業に対して補助を行うものでございます。

次に、資料の73ページをお願いいたします。

2の薬務行政費で2,344万円余をお願いしております。このうち、(3)の薬物乱用防止事業でございますが、県内では、昨年1年間に覚せい剤などで約170人が検挙されるなど、薬物の乱用が依然として憂慮すべき状況にございますことから、小中高校生等を対象とした薬物乱用防止教室の開催など、啓発活動に要する経費でございます。

最後に、資料の74ページをお願い申し上げます。

3の献血制度普及費で1,300万円余をお願いしておりますが、これは、県民の皆様から献血への御協力をいただくため、さまざまなキャンペーン活動及び啓発資材等の作成に要する経費でございます。

また、緊急雇用創出基金を活用いたしまして、高校生、大学生など若年層献血者の確保及び献血会場におきます骨髄ドナー登録の推進に要する経費でございます。

以上、平成24年度当初予算といたしまして、1億8,407万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○小原ねんりんピック推進課長 ねんりんピック推進課でございます。

2月補正予算関係説明資料43ページをお願いいたします。

右、説明欄2の高齢者福祉対策費、(1)は、国庫補助金の交付決定額の200万円の増額に伴う財源更正であります。

以下、(2)から(4)までは、すべて委託料の執行残による減額補正を行うものでございます。

以上、課計2,751万余の減額補正をお願いしております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○岩下栄一委員 移植コーディネーターですけれども、依然として1人ですか。

○内田薬務衛生課長 県の方で助成をしておりますのは、日赤の方に配置をしております西村真理子コーディネーター1名でございます。

○岩下栄一委員 この予算は、コーディネーターの設置とありますけれども、西村さんの費用ですか。

○内田薬務衛生課長 そのとおりでございます。

○岩下栄一委員 ああ、そうですか。もう一点、いいですか。

○溝口幸治委員長 はい、岩下委員。

○岩下栄一委員 1人で足りているのかなという気はしますけれども、よろしく願いします。

もう一点ですけれども、災害時緊急医薬品等供給事業ですけれども、原発は今全部停止して、原発事故のおそれはないのかな。ところが、韓半島とか中国では原発が依然稼動しております。万が一いろんな事故が起こった場合、沃素剤の備蓄というのは、当面不要かもしれぬけど、既存の備蓄体制とか、そういうのあるんですかね。

○内田薬務衛生課長 現在、原発を想定いたしました安定沃素剤の備蓄についてのお尋ねでございますが、本県では、今備蓄はございません。ちなみに、九州各県では、御案内のとおり、原発を設置しております佐賀県、それから鹿児島県、それから隣接県といたしまして長崎県が一部備蓄をしていると、そういう状況でございます。

○岩下栄一委員 当面不要かもしれませんが、何かあるかわからぬからですね。地下鉄サリン事件のときに地下鉄に乗ってたんですけれども、あのときに、虎の門病院に運ばれた人は助かったんですけれども、サリンガスを解毒する薬剤があったんですね、虎の門病院に。あそこだけなぜかあったらしいんですよ、偶然かどうか知りませんが。それで、虎の門病院に運ばれた人はみんな助かってね。

いろいろやっぱりテロとかいろんなことが今後――杞憂かもしれませんが、起きてくる場合に備えというのは、いろいろな形で整えておくべきだなというふうに個人的な感想を持っております。よろしく願いします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 健康づくり推進課のこの前視察で菊鹿だったですかね、特別養護老人ホーム。歯と口腔の重要性というのも示唆されてきたんですけれども、せっかく条例をつくってやっているの、老人施設あたりで、この歯と口腔の健康づくりをもうちょっと戦略的に進めると、お年寄りも安心して、健康で生活できるような体制ができるんじゃないかと思ったりしたんですけれども、やっぱり口臭のにおいも、老人ホーム独特のにおいもなかったし、いろいろな面で歯と口腔の健康がいかに大事かというのも思い知らされたんですけれども、その辺の推進事業の中でもうちょっと予算をつけて戦略的に——条例もつくったことだし、やるべきだと思うんですけれども、その辺どうですかね。

○佐藤健康づくり推進課長 御指摘の点については、やっただけの成果、身体面の健康だけではなくて、認知機能とかの向上の報告もありますので、ぜひそういう事業を実施していきたいと考えております。当初予算には、そこは今のところ入っていないんですが、今後そういう事業も検討して組み立てていきたいと考えております。

○西岡勝成委員 部長、その辺の予算、本格的な予算の中で、そういう意気込みありますか。

○林田健康福祉部長 従来からやっぱり歯科保健医療計画ですとか、地域医療保健計画あたりにも歯のことは位置づけて、8020の運動ですとか、やっぱり虫歯予防とか、そういったことには取り組んではきてはありましたけれども、歯科のこの条例をつくっていただいて、今、西岡委員おっしゃいました歯の健康と全身とのいろんな疾患の関係とか、そういうことまでうたい込んでありますし、そして県は何をする、市町村は何をする、歯科の医

療関係者は何をする、細かな何かははっきりした明確な方向づけもなされておりますし、私はそれをそのとおりにやれば、歯の健康だけじゃなくて、県民の皆さんの体の健康の方に大きな影響があると思っています。

歯のことにつきましては、私、いろいろ部の皆さんとも相談しながら、取り組みを進めていきたいと思っておりますけれども、弗化物の塗布にしましても、それから天草で取り組んで、人吉で取り組んできました医科、歯科の連携による超極低出生体重児の減少のことですとか、こういったものも、もっと力を入れて、そしてまた、全県的にも広げていって、少しでも県民の皆様の健康づくりにつながっていくように、力を入れていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○西岡勝成委員 我々も全く医療については素人で——ドクターがいらっしゃいますけれども、歯がこんなに重要とは実際認識はしてなかったですよ。こういう条例もつくって、広報も必要だと思うので、ぜひその辺も含めて県民が健康な生活ができるように努力をしてほしいと思います。

○平野みどり委員 そういう意味で、弗化物洗口では教育委員会と連携をされているみたいなんですけれども、私は、あくまでもちょっとそれは反対ですが、この前、特別養護老人ホームを訪問させていただいて、食べ物の固さを段階的にしてあったですよ。もう流動ではなく、できるだけ食べ物の素材の味とか、かんた感じとか、そういうのを大事にして取り組んでおられたの、本当に感動したんですけれども、そういう意味での教育委員会と連携していただいて、やはりそしゃくができないとか、一律給食をミキサーで流動食みたいにして食べさせている現状が養護学校もあるので、段階的に食べ物が出せるようにそ

こら辺も改善していただけるように、健康福祉部サイドからも取り組みを促していただきたいなというふうをお願いをしておきます。

もう一点、移植の件ですけれども、小さい子供たちが海外まで行って移植を受けなきゃいけないという今の現状、本当にお金をつくるのも大変だろうと思います。移植に関しては、私も確たる、どちらがいいのかなという部分は、まだ自分の中でもわからない部分はあるんですけれども、日本でも子供の移植ができるようになったときに、ちょっと心配なのが、あくまでも交通事故みたいな事故で臓器を提供するドナーになる場合もあるでしょうけれども、虐待と思われるような事故とか、そういうものの中には出てこないかなと。そこで医者が安易に判断して即移植だというふうにしてしまうのも困りますけれども、そこら辺の歯どめといいいますか、チェックといいいますか、虐待という可能性に関しては、しっかりと検証しないとイケないわけで、即臓器移植というふうにはならないと思うんですけれども、そこら辺どうなんでしょうか。

○内田薬務衛生課長 臓器移植についてのお尋ねでございます。

特に、ただいま御質問のございました小児の虐待の問題についてですが、これは、厚労省の臓器移植に基づきますガイドラインがございまして、そのガイドラインの中で、虐待を受けた疑いのある小児からの移植はしないということが明確に規定されております。したがって、医療施設におきまして児童虐待のおそれのある児童等を診察した場合は、院内に児童虐待防止委員会、これが設置をされておりまして、そこでマニュアルに基づきまして児童虐待の有無を判定いたします。そこで疑いのある者につきましては、当初申し上げたとおり、移植は絶対行われたいというふうになっておりまして、そういった点でのチェックが行われているというふうにご理解

をいただければと思っております。

○平野みどり委員 わかりました。きちんと医療サイドでそれが徹底されますようによくお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 ちょっとこの場で聞いていいのか、大きなその他で聞いていいのか、ちょっとわかりませんが……。

○溝口幸治委員長 議案だけでお願いします。

○早田順一委員 議案だけ。

○溝口幸治委員長 今説明があったところだけですね。健康づくり推進課と薬務衛生課とねりんピック推進課。

○早田順一委員 ちょっと調査に関する事だったんですけれども、その他がいいですかね。

○溝口幸治委員長 その他がいい。

○早田順一委員 はい。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 国民健康・栄養調査ですけれども、厚労省が実施して、地域は県知事が指定すると、こういうことになっていると思うんですけれども、それは日本全体の国民の栄養状態とか健康状態を調査し把握すると。国策に適用するという事ですけれども、県独自の県民の健康・栄養調査とか、そういうものはあっているんですかね。ちょっと知らなかったもんですから。

○佐藤健康づくり推進課長 県民健康・栄養調査につきましては、5年に1回やっています。23年度やりました。今そのデータを集計中ですが、それをもとに、24年度に、次の健康増進計画の策定のための基礎資料、評価のための資料とすることになっております。

○岩下栄一委員 ああ、そうなんですか。どうもありがとうございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。なければ、これで……。

○林田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課ですけれども、先ほど藤川委員からのお尋ねの件で追加でお答えをしたいと思います。

先ほど国保の高額医療費共同事業のということでございますけれども……

○溝口幸治委員長 後でよかと言いなさったでしょう。

○林田国保・高齢者医療課長 わかりました。

○溝口幸治委員長 済みません、それでは、これで質疑を終了したいと思います。ほかにございませんか。

○早田順一委員 健康づくりの調査の件で、何かちょっと報道で、依頼されていたところが、雇用創出基金事業を不正にもらって、失業者でなくて違う人を雇ってやっていたということが報道でちょっと出ていましたけれども、その調査が、高齢者生きがいか、健康づくり調査、分析となっていたものですから、その辺の何か影響というか、内容自体もちょっとよくわからないものですから、よければ

教えてほしいんですけども。

○永井高齢者支援課長 先般、新聞紙上でもお話が出ておりました。高齢者の健康づくりに関する委託調査を私どもの方が委託をした事柄でございます。

この事業につきましては、いわゆる緊急雇用ということで未就職者等を対象とした形で事業所の方で行っていただく必要があったんですが、その方が完全な失業者等ではなかったということがわかりましたので、自主的にその事業者の方から、補助事業として、委託事業としてやりました委託料は、すべて全額を県にお返しになったという事例でございます。事業につきましては、21年度事業でございます。そこは成果品として私どもとしてきちりと納品、確認をさせていただいているところでございます。

○早田順一委員 もちろん、全額返納されるのは当たり前のことだろうというふうに思いますけれども、調査依頼された内容というのは、正確というか、信用できるものなんでしょうか。

○永井高齢者支援課長 当該事業所自体は、市町村の介護予防事業とか、そういうものをたくさん手がけておきまして、県外におきますそういった事業の実績を持っているところでございまして、その中であって、県の高齢者の健康づくりという観点から行いました事業につきましても、内容はもちろんその時点でも確認をいたしました。しっかりと内容を提出いただいているものというふうに判断をいたしております。

○早田順一委員 その業者が調べたことはもう間違いなくいいということで、県としてデータとして使われるということですね。

○永井高齢者支援課長 はい。

○早田順一委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 いいですか。
なければ、これで質疑を終了いたします。
それでは、5分間休憩をいたします。
午後2時34分休憩

午後2時40分開議

○溝口幸治委員長 再開いたします。
次に、継続中の付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。
それでは、請第2号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○末廣健康危機管理課長 請第2号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める請願でございます。

昨年6月に国と原告弁護団の間で成立しました基本合意書に基づきまして、和解手続が進められておりますB型肝炎訴訟につきましては、これまでに県内の11人を含みます全国2,600人以上の方が提訴され、うち、166人の和解が成立し、1月に施行されました特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、今後給付が行われていくこととなります。

一方、薬害C型肝炎につきましては、全国に約1万5,000人の患者さんがいると推定されておりますけれども、平成20年1月施行の薬害肝炎被害者救済特別措置法による救済の対象となった方は約1,700人とどまっております。特措法の請求期限が来年1月に迫ります中、本年1月、熊本でもカルテがないC型肝炎訴訟原告団が結成されている状況です。

このように、B型、C型の違いやカルテ等の証明資料の有無により、救済される方とされない方に差が生じるという状況に変わりはありません。

以上が11月議会以降の状況でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関して質疑はございませんか。——いいですか。
なければ、これで質疑を終了いたします。
次に、採決に入ります。
請第2号についてはいかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。
請第2号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。
よって、請第2号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第15号について審査を行います。
それでは、請第15号について、執行部からの状況説明をお願いします。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

この請願は、介護福祉士養成施設の全国団体であります社団法人日本介護福祉士養成施設協会からのもので、貸付制度の拡充、継続について、国への意見書提出を求める請願です。

まず、介護福祉士等修学資金貸付制度について、改めて御説明いたします。

この制度は、国の平成20年度第2次補正予算追加経済対策を受けて、21年度から23年度までの3年限りの制度として、本県で実施しております。国から3億7,696万円の交付金を受けた全額国庫の事業でございます。

事業の実施主体は、県の社会福祉協議会でありまして、養成施設に在学する学生の貸し付けは、月額5万円以内のほか、一時金として、入学準備金20万円以内、就業準備金20万円以内となっております。

貸し付け対象者は、原則として、家庭の経済状況から貸し付けが必要とされる優秀な学生で、かつ本県に住民登録があり、養成施設を卒業後、本県で介護業務等に従事しようとする者となっております。

また、質の高い介護福祉士や社会福祉士の県内への就職を促進するため、卒業の日から1年以内に本県内で介護等の業務に従事し、かつ5年間当該業務に従事したときは、借りた資金の全額が免除になる返還免除制度もございます。

貸し付けの実績ですが、平成21年度の事業開始からこれまで211人に貸し付けを行っておりまして、平均しますと、年間約70人に貸し付けを行っております。3年間に修学資金を貸し付けた学生のうち、51人は卒業し、大半の学生は在学中でございます。

この件に関する国の動向についてですが、国は、全額国庫の本事業については、平成24年度の予算に計上しておりません。ただし、24年度以降につきましては、都道府県の判断で原資が続く限り事業継続できるというふうにしております。

本県では、平成23年度の年度末で貸付原資残高が約3,800万円となる見込みのため、これを活用して、24年度は貸付事業を継続する予定にしております。24年度は、20人程度の貸し付けに対応できるというふうに考えております。

最後に、請願の内容についてですが、第1は、貸付原資の積み増し、第2は、東日本大震災の被災学生に対する優先貸し付け、貸付額の増額及び授業料免除等の措置、第3に、返還免除条件の緩和を求める内容となっております。

現行の制度の拡充、継続がなされれば、介護福祉士等の確保に資するものと考えておりますが、いずれも国の制度設計にかかわることと考えております。

なお、11月以降、本件につきまして特段の

状況の変化はございません。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関して質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第15号については、いかがいたしましうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第15号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、請第15号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、その他に入ります。

執行部からの報告の申し出が6件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

それでは、健康福祉政策課、吉田課長から報告をお願いします。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

お手元の委員会報告事項の1ページをお願いいたします。

地方分権改革に伴う社会福祉施設等の人員、設備及び運営等に係る条例制定に向けた準備状況についてでございます。

複数の課が関係しますので、代表して当課から御説明申し上げます。

本案件につきましては、9月及び11月の委員会でも御報告をしております。

まず、全体概要ですが、昨年、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図

るための関係法律の整備に関する法律が成立したことなどによりまして、社会福祉施設等の人員、設備及び運営についての基準等を条例で規定することとなりました。この条例を基準条例と称しておりますが、この制定に向けまして、内容の検討を行うなどの準備を進めております。

続いて、1番についてですが、既に前回までの委員会で御説明しておりますが、表で記載しておりますとおり、1ページから2ページにかけて、(1)、(2)と記載しております。こうした基準を条例で定めるということになっております。条例を定めるに当たっては、準拠すべき基準は政省令等により示されることとなりますが、この政省令等につきましては、昨年の10月以降順次公布をされております。

3ページをごらんいただきたいと思っております。

2番、基準の類型及び基準の具体的な内容等についてでございます。

これも既に御説明しておりますが、基準条例を制定するに当たっては、表に記載しておりますとおり、従うべき基準、標準、参酌すべき基準の3つの類型に基づくこととなっております。健康福祉部としましては、表の一番下の部分でございますが、従うべき基準と標準については、基本的には国の基準どおりに定めることとし、参酌すべき基準につきましては、国の基準を参考にしつつも本県の地域の実情などを勘案し、必要に応じて国の基準とは異なる内容を規定していく方向で検討を進めることとしております。

ページをめくっていただきまして、4ページをごらんいただきたいと思っております。

この部分が今回特に御説明申し上げたいところですが、3番、本県独自の基準の検討についてでございます。

地域の自主性、自立性を高めるという地方分権、地域主権の趣旨を踏まえまして、国の

基準では言及されておりませんが、利用者等の福祉の向上に資する内容で、本県の福祉行政の展開や災害等への対応などについて、表に記載しておりますとおり、地域福祉の推進、外部評価等による福祉サービス等の質の向上、地域の防災対策への参画、食育の推進、地産地消の推進、この5つの項目を努力義務として、それぞれの基準条例に規定していく方向で検討を進めることを考えております。

例えば、地域福祉の推進につきましては、地域住民と利用者等の交流のための場を確保すること、または施設や事業所が持つ人材や設備などを利用した事業を身近な地域へ展開していくこと、こうしたことを施設や事業所などに取り組んでいただくことを検討しているというふうに考えております。

5ページでございますが、4番、スケジュールにつきましては、11月議会で御説明した内容と基本的に変更はございません。現在は、各基準を所管しております各課におきまして、基準の整理とともに、関係団体等との意見交換などを開催し、現行の国の基準からの変更の有無、あるいは本県の地域の実情を踏まえた変更などの内容の検討を行っているところでありまして、年度内には、その整理を終え、県としての案のもととなります素案のたたき台を取りまとめたいというふうに思っております。

以上で基準条例制定に係る準備状況についての説明は終わりますが、参考としまして、基準条例を定めるに当たって、国が示しております政省令等の内容の一部を各課ごとに記載しておりますものを別冊として配付しております。

社会福祉施設等の基準条例の制定に係る国の基準ということで、各課ごと、施設ごとにそれぞれ国の基準等の内容を整理したものを配付させていただいております。この内容につきましては、国の政省令等により規定して

おります内容の一部を例として示したものでございまして、基準のすべてではございませんので、その旨御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

報告事項の資料6ページをお願いいたします。

次期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定状況について御説明いたします。

昨年11月議会の本委員会に中間報告をさせていただきますましたが、改めて計画概要とその後の方況等につきまして御報告をいたします。

1の計画策定の趣旨についてでございますが、平成21年度から23年度までを計画期間とした現行のプランが今年度末をもって終了しますことから、平成23年度からの3カ年までの次期計画の策定作業を進めております。現在、パブリックコメントを行っているところでございます。

2の計画の概要についてでございますが、まず、計画の目指す姿は、Ⅰにございまして、「高齢者がいきいきと輝き、健やかで長寿を楽しめる」くまもと」としております。これを指して、4つの基本理念やⅡにございまして重点目標を設定いたしております。

こうした基本理念や重点目標のもと、関係する施策を大きく6つの主要施策に整理し、主要施策ごとに目指すべき方向とそれを実現するための関係施策を記載し、あわせて、計画の進捗管理のため、数値目標を設定しております。

7ページをお願いいたします。

下段の表、主要施策をごらんいただきたいと思っております。

まず、(1)の高齢者の社会参加への支援と健康づくり・介護予防の推進でございますが、ねんりんピックの開催を契機に高まった高齢者の社会参加や健康づくりへの機運を生かした取り組みなどを計画いたしております。

(2)の多様な生活支援サービスの充実等につきましては、医療や介護等の制度的なサービスだけでなく、配食等の生活支援サービスの充実や、地域における支え合い活動の取り組みの支援などに取り組むことといたしております。

(3)の地域全体で認知症高齢者とその家族を支援する体制の構築では、地域におけるかかりつけ医との連携強化など、さらなる医療体制の充実や認知症サポーターの活動の活性化に取り組むことといたしております。

(4)の在宅療養支援体制の整備では、訪問看護サービスの充実、あるいは中山間地域等、条件不利地域におきます在宅サービス提供体制づくりとともに、在宅療養支援体制のかなめとなります地域包括支援センターの機能強化等を計画いたしております。

(5)の必要なサービスが速やかに利用できる基盤の整備では、現在、市町村において、最終的な策定作業が行われております特別養護老人ホームやグループホームなどの施設居住系サービスの整備計画等を記載することになります。

(6)の介護サービスの質の確保、向上と人材の確保につきましては、介護職員等に対する研修や事業所等に対する指導、監査の充実を図るとともに、不足が確認されております介護人材の確保に向けて、関係機関と連携を図りながら、取り組みを進めることといたしております。

最後に、3の計画策定の経過でございますが、これまで3回熊本県社会福祉審議会の部会で審議を行い、計画素案を作成し、去る2月8日からパブリックコメントを実施中でござ

ございます。今後、パブリックコメントを踏まえた最終案につきまして、審議会の部会で審議いただいた上で、3月中に策定することといたしております。

続きまして、資料の8ページをお願いいたします。

第40号議案熊本県手数料条例の一部を改正する条例(案)の概要について御説明をいたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をされております。

改正介護保険法が昨年6月22日付で公布されたことに伴い、平成24年度から介護サービス情報の調査対象や公表に係る事務の変更を行うため、当該事務に係る手数料について改正及び削除するものでございます。

国は、今般の介護サービス情報の公表制度の見直しに当たりまして、利用者が事業者を選択する際の利便性を高めるとともに、可能な限り手数料によらない制度とすることを打ち出したことから、その趣旨に沿って見直しを行うことといたしました。

これまでは、すべての事業者に対して訪問調査を行い、調査手数料として1件あたり2万4,000円を、また、公表手数料として1件当たり1万円を徴収しておりました。平成24年度からこの1年に1回の調査の義務づけが廃止され、都道府県が必要と認める場合に調査を行うことができるとされたことから、調査に関しましては、新規の指定時、報告内容に疑義があるとき、それから事業者が調査を希望する場合に限り調査を行うこととし、その手数料は、事業者みずからが調査を希望する場合のみ、1件当たり1万8,000円を徴し、公表手数料は徴収しないこととしたいと考えております。

なお、現行制度では、調査事務及び公表事務に係る手数料は、県が指定しました調査機関と公表機関が直接収入として受け入れておりましたが、事務効率化等の観点から、調査

及び公表事務のいずれも県直営で行うこととするため、関係規定を削除するものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

報告事項9ページをお願いいたします。

同じく手数料条例の一部改正についてでございます。

法に基づき実施しております介護支援専門員証の交付等にかかります事務の手数料につきまして、事務の実態を踏まえ、改正するものでございます。

それから、10ページをお願いいたします。

こちら手数料条例の一部改正でございます。

法の改正によりまして、介護職員等が一定の条件のもとでたんの吸引等ができるようになることに伴いまして、介護職員等に対する認定証の交付申請や事業所の登録申請に対する審査事務が県に発生しますため、新たに手数料の設定を行うものでございます。

報告事項は以上でございます。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課です。

11ページをお願いします。

第3期熊本県障がい福祉計画の策定について御報告申し上げます。

障がい福祉計画は、障害者自立支援法に基づき策定するもので、県全体での障害福祉サービスの必要量の見込み等を定め、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための計画でございます。

計画は、国が定める基本指針に即して、市町村及び都道府県がそれぞれ障がい福祉計画を策定することとなっております。

また、本計画は、本県の障害者施策の基本

となります。くまもと・夢・障がい者プランの障害福祉サービスに関する実施計画としての位置づけをされております。

次に、2の第3期計画の概要についてですが、(1)の計画期間については、平成24年度から26年までの3年間となっております。

(2)では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっての基本的な考え方として3つ、それからその方向性として5つの項目を掲げております。内容につきましては、前回と変更ございませんので、省略させていただきます。

次に、(3)ですが、平成26年度までに目指す数値目標を設定しております。数値目標につきましては、計画の柱であります障害者の自立した地域生活を支援する観点から、地域生活への移行に関する目標と就労移行に関する目標の2つを設定しております。

アの地域生活への移行に関する目標については、法施行前、平成18年3月時点の施設入所定員3,411人をベースとしまして、施設入所者の地域生活への移行数を18年度からの累計数でその3割、1,020人以上とすること、それから、入所施設の定員総数につきましては、その1割、340人分を削減することを目標としております。

12ページをお願いいたします。

入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する目標数につきましては、入院した方のうち、入院後1年未満で退院する方の割合を平成20年6月時点から7%増加させまして、77%以上としますとともに、入院期間が5年以上で、かつ65歳以上の退院者数を20%増加させ、年間288人とすることとしております。

また、イの就労支援に関する目標としましては、福祉施設から一般就労への目標数を、法施行前の授産施設における勤労実績の約4倍に当たる、年間110人以上としております。

なお、数値目標については、国の基本指針を踏まえた目標数として設定することとしております。

次の(4)ですが、障害福祉サービス等の必要な量の見込みを示すこととしております。サービスの実施主体である市町村が見込んだ各サービス量の積み上げを基本としまして、県全体の必要見込み量を決定し、障害福祉サービス等の計画的整備に努めていくこととしております。

最後に、3の計画策定のスケジュールについてでございますが、11月議会以降につきましては、昨年12月からことしの1月にかけて、市町村とのヒアリングを実施しまして、サービス必要見込み量等の調整を行いまして、1月に開催いたしました熊本県障害者施策推進協議会において本計画案の概要を御説明したところでございます。現在、2月17日から3月17日までの30日間の期間で計画案についてのパブリックコメントを行っているところでございます。パブリックコメントでの意見を踏まえまして、3月中に第3期計画を策定することといたしております。

以上、簡単でございますが、第3期障がい福祉計画の概要についての報告でございます。

○溝口幸治委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○平野みどり委員 今の障害者福祉計画の策定の件ですが、12ページの精神障害者の地域生活移行への目標数というところで、5年以上かつ65歳以上の退院者数を288人ということですが、1年未満の方たちはできるだけ地域——入院生活を長くせずに地域の中での地域生活へということだと思んですが、65歳以上の方の場合、退院後、どういった生活を想定してあるんですかね。

○西岡障がい者支援課長 先生が言われたとおり、急性期の入院計画をさらに短縮化するというので、1年未満の指標を設けております。

それから、長期入院者の退院促進ということで、1年以上の群では65歳以上が増加しているということで、そこに着目しているんですけども、1年から5年未満については認知症の疾患の方が増加している。それと、5年以上は、長期入院している方でも統合失調症の入院患者が多いということで、主に統合失調症の長期高齢者の精神障害者の方の退院を促進するというので、この目標を設定しております。

退院後については、やはり高齢者の施設とか、一番よければ、それぞれさまざまですけども、在宅に帰られるという方もいらっしゃるかと思います。ただ、施設の方が多かなという状況は聞いております。

○平野みどり委員 グループホームも含めてということですね。

○西岡障がい者支援課長 そうですね。

○平野みどり委員 わかりました。

○藤川隆夫委員 今のに関していいですか。

○溝口幸治委員長 はい、藤川委員。

○藤川隆夫委員 数字的に非常に難しい数字ばかり載っているんですけども、そしてなおかつ、今の話でいくと、精神障害者を施設にという話がありますが、受け皿としては、恐らく認知症を扱っているような施設になってくるだろうというふうに思います。その場合に、現状の介護保険自体が外へ出せという流れがあるのに、めちゃくちゃこれは矛

盾しているんですよ。これはどういうふう整理していくんですかね。

○西岡障がい者支援課長 やはり精神疾患の入院患者につきましては、入院に頼らない方向で、一応社会的条件が許せば、できるだけ退院させるという基本方向がございますので……

○藤川隆夫委員 非常によくわかるんですよ、言っていることは。言っていることはわかるんだけど、結局現実と乖離し過ぎているんですよ。逆に言うと、これに関して現実と乖離しているということ为国に対してきちっと言うべきなんですよ。そうしないと、幾らこういう数字出されても無理な話ですよ。なおかつ、今国がやろうとしているのは、結局施設から外へ出すことによって点数を付加するという流れになっているじゃないですか、すべて介護にしろ、障害者にしろ。そうすると、出すことをしないと点数がつかないような形になって収入が上がらなくなっていますよ。そうなった場合に、じゃあ出す方向に持っていったときに、じゃあ、誰が一番迷惑するかというと、実際に利用されている方たちですよ。その人たちは、特に精神障害の方たちの周辺症状のある方たちを外に出して、じゃあ、だれが見るのという話ですよ。事故につながりますよ、これ。だから、この制度自体が問題があるという話なんですよ。だから、これが、現場の声をきちっと吸い上げていただいて、これを国に上げるのが逆に言うと、私は健康福祉部の仕事だと思いますよ、これに関しては。

○西岡障がい者支援課長 高齢者の退院移行につきましては、来年度の事業から基本的には各圏域で精神科病院協会の皆さんと協力しながら、コーディネーターを配置してチームを組んで、退院をするに当たっても、きち

っと整理した上での退院促進に努めてまいりたいと考えております。

○藤川隆夫委員 もうわかっているので構いません、それは。

○平野みどり委員 藤川委員のおっしゃることもわかるんですけども、私はやっぱり原則として、施設とか病院から地域の中で、それも地域の中にほうり出すのではなくて、そこで受け皿としての仕組みをしっかりとつくっていく、そちらの方にお金をかけていこうということだろうと思いますので、それは歓迎すべきだろうと、私は促進すべきだろうと思うんですが、65歳の方というのは本当に病院がいいとは思わないんですけれども、在宅となると、本当に精神的な疾患のある方、私もちょっと1回御相談したりしているんですけども、やっぱり警察ざたになるような方たちも——認知症と精神といろいろなものがもうないまぜになって、本当に家族や周辺の方たちに危険が及ぶような場合もあるので、そういった場合は、強制的な入院というか、触法になるのだらうと思うので、入院だらうと思うんですけれども、基本的には在宅というか、いろんな人たちがかわれるような仕組みの中での退院、病院ではなく、病院からのケアがすぐに受けられるような居場所というか、生活の場というのをぜひ充実させていきたいな、いろんな意見があると思いますけれども、そういうふうに思います。

○東子ども・障がい福祉局長 この件については、平成19年だったですか、なかなか精神科病院に長期入院されて、そのまま病院で生活されている方がおられる。果たしてその方たちがずっと入院が必要なのかというところで、国は、一定——それを地域に帰すという形で取り組みを進めたけれども、なかなかそれが進まないということで、やはり昨年8

月に施行された障害者基本法においても、障害者については、自分が選択するところで生活できる場所を進めていくというところで、そういうことで、第3期計画においては、これまでなかなか数値目標を設定して取り組みがされなかったもので、今回からは、数値目標を設定して、退院をきちっと図っていくこと。

ただ、それは、先ほどからおっしゃってられるように、地域で生活できる基盤がないと、なかなか生活できていかないということで、あくまでも入院が必要でない方をいかに地域で支える形で地域移行を進めていくかと。そういうことで、今までグループホーム等を中心に地域移行を図ってきましたけれども、その辺を単にグループホームに移っていくだけじゃなくて、精神疾患の場合は、やはり疾病の状態にもあるというところで、その辺の医療との連携、そういったものを含めてこの数値目標が達成できるように、第3期計画では取り組んでいきたいというふうに思っております。

○溝口幸治委員長 それでは、ほかにございませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○平野みどり委員 複数の課にまたがるので、その他で聞かせていただこうと思うんですけれども、例えば、こども未来課ですかね、NICUの分ありますよね。これは、医療的ケアの要る子供が生まれて、NICUに入って、それから長期入院している児童の在宅移行に向けたコーディネーター配置ということで、コーディネーターがいらっしゃったり、訪問看護師さんがいらしゃれば、在宅でお母さん頑張れますよというような促しだらうと思うんですけれども、片や今私のとこ

ろに相談が来ているのは、これは教育委員会のことなんですけれども、養護学校の子供で、人工呼吸器をつけている子供に関しては親が付き添えということで、親が付き添わないと学校には来れないという、訪問教育だけで済ませないというような、そういう決定を今教育委員会がしてしまっているんですね。

ほほえみライフサポートですか、あれで医療的ケアができると、看護師さんの配置ができましたけれども、人工呼吸器をつけている子供は除かれているんですよ。ところが、人工呼吸器をつける前の方が呼吸が安定してなくて——呼吸器が今すごく進歩していて、つけていけば安定していて、保護者の方、学校についていっているんですけれども、昔よりもやることは逆に少なくなっていると。なのに、教育委員会の方では、その子供たちは排除しているんですね。今度新しく重心の子供の支援学校ができますけれども、そこでもやはり人工呼吸器の子供は除くになってしまっているんですよ。

福祉サイドでは、地域移行だったり、在宅での看護や子育てを支援している流れの中で、教育委員会に、就学期になったらうちにいなさいという、とても矛盾している。子供の発達には、いろんな子供たちの声の中で、それでいろんな大人のかかわりの中で発達していることがもう手にとってわかるから、親さんは絶対学校に行かせたいんだとおっしゃる。もちろん、家族へのレスパイトという意味でも、お母さんたちも就労の機会が得られるわけですから、学校での授業時間はきちんと学校で責任持って見守っていくということがなされるべきなのに、教育委員会は、今、例えば、熊本養護学校であると、江津湖療育センターですか、あそこのドクターとやりとりをして、それで決めている。その子供の訪問看護をしている医療機関のドクターとか訪問看護師さんとしっかりとその子供の日常を——話を聞きながら協議はしていないという

ようなところで教育委員会にらせてしまうと。そういうような状況の中で、今の福祉の流れと違う判断をしてしまっているんですね。

他県では、宮城県ですとか佐賀県では、養護学校でも人工呼吸器の子供も就学をしている現状があるので、何とか健康福祉部からもいろんな仕組みを——ほほえみライフサポートを拡充して人工呼吸器の子供も見てもらえるようにする、あるいは訪問看護を学校現場に、これは宮城県がやっているわけですがけれども、そういうような方法だってできるわけですから、せつかくこのような条例ができた環境の中で、障害を持っている人たちが自立をしていける、社会参加できるという流れをつくろうとしているのに、教育委員会がやっていることはちょっと逆行しているなど、非常に感覚的にわからないというか、なんですね。

こういう相談が、まず教育委員会から来ているかどうかということをお聞きしたいと思います。これは、知事への直行便がもう2回にわたってきているので、教育委員会では動き、協議をし始めているのかなとは思いますがけれども。

○西岡障がい者支援課長 直接知事への直行便とかその辺の部分について、教育委員会からこちらの方に来ているのはないんですけれども、先日、条例をつくる会のときに、平野委員の方からお話をお聞きしましたので、その点で教育委員会の方に平野委員の御意見と状況を一応確認したという状況でございます。

教育委員会の方は、看護師さんが見る特別支援学校の生徒さんがかなり数が多いので、人工呼吸器の子供さんをきちっと責任持って見れるだけの状況に今ないということで、今お断りしているというお話は聞いております。

○平野みどり委員 現実、在宅でお母さんたち見ておられて、お母さんたち、医療の専門家でも何でもないのでよね。訪問看護師さんが時々来られてサポートはされるわけだけれども、片や看護師さんいらっしゃるわけですから、その人数の配置などは、一考必要だろうとは思いますが、一日も早く——親が来ないと子供は見れないというような状況が義務制——高等部というのはまだわからなくはないんですけども、義務制の小学部、中学部の子供に対してもそうだということで、これはきちんと義務教育を施す義務があると思いますので、人工呼吸器の子供も、それぞれの身体状況で、重篤な子供から軽度の子供、いろいろいると思うので、一律で対応しないように、ぜひ専門家の先生方もおられると思いますから、お医者様もいらっしゃるわけですから、在宅の訪問看護で子供とかかわっている医者と学校の校医さんとの判断の違いという部分もぜひ埋めるような努力をしていただけたらなというふうに思います。じゃあ、要望ということでよろしく願いします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 よかですか、発言していない局長は——いいですか。

じゃあ、なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これを持ちまして本日の委員会を散会いたします。

あすは、10時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

午後3時17分散会

第 2 日 目

(2 月 29 日)

第6回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成24年2月29日（水曜日）

午前10時0分開議

午後0時3分休憩

午後1時9分開議

午後1時56分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

議案第13号 平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第3号）

議案第19号 平成23年度熊本県病院事業会計補正予算（第2号）

議案第20号 平成24年度熊本県一般会計予算

議案第33号 平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算

議案第39号 平成24年度熊本県病院事業会計予算

議案第57号 熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 指定管理者の指定について

議案第88号 指定管理者の指定について

報告第1号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①水俣病対策の状況等について

②「熊本県バイオマス活用推進計画」の策定について

③第1次鳥獣保護事業計画の策定について

④「熊本県海岸漂着物対策推進地域計画」の策定について

⑤公共関与による管理型最終処分場の整備について

⑥第3次熊本県食の安全安心推進計画（案）の策定について

⑦熊本県少年保護育成条例の改正に係る検討状況について

⑧「熊本県人権教育・啓発基本計画」（第2次改定）について

出席委員（8人）

委員長 溝口幸治

副委員長 上田泰弘

委員 西岡勝成

委員 岩下栄一

委員 平野みどり

委員 藤川隆夫

委員 早田順一

委員 九谷高弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 林田直志

総括審議員兼

政策審議監 松葉成正

医監 岩谷典学

長寿社会局長 江口満

子ども・障がい福祉局長 東泰治

健康局長 伊藤敏明

ねんりんピック推進局長 古 森 誠 也
 健康福祉政策課長 吉 田 勝 也
 首席審議員兼
 健康危機管理課長 末 廣 正 男
 高齢者支援課長 永 井 正 幸
 認知症対策・
 地域ケア推進課長 大 村 裕 司
 社会福祉課長 田 端 史 郎
 子ども未来課長 中 園 三千代
 子ども家庭福祉課長 福 島 誠 治
 障がい者支援課長 西 岡 由 典
 医療政策課長 三 角 浩 一
 政策監 藤 中 高 子
 国保・高齢者医療課長 林 田 浩 稔
 健康づくり推進課長 佐 藤 克 之
 薬務衛生課長 内 田 英 男
 ねんりんピック推進課長 小 原 雅 晶
 環境生活部
 部 長 谷 崎 淳 一
 政策審議監兼
 環境政策課長 内 田 安 弘
 環境局長 山 本 理
 県民生活局長 田 中 彰 治
 水俣病保健課長 田 中 義 人
 水俣病審査課長 高 山 寿 一 郎
 環境立県推進課長 田 代 裕 信
 環境保全課長 清 田 明 伸
 自然保護課長 小 宮 康
 廃棄物対策課長 加 久 伸 治
 公共関与推進課長 中 島 克 彦
 くらしの安全推進課長 松 山 昌 紹
 消費生活課長 杉 山 哲 恵
 首席審議員兼
 男女参画・協働推進課長 中 園 幹 也
 人権同和政策課長 清 原 一 彦
 病院局
 病院事業管理者 横 田 堅
 総務経営課長 田 原 牧 人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 濱 田 浩 史
 政務調査課課長補佐 森 田 学

午前10時0分開議

○溝口幸治委員長 それでは、昨日に引き続き委員会を開きます。

まず、本日の委員会に2人の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

それでは、環境生活部及び病院局の議案等について、執行部の説明を求め、質疑を受けたいと思います。

それではまず、谷崎環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○谷崎環境生活部長 環境生活部の谷崎でございます。昨日に続きまして、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。ちょっと説明が長うございますので、着座のまま説明させていただきます。

環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回御提案申し上げております議案は、予算関係4議案、条例関係5議案、報告1議案の合計10議案でございます。

まず、第1号議案の平成23年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額25億3,800万円余の減額補正をお願いいたしております。

その主な内容は、水俣病総合対策費等扶助費が当初の見込みを下回ったことによる減額などでございます。

また、指定管理者への管理運営業務等、平成24年4月1日から業務を開始する委託事業につきまして、3月中に入札等の事務手続を終える必要があるため、総額2億6,600万円余の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

次に、第13号議案の平成23年度熊本県のチ

ツ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計補正予算でございますが、総額300万円余の増額補正をお願いいたしております。

これは、一時金支払い支援に係る県債の追加借り入れにより本年度支払い分の利子償還額が増加したことによる増額などでございます。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして519億7,700万円余となります。

次に、平成24年度の当初予算につきましては、本会議における提案理由の説明のとおり、骨格予算として提案をいたしております。

内容としましては、人件費、扶助費等の義務的経費、継続的事業に要する経費を中心に計上いたしております。

まず、第20号議案の平成24年度熊本県一般会計予算でございますが、総額185億5,300万円余を計上いたしております。

その主なものについて御説明いたします。

まず、水俣病対策につきましては、特別措置法に基づく救済措置に係る申請期限を、本年の7月31日までとすることが国において決定されました。このため、同法によって、被害者の方々が可能な限り早期に救済されるよう周知に努めるなど、引き続き全力を挙げて取り組んでまいります。来年度は、その救済に伴い必要となる療養費等を計上しております。また、胎児性・小児性患者の方々やその御家族が住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう、日常生活を支援する福祉サービスの充実や、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定業務にも引き続き取り組んでまいります。

地下水保全対策につきましては、地下水を公共水と位置づけ、全県的に大口の地下水採取を許可制とするなど、全国に先駆けた取り組みとなる熊本県地下水保全条例の一部を改

正する条例を今定例会に提案しております。改正後は、その周知にも努め、無秩序な地下水採取の規制、節水・水利用合理化対策や地下水涵養対策の推進など、地下水を守り抜くための対策を講じてまいります。また、熊本地域における地下水保全の新しい推進組織として平成24年4月に実働を開始する予定のくまもと地下水財団に対して、運営費等の財政支援や人的支援を行ってまいります。これらの取り組みによりまして、県として総合的、計画的、長期的な視点で地下水保全にリーダーシップを発揮して、水の国くまもとづくりを進めてまいります。

地球温暖化対策につきましては、温室効果ガスの排出削減を進めるため、地球温暖化防止条例に基づく計画書制度等の着実な運用を図ってまいります。そのための啓発イベントの開催や情報発信を行い、県民総ぐるみによる地球温暖化防止活動の拡大に取り組んでまいります。また、持続可能な社会の実現に向けて、バイオマスについても、利活用の拡大のための普及啓発や事業化支援等に取り組んでまいります。

有明海、八代海の再生につきましては、昨年8月に改正されました有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づき、引き続きさまざまな環境保全事業に取り組むとともに、新たに、調査研究の成果や再生に向けた地域住民の方々の活動の状況を発表する機会を設けて、地域における取り組みのさらなる活性化と相互の連携を図ってまいります。

大気や水質保全等につきましては、放射線量の測定を含め、引き続き、大気や公共用水域の常時監視を行うとともに、排出事業者への立入調査等の実施により、公害の防止及び環境の保全に努めてまいります。また、光化学スモッグ等の原因となる物質についても、九州各県や国と連携して、越境汚染とのかかわりの解明に努めてまいります。

鳥獣保護管理対策につきましては、第11次鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣の適正な保護管理を行うとともに、イノシシ、シカ、猿及びクリハラリス等による農林業等被害の軽減を図るため、捕獲に係る市町村への補助を引き続き実施してまいります。また、野生動植物の保護につきましても、自然保護関係団体などと連携しながら、積極的に取り組んでまいります。

廃棄物対策につきましては、産業廃棄物の排出事業者や処理業者への検査、指導及び不法投棄の未然防止など、適正処理の徹底に取り組んでまいります。また、県民、事業者、市町村との連携などにより廃棄物の排出の抑制、再使用、再生利用を推進し、生活環境の保全と循環型社会の実現を図ってまいります。

公共関与による管理型最終処分場につきましては、県民の生活環境を保全し、経済活動を支える重要な施設であります。処分場容認の御決断をいただいた南関町、和水町の皆様方に心より感謝を申し上げます。昨年、両町に締結をいただきました基本協定書に基づき、引き続き地元住民の方々の一層の御理解を得ながら、本体工事を見据えて着実に取り組んでまいります。

安全安心まちづくりにつきましては、地域防犯力の一層の強化と交通事故の抑止に取り組んでまいります。また、犯罪被害者等の支援につきましても、被害者、その家族及びその遺族の方々が必要とされる支援を適切に受けられるよう、各種施策を進めてまいります。

消費者行政につきましては、国の交付金を財源に造成いたしました消費者行政活性化基金を活用して、市町村の消費生活相談窓口の機能強化に取り組んでまいります。また、多重債務者対策につきましても、債務整理から生活再生までの一貫した支援に引き続き努めてまいります。

男女共同参画につきましては、性別にかかわらず、だれもがその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、第3次熊本県男女共同参画計画に基づき、県民や事業者、市町村と連携を図り、総合的かつ計画的に取り組むを進めてまいります。また、県民との協働につきましては、新しい公共の担い手となるNPO等の活動基盤の強化を図って、協働の取り組みを進めてまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、同和問題を初め、ハンセン病、高齢者、障害者をめぐる問題、北朝鮮による拉致問題など、さまざまな人権問題の解決に向け、現在改定中の熊本県人権教育・啓発基本計画に基づき、県民の人権意識の高揚を図るための取り組みを進めてまいります。

次に、第33号議案の平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算でございますが、チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額などとして総額131億9,100万円余を計上いたしております。

以上、一般会計と特別会計を合わせまして、環境生活部の予算総額は317億4,400万円余となります。

次に、第57号議案の熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、熊本地域における地下水位の長期的な低下や硝酸性窒素汚染の問題等に対応し、質、量両面にわたってその保全対策の強化を図るため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、第58号議案の熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、県内希少野生動植物の捕獲等の届け出及び指定希少野生動植物の捕獲等の禁止について、適用除外となる行為に関する規定の整備を行うものでございます。

次に、第59号議案の熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、特定非営利活動促進法の一部改正に伴う関係規定の整備を行うものでございます。

次に、第87号議案及び第88号議案の指定管理者の指定についてでございます。熊本県環境センター及び熊本県天草ビジターセンターの管理運営につきましては、指定管理者制度を導入しておりますが、現在の指定期間が本年度で満了するため、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。

次に、報告第1号の専決処分の報告については、職員の公用車による公務出張中の交通事故に関し、車両所有者と県との間で和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、専決処分した事件を御報告するものでございます。

以上が今回御提案申し上げます議案の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、一昨日、水俣病の認定をめぐる裁判の高裁判決が言い渡されました。

この裁判は、検診を受ける前に亡くなられた申請者に対して県が行った棄却処分の取り消しと認定の義務づけを求めたものでございます。判決では、水俣病と認めることができるとされ、棄却処分の取り消しと水俣病として認定することを義務づける内容でした。現在、判決内容を精査しておりまして、国とも協議の上、対応を考えたいと思います。

判決の概要につきましては、後ほど担当課長が御説明をいたします。

○内田政策審議監 環境政策課でございます。2月補正予算の説明資料で御説明させていただきます。厚生常任委員会説明資料45ページをお願いいたします。

環境政策課の補正予算でございますけれど

も、まず、一般会計について御説明いたします。

45ページでございます。

まず、公害対策費についてですが、右側の説明欄の1. 職員給与費として1億7,200万円余の減額補正を計上いたしております。これは、平成23年度の職員数及びその給与額の確定に伴い、当初予算計上額との差額を補正するものでございます。環境政策課の補正額が多くありますのは、本年度の組織改正に伴い職員数が大幅に減少したためでございます。職員給与費の補正につきましては、各課とも同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきたいと思っております。なお、環境生活部合計で4,031万円余の減額補正を計上いたしております。

次に、下段のチッソ県債償還等特別会計繰出金につきまして、319万円余の増額補正を計上いたしております。これは、チッソ県債償還等特別会計におきまして、特措法による救済の進捗に伴う一時金県債の追加借入れにより今年度の利子償還額が増加したことなどに伴う繰出金の増でございます。

以上、合計で1億6,924万円余の減額補正となっております。

次に、46ページをお願いいたします。

チッソ県債償還等特別会計でございます。

1段目、2段目は、過去に借入れしました特別県債のうち、本年度が利率見直しの時期に当たるということで、元利償還額再検査に伴う補正でございます。元利合計の償還額は減額となっております。また、3段目の一時金県債償還利子は、特措法による救済の進捗に伴う一時金県債の追加借入れによる本年度の償還利子の増額でございます。

以上、特別会計で319万円余の増額補正となっております。

続きまして、当初予算の方の御説明をさせていただきます。

当初予算の方、104ページ、105ページをお

願いたいします。105ページの一般会計につきまして御説明申し上げます。

公害対策費の説明欄1. 職員給与費でございますが、これは、平成24年1月現在の職員を対象に計上いたしております。環境政策課分で1億1,544万円余、環境生活部全体では16億6,182万円余となり、前年度比で1億4,926万円余の増額となっております。

職員給与費につきましては、各課とも同様の趣旨でございますので、以後、各課からの御説明は省略させていただきます。

次に、説明欄2の公害対策促進費でございますが、主な事業といたしましては、環境政策費で、部長室、それから課の運営費、秘書業務の委託などがございます。

次に、チッソ県債償還等特別会計繰出金でございます。これは、これまでに借り入れた一時金県債と特別県債の24年度の償還に係るもののほか、特措法による救済に伴う一時金追加、支払い追加支援措置に関する繰出金でございます。

以上、一般会計で46億6,234万円余を計上いたしております。

次に、106ページをお願いいたします。

第33号議案のチッソ県債償還等特別会計についてでございますが、この特別会計は、これまでのチッソ金融支援に係る県債の償還金が主な歳出であり、元金、利子それぞれ2段ずつ計上しております。

106ページの上2段が、水俣湾公害防止事業のチッソ負担金に係るヘドロ県債、下2段が、平成12年度まで発行いたしました患者補償に係る患者県債でございます。

次に、107ページの上2段が、平成7年の政治解決時の一時金県債に係る償還金でございます。3段目の特別貸付金は、平成12年以降の抜本策において、チッソからの自力返済分で不足する額を、国8割、県2割で支援する形になっており、その2割分の特別貸付金でございます。4段目及び次の108ページの

1段目が、特別県債の元利、利子の償還金です。

108ページ、2段目は、水俣病被害者救済の進捗に合わせて、一時金支払い追加支援のために、出資金を計上いたしております。3段目は、今回の一時金県債への償還でございます。

合計といたしまして、131億9,102万円余を計上いたしております。

以上が環境政策課の当初予算の概要でございます。

御審議のほどよろしく願います。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

まず、2月補正予算関係資料の方の47ページをお願いいたします。

公害保健費でございますけれども、総額21億7,900万円余の減額補正をお願いしております。

その内訳につきましては、右側の説明欄により、主なものを説明させていただきます。

まず、1の水俣病総合対策事業費でございますが、(1)の水俣病総合対策事業は、健康管理事業の受診者の減によるものでございます。(2)の水俣病総合対策費等扶助費でございますが、これは、手帳を所持しておられる方の医療費の減によるものでございます。

次に、2の国庫支出金精算返納金では増額補正をお願いしております。これは、昨年度の水俣病総合対策事業に係る国庫補助金の受入額と確定額との差額を精算返納するものでございます。

次に、48ページの方をお願いいたします。

水俣病総合対策事業等委託業務で1億8,400万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。これは、国民健康保険団体連合会などにレセプトの審査や医療費の支払いを委託しておりますが、24年4月1日から業務の委託をお願いする必要のあるために設定をお

願います。

続きまして、当初予算関係資料の109ページの方をお願いいたします。

公害保健費の主な事業につきまして御説明をさせていただきますが、水俣病保健課につきましては、平成24年度当初予算の方につきまして、新規事業の方はございません。

まず、1の公害被害者救済対策費の(1)の水俣病関連情報発信支援事業でございますが、これは、水俣市が実施いたします環境大学など水俣病に関する情報を、地域内外に発信する活動に対しまして補助をするものでございます。

(2)の環境・福祉モデル地域づくり推進事業でございますが、これは、水俣市で行われます慰霊式や、芦北町がもやい直しを推進するための施設整備等に補助をするものでございます。

2の水俣病患者保健福祉事業費でございますが、これは、認定患者の方々の御自宅を保健師等が訪問いたしまして、体調把握や生活の相談に応じる経費でございます。

3の水俣病総合対策事業費の(1)の水俣病総合対策費等扶助費は、水俣病被害者手帳をお持ちの方に対する医療費の支給等に要する経費でございます。

次に、110ページの方をお願いいたします。

(2)の水俣病総合対策事業は、水俣病被害者手帳などをお持ちの方への医療費の支払いや、特措法の申請に係ります公的診断や判定等に要する経費でございます。

(3)の胎児性・小児性患者等の地域生活支援事業でございますが、これは、胎児性の患者の方々が通院をなさる際の付き添いや、あるいは御家庭での家事援助等を行う法人への支援に要する経費でございます。

以上、水俣病保健課で、合計108億5,500万円余を計上いたしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

す。

○高山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

2月補正予算関係資料の49ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費でございます。補正額B欄にございますように、2億1,143万円余の減額補正をお願いしております。内容につきましては、右欄の説明欄により、主なものを御説明させていただきます。

まず、1の公害被害者救済対策費でございますが、5,653万円余の減額補正でございます。このうち、(1)の公害健康被害認定審査会と(3)水俣病認定検診費でございますが、これは、認定申請された方の検診費や認定審査会の運営経費など、認定業務に要する経費でございます。裁判での和解成立や特措法に基づく救済の進展に伴いまして、認定申請される方が大きく減少したことによりまして、事業費の所要見込み額の減でございます。

次に、下の2の水俣病総合対策事業費の治療研究事業扶助費でございますが、これは、認定申請をされ、処分が出るまで一定期間お待ちいただいている申請者の方に支給しております医療費でございますが、所要見込み額の減によるものでございます。こちらも、和解や救済策の進展により、認定申請されている方が大きく減少したことによりまして、1億5,490万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、当初予算関係資料の111ページをお開き願います。

2段目の公害保健費でございます。

24年度は、(A)欄にありますように、9,532万円余の予算をお願いしております。前年度と比較しますと、2億3,300万円ほど、約71%の減となっておりますが、こちらも、認定申請されている方が大きく減少したことによるものでございます。

右欄の説明欄に主な事業を記載させていただいております。

公害被害者救済対策費ですが、補正のところで御説明をさせていただきました認定業務に要する経費であります認定審査会と認定検診費などでございます。7,024万円余を計上させていただいております。

下段の一定の要件を満たす申請者の方々に支給する医療費であります治療研究事業扶助費でございますが、2,508万円余を計上いたしております。

以上、水俣病審査課におきましては、人件費であります公害対策費と合わせまして2億5,449万円余を計上いたしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 それでは、ここで、環境政策課、水俣病保健課、水俣病審査課の説明について、質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。——いいですか。

じゃあ、質疑がないようでございますので、先に進みます。

環境立県推進課・田代課長。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

2月補正予算関係の50ページをお願いいたします。

2段目の公害対策費でございますけれども、右の説明欄の、まず、環境保全基金積立金105万円余でございますけれども、これは、21年度に県の環境保全基金に積み立てました地域グリーンニューディール基金によりまして本年度の運用利息分を積み増すものでございます。

次に、3番、環境政策推進費は、緊急雇用創出基金を活用いたしました有明海・八代海再生関連データ編成事業、これの入札に伴います執行残でございます。

次に、4番、環境立県推進費といたしまして、3,866万円余の減額補正でございますけれども、(1)干潟等沿岸海域再生事業、これは、保全活動の普及啓発事業につきまして所要見込み額の減、それから環境基本指針・計画策定事業、これは、計画書の印刷委託の入札に伴います執行残、それから、事業計画書制度促進事業及び次の51ページのエコ通勤等促進事業につきましては、補助金の交付確定に伴います減、それから幼児環境教育推進事業及び水銀ゼロ等推進事業につきましては、それぞれ入札に伴います執行残としての減額でございます。

次に、工業用水道事業会計繰出金129万円余の減額補正でございますけれども、これは、有明工業用水道事業会計の企業債元利償還金等への一般会計からの繰出金でございますけれども、企業債が想定利率を下回る利率で借入れすることができましたために、所要額を減額するものでございます。

以上、職員給与費の増額と合わせますと、合計で2,974万円の増額補正となっております。

次の52ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

環境センター管理運営業務につきまして、平成24年度から平成26年度までの3カ年間で、委託管理費、計6,363万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

環境センターは、平成5年8月に水俣市にオープンいたしまして、環境学習、環境情報提供の拠点といたしまして、隣接いたします水俣市立水俣病資料館、それから国立水俣病情報センターと役割分担しながら活動しております。現在と同様の業務内容での指定管理者による管理を計画しております。指定管理者の指定につきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、当初予算、条例等関係の112

ページをお願いいたします。

2 段目、計画調査費8,554万円余を計上しておりますけれども、主な事業につきましては、右の説明欄1番、公営企業貸付金4,836万円余、これは、企業局の工業用水道事業会計の資金不足に対します一般会計からのこれは貸付金でございます。前年度は約2億6,000万円でございます、大きな減となっておりますけれども、これは、企業局の会計の中で、電気事業会計の償還の終了及び資本費平準化債の借入れということで、資金手当てを行ったということによります一般会計からの貸付金の減でございます。

2番、水資源開発調査費は、熊本地域の地下水保全のための計画管理、あるいは水田湛水の実施拡大を図る経費でございます。

次、3の(1)でございますけれども、新規事業、公益財団法人くまもと地下水財団支援事業は、4月1日に発足します当財団に対しまして、市町村とともに負担します運営負担金等、それから同じく新規事業の地下水保全条例円滑施行事業は、後ほど御説明いたします地下水保全条例の改正に伴います許可制度等の説明及び指導等に要します経費でございます。この中には、新たに水量測定器の設置義務が生じます許可対象者に対しましての設置補助、合計で1,300万円を行うものが含まれております。

次のページの公害対策費の1. 環境政策推進費といたしまして、環境センター案内事業、これは新規となっておりますけれども、緊急雇用創出基金を活用しまして、昨年、実際には10月から開始しております嘱託員1名の配置費でございます。次の運営事業は、指定管理料に加えまして、センター職員による各種環境学習事業の実施に係ります経費でございます。

2番、地下水保全対策費では、県内33カ所の観測井戸での地下水位の常時監視を継続します。国やあるいは熊本市等でも監視をされ

ております。

3でございますけれども、(1)バイオマス利活用推進事業は、報告事項として後ほど説明いたします今年度策定予定のバイオマス利活用推進計画を踏まえまして、当課といたしまして、普及啓発、それからアドバイザー派遣、それから研究会の開催等の経費でございます。(2)は、知事を議長といたします温暖化防止の県民運動推進会議の開催、あるいは情報提供等の推進経費でございます。

次の114ページをお願いいたします。

(3)は、民間等と連携いたしまして、くまもと環境フェアの開催、あるいは環境保全の広報、PR、それから熊本環境賞の表彰等を行うものでございます。(4)は、組み替え新規事業でございますけれども、有明海、八代海等の再生に向けまして、出前講座や、川や海の一斉清掃事業、それから、新たに、地域の活動団体あるいは大学等の研究機関、こういったそれぞれの取り組みの共同発表会の開催によりまして、情報、課題の共有と活動の活発化を図りたいと考えております。

2段目の公害規制費の水環境教育推進事業でございますけれども、就学前、あるいは小学生対象の水のお話し会、水の学校、それから応募数全国1位を今10年連続しておりますけれども、中学生、水の作文コンクール、こういった経費でございます。

最後に、工業用水道事業会計の繰出金2億1,200万円余についてでございますけれども、これは、有明工業用水道事業会計の企業債元利償還金への一般会計からの繰出金等でございます。

以上、当課合計5億7,791万3,000円を計上しております。

続きまして、飛びますが、135ページをお願いいたします。

135ページ、条例関係、議案第57号議案でございます。熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この135ページから150ページにかけて、本文が、条例改正分がわたっておりますけれども、説明の方は、申しわけありません、151ページからの条例案の概要の方で御説明をさせていただきます。151ページ、上からでございます。

条例改正の趣旨でございますけれども、本県では、地下水は地域共有の貴重な資源であり、生活及び経済の共通の基盤となっております。しかし、近年、水量、水質について、課題が顕在化しており、そのため、地下水は公共水であるとの認識のもとに、協働して、地下水の恵みを将来にわたって享受できるよう、さらなる地下水の保全を図るものでございます。

改正内容の説明でございます。

内容についてでございますけれども、改正案は、施行時期の関係上、大きく第1条、第2条に分けております。この151ページの中ほど、(1)熊本県地下水保全条例の一部改正〔第1条〕と書いておりますのが、これは総則的な規定や水質関係の努力義務規定に関する改正部分でございまして、4月1日施行予定している改正部分でございます。

そして、次の152ページの(2)で、同じく一部改正〔第2条〕とございますけれども、これは許可制の導入など規制に関する部分でありまして、半年施行をおくらせまして、10月1日施行を予定している改正でございます。このように施行時期が2段階になっております関係で、改正条例案を2条立てにしているところでございます。

内容につきましては、昨年12月議会におきまして御説明した素案から大きく変わった点はございません。改めまして、改正の主な事項を御説明させていただきます。

前の151ページに戻っていただきまして、まず、(1)の一部改正〔第1条〕の内容でございます。

先ほど申し上げました改正の趣旨に基づき

まして、アの条例の目的規定を改めますとともに、イのとおり、地下水を公共水と位置づける基本理念の規定を新たに設けることとしております。

オのところでございます。地下水保全のための協働の取り組みを規定いたしまして、熊本地域におきます熊本地下水財団の設立、こういったような取り組みを位置づけるというものでございます。

また、水質保全に関しましては、カの対象化学物質を使用する事業者に対しまして、その使用の抑制に努めること、それから、キの貯蔵施設等の定期的な点検といった努力義務規定を設けます。

それから、クのところでございますけれども、地下水の水質に関する事故時に、県がその状況を公表する規定を設けるものでございます。

コのところでございます。硝酸性窒素汚染対策に連携して、また計画に取り組むという規定を設けております。

それから、水量の保全に関しまして、サのところでございますけれども、地下水にかえて他の水源を確保できるときは、知事がその旨を要請することができるというふうにしております。

また、シのところですが、節水や水の循環利用など、地下水の合理的な使用を促進するための指針を知事が定めること。

それから、次の152ページに移っていただきまして、スのところですが、地下水の涵養を促進するための指針を知事が定めること、こういったことも規定するものでございます。

次に、その下の(2)の一部改正〔第2条〕でございます。

10月1日からの施行部分でございますけれども、主なもの、イのところでございます。重点地域の指定につきましては、特に地下水位が低下しております地域を重点地域として

指定するものでございます。熊本地域を想定しております。

ウは、地下水採取の許可制導入に関する規定でございます。（ア）の許可の対象者につきましては、重点地域では、揚水ポンプ本体の吐出口断面積が19平方センチ、直径約5センチでございますけれども、これを超える大口のもの、それから、重点地域以外の全域で125平方センチ、直径約12.8センチ、これを超える特に大規模なポンプで地下水を採取する者を許可の対象者と定めるものでございます。（オ）の許可の基準につきましては、周辺の地下水の水位への影響等を及ぼすような無秩序な採取でないかどうかなど、基準を規定しております。

オの地下水採取の許可に関する経過措置といたしまして、既存井戸につきましては、3カ年以内に許可を受けていただくことを定めております。

続いて、サでございますけれども、これは、許可者、許可対象者等に対します勧告、命令、それから許可取り消し、それから、シは、許可者に限らず地下水を採取する者について、地下水の採取に伴う障害が発生した場合に、採取の停止等を命ずる規定を置いております。

このほか、スの地下水の合理的な使用につきましては、許可対象者には、地下水の合理的な使用に関する計画作成と毎年度の報告を定めまして、勧告等ができる規定を設けております。

セの地下水の涵養につきましても、許可対象者には、計画や報告を求め、勧告、命令ができる規定などを設けております。

次の153ページですけれども、タの罰則につきましては、許可制の導入等に伴い、例えば、無許可採取等に対します1年以下の懲役などを追加しております。

最後に、条例の施行期日につきましては、冒頭申し上げましたように、4月1日施行

と、また、規制等に係る部分は、10月1日施行といたしております。

続きまして、最後に、161ページをお願いいたします。

第87号議案指定管理者の指定についてでございます。

熊本県環境センターの指定管理者につきまして、その候補者といたしまして、株式会社キューネットを選定しましたので、地方自治法の規定により指定の承認をお願いするものでございます。

説明は、次の162ページの方をごらんください。

選考に当たりましては、昨年11月下旬から公募を行いました結果、2社から応募がありまして、1月に、外部委員、下の方に表をつけておりますけれども、外部委員5名の方をお願いしまして、環境生活部指定管理候補者選考委員会を開催しました。

2番の選定理由にありますように、植栽管理等のマニュアル、あるいは保守管理、警備など多くの点ですぐれておりましたことから、株式会社キューネットを選定しております。

3番のところに、審査結果等、申請者の2社のお名前、それから選考委員会からの御意見、それから得点状況等を、3番のところの表の中に書いてございます。

以上が環境立県推進課関係でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○溝口幸治委員長 条例もありますので、ここで一たん質疑を受けたいというふうに思います。

質疑ございませんか。

○岩下栄一委員 公共水という概念で、地下水の採取についての規制、ある程度の規制を設けられたということは大変喜ばしいことだと思うんだ。

そこで、国は、遅きに失したけれども、今通常国会で水資源基本法案というやつを提出していますね。ところが、野党・自民党は、もうずっと前からこれを主張して、特に水行政というのはいろいろ多岐にわたるから一元化が必要だということで、水資源庁という発想を自由民主党は持っているわけです。

本県において、どうですかね、この水行政の一元化ということについては、財団、今度できるけれども、谷崎部長さん、どんな…

○谷崎環境生活部長 組織の一元化につきましては、今委員の方からもお話がありましたように、財団の中で、これは、県庁内の組織というよりも、本当に県民総ぐるみでやっていくような運動でございますので、事業者、それから県民、それから私ども行政合わせた形の中で今回の財団ができていますので、できたら、そういう組織の、大きな県民全体の組織であるという認識のもとでやっていきたいということでございます。

もちろん、庁内においては、環境立県推進課の方が、この地下水の保全については、特に力を入れて中心的に、もちろん窓口になっていきますし、今後のリーダーシップをとっていききたいとは考えております。

○岩下栄一委員 財団のいろんな役割も出てくると思いますけれども、やっぱり行政というのは、とかくばらばらの場合がありますし、一元化して効率的にやってほしいと、このように思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。——いいですか。

条例は、ほんとお疲れさまでした。いろいろな議論があったと思いますし、特に、経済界からは不安の声も上がった中で、きちっとその辺も整理をして上程をされたというふう

に私も認識をしておりますので、丁寧にここまでやってこられたことに、非常に敬意を表しているところです。

あとは、きちっと皆さん方に周知が大事ですよ。せっかく公共水だというふうに位置づけて、熊本らしい条例なので、今後、きちっと周知を図っていただいて、魂の入った条例になるように、ぜひ御努力をいただきたいというふうに思います。

それでは、先に進みます。

○清田環境保全課長 それでは、2月補正予算について御説明いたします。

説明資料、補正予算の53ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、2段目の公害規制費でございますが、右側の説明欄1に示しておりますように、公害監視調査費の3,437万4,000円の減額補正をお願いしております。

まず、説明欄1の化学物質環境汚染実態調査費でございますが、規制基準の設定がなされていない化学物質におきまして、環境残留実態の推移の把握が必要な物質のモニタリング等を実施しているものでございまして、全額国庫委託の事業でございます。事業内容の変更に伴う減額補正でございます。

それから、説明欄2のダイオキシン類対策事業費でございますが、ダイオキシン特別措置法に基づきます大気、水質、土壌の調査を実施しているものでございまして、入札に伴います執行残の減額補正でございます。

説明欄3の大気環境測定機器更新事業でございます。平成21年9月に、新たに、微少粒子状物質、特にPM2.5でございますが、環境基準が設定されたことによりまして、設置が必要な県所管の16局のうち、本年度は8局に導入、設置するものでございまして、入札に伴う執行残の減額補正でございます。

次、説明欄4の水質環境監視事業でございます。河川、海域等の公共水域の水質汚濁の

状況を把握するため、公共用水域水質測定計画を策定しておりまして、定期的な水質環境監視を実施しているものでございますが、入札に伴います執行残の減額補正でございます。

最後に、説明欄5の有明海・八代海環境調査事業でございます。これは、有明海、八代海での総合的な水質汚濁防止対策の効果の把握と水質汚濁機構の検討に必要な基礎資料を得るため、九州5県連携をいたしまして、調査を実施しているものでありまして、全額国庫委託の事業でございます。入札に伴う執行残の減額補正でございます。

以上でございます。よろしく御審議方お願いします。

それから、引き続きまして、24年度当初予算の説明資料115ページをお願いします。

115ページ、まず、公害対策費といたしまして1億7,634万円余を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

右側の説明欄2の環境政策推進費でございます。

(1)環境影響評価審査指導費は、環境影響評価法及び熊本県環境評価条例に基づきます環境アセスメントに係る審査、指導に要する経費でございます。

それから、(2)の石綿健康被害救済給付事業につきましては、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づきまして設置されました石綿健康被害救済基金に対して、本県負担分を拠出するものでございます。

続きまして、説明欄3の地下水保全対策費でございますが、これは熊本県環境審議会水保全部会の運営費でございます。

次に、同じページの2段目に、公害規制費として1億7,918万円余を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

右側の説明欄1の公害防止指導費でございます。

(1)環境関係連絡調整費は、公害苦情に係る研修・連絡調整及び公害紛争についての調停等に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

(2)の水質汚濁規制費でございますが、水質汚濁防止法に基づく指導、規制対象事業場の届け出事務及び監視、指導を行う経費でございます。

続きまして、説明欄2の公害監視調査費でございます。

(1)大気汚染監視調査事業は、県内36測定局及び移動測定車で大気汚染の常時監視等を行うものでございます。

(2)の大気環境測定機器更新事業は、微少粒子状物質測定機器、さっきPM2.5もちょっとお話をいたしました、そういったものの、それから大気汚染常時監視測定装置の機器整備等を行うものでございます。

(3)水質環境監視事業は、公共用水域水質測定計画に基づき、水質の監視及び環境基準達成状況の評価等を行う事業でございます。

最後に、2段目の環境整備費でございます。4,363万円余を計上しております。

(1)上水道費は、水道施設の整備や維持管理等の指導を行う経費でございます。

次に、次のページに移りまして、(2)水道広域化施設整備利子補給事業でございますが、八代工業用水を上水道に転用して給水しております上天草・宇城水道企業団に対し、企業債利子償還金を助成する事業でございます。

以上、総額で3億9,916万円余を計上しております。

環境保全課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○小宮自然保護課長 自然保護課でございます。

補正予算資料の54ページをお願いいたします。

補正の主な内容につきましては、中段の自然保護費のうち、説明欄の2の満願寺・井手湿地保護区の集中管理事業の入札に伴う執行残による減、それから、下段の観光費のうち、説明欄2の九州自然歩道施設維持管理事業の入札に伴う執行残による減となっております。

補正額の合計は、732万3,000円の減額をお願いしております。

次に、55ページをお願いいたします。

債務負担行為に関するものでございます。

上天草市にあります熊本県天草ビジターセンターの管理運営業務につきまして、平成24年度から平成25年度までの管理に必要な委託料664万2,000円の債務負担をお願いするものであります。

当施設は、雲仙・天草国立公園の情報提供や自然学習の場として平成6年度にオープンいたしまして、自然や歴史の紹介や展示、また、自然観察会の開催等の活動を行っておりますが、現在と同様の業務内容での指定管理者による管理を計画しております。

管理者の指定につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、当初予算関係資料の118ページをお願いいたします。

まず、鳥獣保護費であります。

主要内容を御説明いたします。

説明欄の2の鳥獣保護事務費でございますが、野生鳥獣保護の推進や狩猟における違法行為等の指導、取り締まり、鳥インフルエンザの調査等に要する経費であります。

それから、3の鳥獣保護対策事業費のうち、(1)の鳥獣保護対策事業費につきましては、鳥獣保護区の整備やイノシシ、猿、クリハラリスなどによる農林業被害防止のための有害鳥獣捕獲や捕獲隊編成への補助でございます。

その次の(2)の特定鳥獣適正管理事業は、農林業に被害を及ぼしておりますシカについ

て、適正な生息数に誘導するために、市町村が行う有害鳥獣捕獲などへの補助でございます。

5の鳥獣保護センター費は、傷病鳥獣の保護を行っております御船町にあります熊本県鳥獣保護センターの管理運営経費でございます。

次の119ページをお願いいたします。

自然保護費についてでございます。

その主な事業内容といたしましては、説明欄の2の自然公園保護事業は、自然公園内の開発行為等の許認可や国立公園内の清掃活動を行う団体への補助等でございます。

3の自然環境保全対策事業費のうち、(3)の希少野生動植物保護対策事業でございますが、希少野生動植物検討委員会の運営や調査活動、また、希少野生動植物の保護区の整備のための経費でございます。

次の120ページをお願いいたします。

観光費であります。

主な事業といたしましては、説明欄の2の観光施設整備事業費のうち、(1)の自然公園利用事業は、自然公園内のビジターセンターを初め、トイレ等の施設や九州自然歩道の維持管理を市町村などに委託するための経費でございます。

以上、自然保護課の合計予算額は2億3,670万円余をお願いしております。

続きまして、154ページをお願いいたします。

第58号議案熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由に記載のとおり、県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の捕獲等の制限につきまして、規定を整備するものであります。

次の155ページの概要で御説明いたします。

白丸の4段目の改正後の条文でございます

が、県内希少野生動植物の捕獲等の届け出に関する例外規定であります第13条第6項第3号につきまして、アンダーラインの部分を改正いたしまして、種を指定することや捕獲等が可能な区域を告示で定めることを明記することで、条例制定の趣旨を明確にするよう整備するものでございます。

次の指定希少野生動植物の捕獲等の禁止に関する例外規定であります第14条第4号につきましても、同様に整備し、貴重な野生動植物の保護に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、資料の163ページをお願いいたします。

第88号議案指定管理者の指定についてでございます。

さきに説明いたしましたように、上天草市にあります熊本県天草ビジターセンターの指定管理者について、その候補者として、特定非営利活動法人上天草アクティブセンターを選定いたしましたので、地方自治法の規定により、指定の承認をお願いするものであります。

次の164ページをお願いいたします。

選定の経緯欄にも記載しておりますが、選定に当たっては、昨年の12月に指定管理者の公募を行った結果、1団体からの応募がございまして、外部委員5名によります指定管理候補者選考委員会が開催されております。この選考委員会の意見を踏まえまして、企画等にすぐれていることや選考委員会の得点も過半数の270点を獲得していることを評価いたしまして、特定非営利活動法人上天草アクティブセンターを指定管理候補者として選定したものであります。

なお、指定管理者の期間でございますが、平成24年度、25年度の2年といたしておりますその理由でございますが、県が設置しておりますビジターセンターは、この天草ビジターセンターと苓北町にあります富岡ビジターセンターの2カ所がございまして、富岡ビジ

ターセンターの指定期間満了年度は平成25年度となっております。今後これらのビジターセンターに隣接しております市や町が管理しております施設との一体的な管理ができますよう、平成26年度以降県から地元市町に管理運営の業務委託をすることにつきまして、地元市町との協議を進めることとしております。このために、富岡ビジターセンターの指定期間満了年度に指定期間をそろえたものでございます。

自然保護課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

2月補正の予算関係資料56ページをお願いいたします。

環境整備費につきまして、総額179万7,000円の減額をお願いするものでございます。

右側説明欄1の一般廃棄物等対策費のマイナス368万余につきましては、海岸漂着物対策に関する協議会運営及び地域計画策定事業の入札に伴う執行残並びに海岸漂着物等回収・処理事業の所要見込み額の減による減額でございます。

2の産業廃棄物対策費のマイナス667万円余につきましては、検査業務等の入札に伴う執行残による減額でございます。

3の産業廃棄物等特別対策事業費のマイナス50万円余は、補助金の所要見込み額の減による減額でございます。

資料の57ページをお願いいたします。

4の産業廃棄物税基金積立金の906万円余につきましては、産業廃棄物税収を活用して行います事業に充てました残額を後年度の事業に充てるために積み立てるものでございますが、前年度の事業費決算残額を基金に積み立てることによる増額でございます。

2月補正につきましては以上でございます。

続きまして、当初予算関係資料の121ページをお願いいたします。

環境整備費につきまして、2億4,775万4,000円を計上しております。

まず、説明欄の1の一般廃棄物等対策費につきまして、主な事業を御説明します。

(1)の一般廃棄物等対策費は、市町村への技術的援助や一般廃棄物処理施設の立入検査に要する経費でございます。

(2)のごみゼロ推進県民会議事業は、ごみゼロ推進県民会議の運営、レジ袋無料配布中止等に係る経費でございます。

(3)の海岸漂着物対策推進協議会運営事業は、いわゆる海岸漂着物処理推進法に基づきまして、行政、NPO等で組織します協議会の運営に要する経費でございます。

説明欄の2の産業廃棄物対策費につきまして、主な事業を御説明します。

(1)の産業廃棄物適正処理事業は、産業廃棄物の適正処理についての検査、指導に要する経費でございます。

122ページをお願いします。

(2)の不法投棄等防止対策事業は、不法投棄等の監視等を行います廃棄物監視指導員の経費でございます。

次に、説明欄3の産業廃棄物等特別対策事業費につきまして、主な事業を御説明します。

(1)の管理型最終処分場立地交付金事業は、新設または増設されます管理型最終処分場があります市町村に対する立地交付金の交付に要する経費でございます。

(2)の最終処分場周辺環境整備等補助事業は、産業廃棄物最終処分場周辺の水質調査の実施など、環境整備等を行う市町村への補助に要する経費でございます。

(3)の産業廃棄物リサイクル等推進事業は、排出事業者、処理業者、大学等研究機関などが行います排出抑制、リサイクル等に関する研究、技術開発への、(4)の産業廃棄物

リサイクル施設整備等促進事業は、処理困難なリサイクル施設の整備等を行う排出事業者や処理業者に対する補助に要する経費でございます。

123ページをお願いします。

(5)の廃棄物コーディネーター事業は、排出事業者に対するリサイクルや適正処理等に関する助言、指導を行います3Rコーディネーターの経費でございます。

(6)の不法投棄撲滅県民協働推進事業は、不法投棄の未然防止を図るため、県民との連携強化に要する経費でございます。

(7)の産業廃棄物事業者研修事業は、産業廃棄物処理業者や排出事業者への研修に要する経費でございます。

(8)の産業廃棄物税効果検証事業は新規事業でございます。産業廃棄物税制度の導入効果の検証を目的とした産業廃棄物に関する実態調査及び意識調査に要する経費でございます。

最後に、説明欄の4の産業廃棄物税基金積立金について御説明します。

産業廃棄物税基金積立金は、産業廃棄物税収から賦課徴収費及び産業廃棄物税の使途事業費を差し引いた残額と基金の運用利息を同基金に積み立てる経費でございます。

以上、総額3億8,141万8,000円を計上しております。

当初予算関係は以上でございます。

続きまして、説明資料の166ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事件について御報告いたします。

詳細は、資料166ページの事故の概要で御説明申し上げます。

本事件は、平成23年7月21日、芦北町で発生いたしました県公用車と軽自動車による交通事故に関し、損害賠償額を56万3,554円と

決定し、和解することとしたものです。

なお、この事故では、双方に外傷等はなく、物損事故ではございましたが、今後、交通事故の再発防止に向けまして、職員の研修など徹底してまいりたいと考えております。

廃棄物対策課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。

当初予算資料124ページをお願いいたします。

環境整備費につきまして、5,317万3,000円を計上いたしております。

説明欄1の産業廃棄物対策費の公共関与推進事業は、処分場に係る住民説明会等の開催と課の行動経費でございます。

次の2の産業廃棄物税基金積立金の5,000万円は、国の産業廃棄物処理施設モデル的整備事業を活用して整備される管理型最終処分場の立地交付金の準備として財源を一部基金に積み立てるもので、平成23年度に続き、2年目となります。

説明は以上でございます。よろしくお願申し上げます。

○溝口幸治委員長 ここで、環境保全課、自然保護課、廃棄物対策課、公共関与推進課の説明について、質疑を受けます。

質疑ございませんか。

○西岡勝成委員 環境保全課か、有明海、八代海の環境調査。特措法を受けて、浄化槽の整備なり、いろいろな角度から、いろんなことをやってきているんですけれども、数値的に海域の環境が変化をしてきたのはあるんですか。

○清田環境保全課長 海域環境につきまして、最近、河川も含めて海域についても大体

横ばいの状況でございます。ただ、委員も御承知のとおり、陸からの負荷を下げるということで、条例を上乗せをしながらやっているんですけれども、悪くはなっていないんですけれども、横ばい状態ということでございまして、その辺も含めて、ここにちょっと予算も計上しているんですけれども、有明海、八代海の状況の調査で、どういった仕組みで有明海にいろんな問題が起こっているのかというのを、やっぱりデータをそろえるということで、先ほどちょっと御説明しましたように、5県協働で今連携しながら、例えば調査日なんかも必ず同じ日にやると。データをそろえて、そういうのも含めて、九州各県、5県協働での分析をやっていくということで今取り組んでいるところでございます。

○西岡勝成委員 この前、環境対策特別委員会でもお願したんですけれども、単独浄化槽がまだ8万基あると。半分以上残っているというような状況の中で、やはりそれをやらないと、なかなか——この委員会ではありませんけれども、赤潮対策にしても、要するに、環境負荷の部分が非常に難しい部分もあるので、その辺は連携をとって、ぜひ特措法の中でやっていただきたいと思っております。

○溝口幸治委員長 要望ですね。

○藤川隆夫委員 石綿に関してなんですけれども、今まで県の方でいろいろ努力されて、施設等も大分減ってきていると思うんですけれども、公的、民間施設含めて県内でどの程度まだ残っているのかということと、もう一点が、石綿による健康被害の方たちがどういう形で推移してきているのかというのその2点、ちょっと教えてください。

○清田環境保全課長 まず、1点目と2点目ですけれども、2点目の方からお答えさせて

いただいでよろしいでしょうか。

まず、現在、いわゆる保健所を窓口にして相談窓口というのを設けておまして、石綿健康被害の相談を受けているわけですが、現在、相談件数にしては、大体21年度で55件、22年度で、たしか27件だったと思います。

救済申請あたりもうちの方でやっておりますけれども、現在6件ということで救済申請の認定をいただいているということで、一応そういった被害者関係での対策については以上でございます。

それから、石綿の施設につきましては、済みません、ここでちょっとデータを持ち合わせておりませんので、後ほど……

○藤川隆夫委員 構いませんので。

○清田環境保全課長 報告させていただいてよろしいでしょうか。

○藤川隆夫委員 いいです。

石綿を使用している施設の解体に関して、実は解体費用が普通の解体に比べて非常にかかっていると。それが恐らく解体をおくらせている原因の一つでもあるかというふうに考えておりますので、できれば、そういうふうなものの解体、速やかに今後やっていかなきゃいけないと思いますので、補助等も含めて考えてもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 有明海問題なんですけれども、西岡先生もいろいろおっしゃいましたが、有明海は宝の海と、非常に豊かな海ということで、私ら少年時代から認識しております。

ところが、最近漁獲も非常に激減して、昔

——昔というか、30年ぐらい前に比べて10分の1という話も聞いているんですけども、先般、沖新町とか、いろんなところの住民の方から、用水路が真っ赤だと、それで、見に来てくれて言われたから、ちょっと見に行ったら、あらゆる用水路が真っ赤に染まっていたね。これは有明海に注いでいます。これは何だと言ったら、ノリは熊本の有数な特産物というか、産物だからあれだけでも、ノリの養殖の消毒液だと。用水路から海に流れ出ているわけですけども、河川に出て海に。これは、毒性とか何か、環境負荷というか、いろいろ影響ないのかと言ったら、まあ、わからぬということでしたけれども、ただ、見た目だけでも真っ赤なんです。これは尋常じゃないなと思ったけれども、いろいろ聞いてみると、水産庁は、ノリにつく菌のための農薬についての基準みたいなものがあるって、水産庁通達みたいなやつが出ているというけれども、それを守つとられないのかもしれないですね。ただ、まあ、見た目だけでも、用水路や河川が色が変わっているから、これは有明海を非常に汚染しているんじゃないかなと、これは、私の素人感覚というか、見た目の感覚で思ったけれども、どうですか。

○清田環境保全課長 その話は、ちょっと先生の方から相談があったということも私も聞きまして、一応、こう言うのもあれなんです。所管については熊本市になるものですから、一応熊本市に確認をしました。委員おっしゃるとおり、やっぱりノリに関係するものではないかということでございます。以前私も有明保健所におりまして、ノリの殺菌に有機酸を使うと。以前と比べると、有機酸は害毒があるものじゃないやつを使っているというふうには聞いております。

ただ、赤い色になったというのが、有機酸の影響なのか、ノリそのものの腐敗によるも

のなのかというのは、どうも熊本市もはっきりはちょっと報告はありませんでしたけれども、また連携しながら把握してまいりたいというふうに考えております。

○岩下栄一委員 以前、西岡先生たちがおっしゃったけれども、例の天草のフグ養殖のホルマリンの問題なんかありましたけれども、見た目がどうしても、何かもう水路なんかの水の色が変わってしまっているから、尋常じゃないなというふうな気はしたんですね。

市とも連絡して若干調査してください。お願いします。

○平野みどり委員 廃棄物対策課のごみゼロ推進県民会議のこの事業ですけれども、かなり私も日常買い物する中でレジ袋減ってきたなというふうには実感としてはあるんですけども、その推移、あるいは地域差とかもあるのか、そこら辺ちょっと。

○加久廃棄物対策課長 レジ袋に関しましては削減をするという方向で我々としても進めております。

その有効な手段といたしまして、レジ袋の無料配布中止というものについて取り組むようにということで、昨年度から本年度にかけて、連携促進会議というものをやっております。

その結果、まず、昨年4月の時点では、3市、熊本市、水俣市、上天草市で無料配布中止が行われておりましたけれども、現段階においては、その後、合志市、それから宇土市、天草市、それから、これはもう既にされていたんですけども、津奈木町、こういうところで無料配布中止が始まっております。そのほか、既に協議会を開いて検討されているところ、それから検討会という経過に行く前のものについてやっているところを含めますと、現段階において、28が検討中、それか

ら7市が実施中ということで、35市町でやっておられるということで、レジ袋の取り組みそのものは大分進んできているんじゃないかと思っております。

私どもといたしましても、市町村が行います協議会、あるいは検討会に職員が必ず行きまして説明をしたり、あるいは業者の方にも、ぜひやってくださいという呼びかけをしながら現在も進めているところでございます。

○平野みどり委員 3円なんですよ。3円ならよかたいというような感覚の人もいたりするかなと思うので、そこら辺は、有料化も、価格が妥当なのかというのちょっと今後考えた方がいいのかなと思ったりもします。

次に、廃棄物対策課の廃棄物コーディネーター、それ、私もちょっと恥ずかしながらよく知らなかったんですけども、何人ぐらいが、そしてどういう経験の方たちがこれに当たっておられるんでしょうか。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物コーディネーターの2名の方でやっております。この方々、民間の方でISOの14000とか、そういうところでの環境の部分で3年以上従事をされていた方ということで、いわゆるリサイクル等に非常に造詣の深い方を雇いまして、各種事業所等を訪問させていただいて、こうやるともう少しリサイクルうまくいきませんかとか、あるいは、事業所によっては適正な排出と申しますか、排出そのものについての適正な処理についても御存じないところも多いものですから、そういった指導についてもさせていただいております。その結果、例えば、適正処理に関して少し問題があるようなものにつきましては、逐一保健所と連携をとって指導しているというような状況でございます。

○平野みどり委員 じゃあ、廃棄物対策課に属してというか、やりとりしながらということですね。いや、県のOBの方なのかなとかいろいろちょっと思ったりもしたもんですから。

それと、最後に、天草ビジターセンター、富岡ビジターセンター、あと、条例の期間等も調整をされて、それで地元自治体ということだったんですけれども、ぶっちゃけた話、県の方から自治体の方に譲渡するというような形になっていくわけですか。

○小宮自然保護課長 いや、施設を譲渡ではありませんで、地方自治法に基づく事務の委託ということに最終的にはなろうかと思いません。施設を移管するという意味ではございません。

○平野みどり委員 自治体として、それ、ウェルカムなのか、それとも大変だなと思っているのか、どっちなのかなと思ったりしたもんですから。

○小宮自然保護課長 今から協議の場に入るもんですから、相手の反応というのは今から確かめていくことになろうかと思いますが、現在も、先ほどちょっと御説明申し上げましたように、天草ビジターセンターであれば、その隣に休憩展望所、上天草市が管理している展望所がございます。それは上天草市が今度指定管理者、そして同じようなやり方で管理をされているわけですが、それを一括した方が効率的ではないかという視点もありますので、今からそれを協議を進めていきたいというふうに思っております。

○平野みどり委員 わかりました。

○西岡勝成委員 私も、しょっちゅう通って

いるんですけれども、ビジターセンター。何か管理委託して任せっぱなしで、何か人数もほとんど、人影がない、まず。ビジターセンターあたり行ってもね。車もそんなにとまってないし。もつとも、要するに委託して、もうそっちの方に任せてしまっ、無責任になつとりやせんかなという感じもしないでもないんですけれども、これはちょっといろいろ説明は、御勝手にみたいなことで書いてありますけれども、富岡の方はともかくとして、やっぱり場所的にも問題があるし、難しいと思うんですけれども、普通目立たないでしょう、まずあそこにビジターセンターがあるなんて。普通の観光客、目立たない。だから、管理委託することによって県がもう逃げているような感じもせんでもないんですけれども、その辺はどうですかね。

○小宮自然保護課長 指定管理者制度そのもので、審査いろいろさせていただいておりますが、実際に指定管理者となっておりますこの上天草アクティブセンターの活動は、かなり積極的でございまして、任せているといえますか、県は結局は指定管理者を指定するわけですが、実際あそこの、非常に日本最大の生息地になっておりますハクセンシオマネキ、ああいったものの観察会であったり、海蛍の観察会、それから、いわゆる干潟の観察会とか、各種のものを自分たちで企画して人を集めていると。それと、その近隣の旅館の方々とちょっと提携して、私も、ビジターセンターに行ったときも、3台ほど旅館の方のマイクロバスが、輸送といえますか、送り迎えをさせていただいて、参加していただいているような状況を見ておりますし、年間利用者が3万1,000人ほどずっと継続して、ずっと3万1,000人を維持して、利用していただいておりますので、そういう意味で、指定管理者としては、非常に優秀な方を我々もお願いしているというふうな認識をしております。

○西岡勝成委員 3万1,000人ある。

○小宮自然保護課長 はい。

○西岡勝成委員 あんまり人見らぬがな。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
なければ、先に進みます。くらしの安全推進課・松山課長。

○松山くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

まず、2月補正でございます。補正予算資料の59ページをお願いいたします。

中段の諸費でございますが、63万円の減額補正をしております。これは、説明欄記載のとおり、犯罪被害者等支援推進事業における国庫委託額の確定に伴うものでございます。

当課合計、職員給与費を含めまして、5,579万円余の増額補正でございます。

よろしくをお願いいたします。

続きまして、24年度当初予算でございます。

当初予算資料の125ページをお願いいたします。

中段の交通安全対策促進費として672万円余を計上しております。

説明欄1の交通安全総合対策費は、飲酒運転根絶等におきまして、一般公募するメッセージをもとに、テレビスポット広報を実施するなど、広く県民に交通安全の啓発を図るものでございます。

1つ飛びまして、3の交通事故被害者対策費419万円余でございますが、これは、交通事故相談所において行う交通事故被害者救済、救護のための相談業務に要する経費でございます。

次に、資料3段目の諸費でございます。社会参加活動推進費として387万円余を計上し

ております。

説明欄、(1)犯罪の起きにくい安全安心まちづくり事業は、県民会議の開催や地域防犯リーダーの育成等を通じ、県民の防犯意識の啓発、自主防犯活動の促進を図るものでございます。

資料の126ページをお願いいたします。

(2)の犯罪被害者等支援推進事業でございますが、犯罪被害者支援に関する理解促進を図るための広報啓発、支援体制の整備を図るものでございます。

次に、3段目の青少年育成費でございます。350万円余を計上しております。

説明欄、(1)の少年保護育成条例実施事業は、有害環境の調査、浄化活動及び有害図書等の指定のための審議会の開催に要する経費でございます。なお、少年のインターネット利用環境の整備等を図るため、現在、本条例の改正検討を進めておりますので、後ほど報告事項として御報告申し上げます。

(2)の熊本県ジュニアドリーム事業は、小中学生を対象に、自然体験、交流活動等を通じ、少年の健全育成等を図る事業でございます。

最後に、3段目の農業総務費でございます。1,670万円余を計上しております。

主な事業でございますが、(1)のJAS品質表示指導事業は、JAS法に基づく品質表示制度の普及啓発や巡回指導、不適正表示にかかわる調査等に要する経費でございます。

次に、(2)食の安全安心確保対策事業でございますが、これは、消費者に対する普及啓発や関係団体と連携したセミナー開発等に要する経費でございます。

(3)食品検査体制整備事業でございますが、これは、食品の残留農薬等の検査を実施する際に使用する検査機器のリース料等の経費でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

まず、2月補正関係でございます。補正予算関係資料の60ページをお願いいたします。

消費者行政推進費でございますが、4,680万円余の減額補正をお願いしております。

内訳につきましては、右側の説明欄により御説明させていただきます。

まず、2の消費者行政推進費でございますが、430万円余の減額でございます。その内容といたしましては、委託事業の実施に伴う入札残等でございます。

次に、3の国庫支出金返納金と4の消費者行政活性化基金積立金、ともに8,000円の増額補正をお願いしております。

以上、当課合計といたしまして、4,680万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、資料の61ページをお願いいたします。

これは、多重債務者生活再生支援事業における1,260万円余の債務負担行為の設定でございます。本事業は、多重債務者の生活再生に向け、業務委託により実施するものでございますが、業務委託を平成24年4月1日から実施することが必要なために、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、当初予算に移りたいと思います。当初予算説明資料の128ページをお願いいたします。

消費者行政推進費といたしまして2億4,760万円余を計上いたしております。

右側説明欄より、主な事業を御説明させていただきます。

まず、2の消費者行政推進費1億1,500万円余でございますが、これは、主に消費者行政活性化基金を活用して行うものでございます。

(1)の地方消費者行政活性化事業でございますが、これは、県消費生活センター及び市

町村消費生活相談窓口の機能強化等を行うものでございます。

次に、(2)の多重債務者生活再生支援事業でございますが、次年度は、本事業の周知啓発に係る広報についてもあわせて実施することといたしております。

次に、資料129ページをお願いいたします。

3の消費生活センター費でございますが、3,390万円余を計上いたしております。

(1)消費生活相談事業でございますが、これは、消費生活センターの相談員による消費生活相談への助言等の対応や、商品サービスの危害、危険等に関する原因究明のテスト等の実施に要する経費でございます。

4の消費者行政活性化基金積立金でございますが、消費者行政活性化基金に係る預金利息としまして20万円余を計上いたしております。

最後に、中小企業振興費といたしまして280万円余を計上いたしております。これは、貸金業法に基づく貸金業者の登録及び指導監督経費でございます。

以上、合計で2億5,040万円余を計上いたしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

まず、2月補正予算でございます。資料の62ページをお願いいたします。

2段目の諸費につきましては、980万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄をごらんください。

(1)のNPO活動担い手育成事業につきましては、緊急雇用創出基金を活用し、NPO法人等に未就労者を雇用し、人材育成を行うものですが、執行残が見込まれるため、減額するものでございます。

(2)の新しい公共支援事業につきまして

は、新しい公共の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、その拡大と定着を図るために実施するものでございますが、執行残が見込まれるため、減額するものでございます。

当課合計1,400万円余の減額補正でございます。

2月補正につきましては以上でございます。

次に、平成24年度当初予算でございます。130ページをお願いいたします。

諸費につきましては、9,200万円余をお願いしております。

説明欄、(1)の認定NPO法人制度は、NPO法の改正で、本年4月1日から、県がNPO法人の認定、仮認定業務を所管するものでございます。

(2)の条例指定NPO法人関係業務は、認定NPO法人の認定要件の一つとして、地方自治体が条例により個人住民税の寄附金、税額控除の対象となるNPO法人を個別に指定することができますが、その基準づくりを行うものでございます。

(3)の新しい公共支援事業は、新しい公共を担うNPO等の自立的活動を後押しするため、活動基盤整備事業及び新しい公共の場づくりのためのモデル事業を実施するものでございます。

資料の131ページをお願いします。

次に、社会福祉総務費につきましては、1億8,100万円余をお願いしております。このうち、説明欄2の社会福祉諸費は、くまもと県民交流館の管理運営及び指定管理者委託等に要する経費でございます。

(3)のくまもと県民交流館施設予約システム改修は、システムの老朽化に伴う改修を行うものでございます。

また、3の男女共同参画推進事業費は、男女共同参画の推進に要する経費でございます。

資料の132ページをお願いします。

(2)の男女共同参画学習促進事業は、中学生、高校生向けの学習教材の製作等を行うものでございます。

(3)の男女共同参画センター事業推進費は、パレア内にある男女共同参画推進センターにおいて実施する啓発等を行うものでございます。

当課合計2億9,900万円余を計上いたしております。

当初予算関係は以上でございます。

次に、条例関係でございます。資料の156ページをお願いいたします。

第59号議案熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

160ページの条例(案)の概要により御説明いたします。

まず、条例改正の趣旨でございますが、特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法の一部改正により、従来の認証制度の見直しとともに、新たに認定制度が創設されたことによりまして、関係条文を改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、(1)から(4)につきましては、NPO法改正を受けて、条例で定款変更の認証申請の手続を規定するなど、関係規定の整備を行うものでございます。

(5)から(11)につきましては、これまで国税庁が所管しておりましたNPO法人の認定業務を都道府県、政令市が所管することに伴い、認定申請や仮認定申請手続などを定めるものでございます。

施行期日は、平成24年4月1日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○清原人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

まず、2月補正予算について御説明いたします。2月補正予算関係資料63ページをお願いいたします。

上段の諸費でございますが、人権啓発推進費1,682万円余の減額をお願いしております。

説明欄、内訳でございますが、(2)と(3)は、人権啓発活動に関する法務省の委託事業に係るものでございまして、(2)は、市町村の受託に係るもの、それから(3)は、当課の受託に係るものでございます。いずれも国庫委託額が確定したことに伴う減額でございます。

次に、下段の社会福祉総務費でございます。

説明欄2の地方改善事業費でございますが、116万円余の減額をお願いしております。内訳でございますが、(1)の地方改善事業費につきましては、市町村が運営します隣保館に対する補助金でございます。国庫補助内示額確定に伴い減額を行うものでございます。

以上、総額で1,989万円余の減額をお願いしております。

次に、当初予算関係説明資料133ページをお願いいたします。

諸費でございますが、人権啓発推進費1億2,780万円余をお願いしております。

主な内容につきましては、説明欄、(3)の人権啓発活動市町村委託事業ですが、法務省からの全額国庫で、市町村が人権フェスティバルなどの各種人権啓発活動を行うものでございます。

(4)の広報・啓発事業ですが、県民の皆様の人権意識の高揚を図るために、テレビ、ラジオ、新聞などマスメディアを活用した啓発や講演会の開催等に要する経費でございます。

(5)の研修・人材育成事業ですが、企業や団体で研修を担当される方など、人権に係る

人材育成を図るための各種研修会等の開催に要する経費でございます。

次に、134ページをお願いいたします。

2段の社会福祉総務費2億187万円余をお願いしております。

(1)の地方改善事業費ですが、これは、市町村が設置する隣保館等の運営や施設の整備に対する補助でございます。

(2)の人権問題連携調整費ですが、これは、行政や諸団体等と連携して人権問題解決のための啓発活動に取り組むための経費でございます。

総額で3億2,967万円余を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○早田順一委員 ぐらしの安全推進課にお尋ねをいたします。

交通安全の啓発なんですけれども、どういった方々がその指導に行かれて、年何回ぐらいそういった交通安全に対する啓発をされているのか、お尋ねします。

○松山ぐらしの安全推進課長 交通安全の啓発、当課で行っておりますのは、主に指導者の研修、啓発でございます。

1つは、市町村で任命されました交通指導員さん、これは、先般、1月の末に県庁の方で約250名ほど御集合いただきまして、研修を実施いたしました。

それから、幼児交通安全教育指導者等が各市町村等で活躍をされております。その方々に対する研修を、明日3月1日に免許センターの方にお集まりいただいて研修を実施することにしております。

その他の巡回指導としましては、各地の高

齢者の老人クラブのリーダーの方々、この方々につきましては、県内を10カ所、振興局単位で巡回をいたしまして、年間およそ800名、地元の市町村、それから警察署と連携をいたしまして、啓発活動等を実施いたしております。

おおむね以上でございます。

○早田順一委員 というと、こういったこの250名の方々が、それぞれの市町村で、例えば交通違反をしたらどういう危険が待っているとか、そういう指導をされているんですか。それとも、ただ単に、そこを巡回というか、そっちの方をされているんでしょうか。

○松山くらしの安全推進課長 各地域におきまして、いろんな交通安全活動、取り組みに差異がございます。例えば、高齢者の方を重点に世帯訪問活動等を実施されているところもあれば、あるいは子供たちの見守り活動といったところで付き添いの指導、あるいは街頭活動といたしまして、交差点等におきまして立哨による指導等をされていると。いろんな形で御指導されております。

また、地区によりましては、各市町村が予算等を拠出をされまして、先ほど申し上げましたけれども、専門の交通安全教育指導員といったものを養成されている地区、市町村もがございます。

そういったいろんな活動がございますので、県としては、いわゆる街頭指導からいわゆる安全教育の実務まで幅広い形での指導を実施するという事で対応しております。

○早田順一委員 警察官の方が直接講習会を開くとか、そういうのはまた別になるわけですかね。

○松山くらしの安全推進課長 警察が行っておりますのは、各地におきます、俗に交通教

室であるとか、法令講習会といったものかというふうに思っております。

そういう点は、もちろんリンクはしておりますけれども、基本的にそういう指導者に対する指導、啓発活動を県で行い、現場の地域住民の方、あるいは子供さん方に対する直接指導を警察の方が行うというようなすみ分けで実施をしております。

○早田順一委員 いや、この間、たまたま高校のPTAと先生たちの集まりで、交通企画課の方から来てもらって非常にいいお話をされたもんですから、ああいうのをどんどん広げてもらうならという思いがあったもんですから、ちょっとそういう意味でお尋ねしました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 消費生活課ですけれども、前の議会で、藤川先生たちの発意で意見書を国に議会の意思として出しましたけれども、消費生活センターというやつがどのくらい整備されているのかなと、各市町村、現状ではどうかなというのは。

○杉山消費生活課長 お答えいたします。

平成21年度から基金を活用いたしまして、市町村の消費生活相談窓口の整備に努めているところでございますが、具体的に消費生活センターの設置状況を説明させていただきますと、平成20年度までは、消費生活センター、これは熊本市にしか存在しませんでした。それが、平成21年度以降、順次各市に設置図りまして、今現在、既に12市に設置いたしております。残り2市につきましても平成24年度中に設置予定でございますので、少なくとも24年度までには14市全部に消費生活センターを設置できると、そういう状況でございます。

また、町村の消費生活相談窓口につきましても順次整備進んでおりまして、少なくとも消費生活相談を受ける体制を整えている町村につきましましては、平成24年度中には約9割ぐらいいは達するんじゃないのかなと、そういうふうに考えているところでございます。

○岩下栄一委員 結構なことだと思いますけれども。熊本は、消費者行政については先進県ですね、かなり。

○杉山消費生活課長 そう思っております。

○岩下栄一委員 褒めたんですよ。今、多重債務とか、ネット商法とか、いろいろありますわね。消費者が直面する問題というのはとっても多いと思うんですよ。消費者こそ守らなければならないという点もありますから、ぜひ県下全市町村に窓口を早急に設置されるよう要望します。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○上田泰弘副委員長 済みません、中園課長、この当初予算の132ページの(2)男女共同参画学習促進事業なんですけど、これは、中学生・高校生向けの学習資料等の作成・配付に要する経費とありますが、どういう内容の資料なんですかね。

○中園男女参画・協働推進課長 教育の上での男女共同参画の推進を図るために、高校生向けにつきましましては、平成9年から全校、1年生の分に資料を2万1,000冊ほど作成して配付をしております。中学生につきましましては、平成19年から205校、これは1年生の1学年分の7,300冊ほどを配付して啓発を進めているという状況でございます。

○上田泰弘副委員長 これは、だれが監修を

していらっしゃるんですか。

○中園男女参画・協働推進課長 現在、中学生、高校生向けにつきましましては、25年度に向けて今監修をいたしておりますけれども、これは今中学生の方は進めております。中学生につきましましては、市内、あるいは熊本市を除く郡部からの先生方5名ほどと、あと、教育委員会の方と当課の方で、6名か7名ぐらいの委員で中身をきちっと決めて資料をつくっているという状況でございます。

○上田泰弘副委員長 既存のやつで結構ですので、一度ちょっとその教材というのを見させていただいていいですか。お願いします。

○溝口幸治委員長 その委員の名簿か何かも上田副委員長に。

ほかにございませんか。

○平野みどり委員 先ほどの男女参画・協働推進課の新しい公共ですよ。これは、なかなかイメージがつかめなくて。具体的に、この新しい公共支援事業、どこで、どういうことをやろうということ支援するとかいうのが幾つかあれば、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○中園男女参画・協働推進課長 この新しい公共支援事業につきましましては、これは、平成22年度の緊急経済対策の一環としての、全国で87億5,000万円の補正予算が組まれました。そのうちの1億7,000万円を本県に交付されておまして、それを基金として積み立て、23年度と24年度によりまして、8,500万円ずつの、これは、新しい公共の担い手となるNPO等を支援するために、活動基盤整備、あるいはモデル事業を実施するというものでございます。

現在、活動基盤整備事業及びモデル事業に

つきまして、8事業者が事業を実施しているという状況でございます。24年度過ぎましても、その残りの8,000万円弱を活用して、NPOを支援するための事業を実施してまいる計画でございます。

○溝口幸治委員長 中園課長、イメージがつかめぬとですよ。この130ページの新しい公共支援事業の要綱というか、何かあつとでしょう。この予算が、これだけ大きいものがあるので、8,872万1,000円の。要綱と、今実施されているなら、実施されているのはどんな事業をされているのかというのをペーパー1枚、どうせ昼からありますから、出していたらイメージつかめると。みんなわからぬと思いますよ、ここは。

○平野みどり委員 ちょっとNPOくまもって、熊本市内を中心に活動しているところが、今いろんなNPOが法人化しようと、NPOになろうとするときに支援したりしていますよね。それを、例えば県南ではとか、県北ではと、地域にそういったNPOが立ち上がろうとする、あるいはきちんと円滑に活動していこうとする団体を支援するような統括的なNPOをつくっていくというようなことも含めてですか。それだったらイメージがわかるんですけれども。

○中園男女参画・協働推進課長 これは、新しい公共を担うNPO法人等を支援するための事業ということでございますので、活動基盤整備につきましては、これは、中間支援組織と今言われたのは、NPOくまもと等に委託をしまして、そういったいろいろな啓発であるとか、NPO法人を立ち上げる際のいろんな研修とか、あるいはスキルアップするための事業等をここに委託をしているということでございます。

例えば、共同面接会とか啓発事業につつま

しては、県南、県北、県央等を含めて委託をして実施をしているということでございます。

○平野みどり委員 福祉なんかもそうですけれども、NPOが担う仕事というのが結構あるわけですけども、地域でなかなかそういうNPOが育たないとか、生まれないというような状況もあるだろうと思うので、地域で格差がないように、NPOがすき間を埋めていける仕事ができるように、NPOの支援といふかな、そういうのをぜひやっていただきたいなと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○藤川隆夫委員 飲酒運転による事故、事件等、いろいろ新聞等でも報道されてきております。その中で、再犯ですかね、何回も起こす方もその中には恐らくいらっしゃると思います。恐らくアルコール依存症という方だろうというふうに思うんですけれども、そのような比率等というのはわかりますかね。実際の飲酒運転で検挙されたのがどの程度いて、その中に再犯した人がどの程度いて、その中にアルコール依存症がどの程度いて、医療機関との連携とか何か恐らく今後とっていかなきゃいけない部分多々出てくると思うんですけれども、そういうような取り組みは今されているかどうか。

○松山くらしの安全推進課長 飲酒運転で検挙されるというのは警察の所管になりますので――私、もともと警察でありますけれども、今身分を失っておりますので、その点は、正直なところ、情報として今のところわかりません。

ただ、飲酒運転につきましては、いわゆる厳罰化でありますとか、特に福岡の3児の悲惨な事故がありまして、世論も非常に飲酒運

転根絶に向けて強いものがございまして、私が警察の方からいただきましたデータでいきますと、10年前から比べますと、大体3分の1から4分の1に飲酒運転、あるいは飲酒事故、減少してきております。

ところが、ここ最近、また、横ばいか上方に修正といいますか、そういう状況にありつつあるというのが1点。それから、特に、今、藤川委員がおっしゃったのは、福岡の方でいわゆる条例を制定されたということで、それが、いわゆる飲酒運転で検挙された方に、いわゆる病院での受診等を勧めるというような内容になっていると、私も報道の方で承知をしているところでございます。

再犯がどのくらいあるのかというのは、先ほど言いましたように、私の方では情報をつかめておりませんが、確かに、これだけ取り締まり、あるいは罰則も厳しくなり、啓発もされる中で、いまだかつて飲酒運転が後を絶たないという現状を見ると、やはりそういうアルコール依存症の方がおられるという懸念もあるんじゃないかというふうに思っております。

そういうことで、県としては、実は昨年11月に、初めてでございますけれども、飲酒運転に特化したシンポジウムを開催させていただきました。そのようなアルコール依存症の方に的を当てたシンポを開催させていただき、県民の方に注意喚起等をさせていただいたところでございます。

飲酒運転の根絶につきましては、本年度策定いたしました第9次の熊本県交通安全計画の4つの重点の一つに掲げておまして、県警察と歩調を合わせながら、その根絶に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、アルコール依存症につきましても、十分な配意に努めていきたいというふうに思っております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 いいですか。

○藤川隆夫委員 いいです。

○平野みどり委員 最後に、人権同和政策課の相談事業ありますよね。人権センターにおける人権相談の実施、この相談内容というのがどんな割合なのか、こういう相談が多いとか少ないとか、そういうのが、後でいいので、データがあったら教えていただきたいのと、女性の問題だったら女性相談機関につながるといろいろあるでしょうし、今回、障害のある人もない人もあの条例ができたので、障害者問題に関しては、そういった条例を管轄するところにつながるとかというようなネットワークが大事だろうと思うんですけども、あそこを通るたびに、あんまり人がいらっやらないので、とても残念だなと思うんですけども、もっと活用できるような場にはできないのかなど。電話とか、個別相談で個室でされたりということもあるわけだから、あそこがにぎやかというのもちょっとおかしいのはおかしいわけですけども、どんな今状況でしょうか。

○清原人権同和政策課長 人権相談につきましては、平成22年度で151件ほどの相談がっております。主な、多岐にわたっているんですけども、相談といいますか、日ごろの思いを聞いてほしいというのがかなりの部分を占めておまして、具体的な相談といたしましては、女性の問題が14件、それから障害者の方が9件、高齢者の方が8件など、そのような数字になっております。

それから、人権センターは、人権センターで図書の貸し出しとか、ビデオの貸し出しとか、あるいは人権センターでの研修などに利用していただいておりますけれども、年間3,500人ぐらいは御利用いただいております。

て、ある程度利用はいただいているものと思っております。

あと、いろんな相談、女性も含めてですね、相談があった場合には、女性専門の相談機関等への紹介等もしております、相談機関との打ち合わせ等も開催しているところでございます。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、横田病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

○横田病院事業管理者 本会議に提案しております病院局関係の議案の説明に先立ち、熊本県立こころの医療センターの運営状況について御報告を申し上げます。

まず、平成23年度の収支見込みでございますが、収益は当初の見込みより減少したものの、職員の新陳代謝や職員手当の減に伴う給与費の減や経費の節減等により、当初予定をしておりました収支の均衡は確保できる見込みとなっております。

平成24年度につきましては、新規患者のさらなる受け入れ促進を図り、医業収益の確保を目指すとともに、施設の維持管理経費等の節減に努め、賃借料や委託料に関する内容の見直しを行うなど徹底した経費削減を進め、安定した経営基盤を構築してまいりたいと考えております。

続きまして、病院局関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提案させていただいておりますのは、予算関係2議案でございます。

まず、第19号議案の平成23年度熊本県病院事業会計補正予算でございます。

収益的収支におきまして、収入で9,800万円余の減、支出で9,700万円余の減額補正を

お願いしております。

その主な内容についてですが、入院収益及び外来収益の実績に伴う収入の減、職員給与費の減や経費節減等に伴う支出の減でございます。

この結果、損益といたしましては、ほぼ当初に見込んでおりました利益を確保し、収支の均衡は図られております。

なお、資本的収支に関する補正はございません。

これによりまして、病院局の補正後の予算総額は、収益的収支と資本的収支を合わせまして17億100万円余となります。

また、平成24年度の年間委託契約に係る債務負担行為の設定について2件、1,300万円余をお願いしております。

次に、第39号議案の平成24年度熊本県病院事業会計予算でございますが、熊本県立こころの医療センターの管理運営に要する経費として、収益的収支で16億500万円余、資本的収支で2億1,300万円余、予算総額18億1,800万円余を計上しております。

以上が今回の議案の概要ですが、詳細につきましては、総務経営課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○田原総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

お手元の2月補正予算関係の説明資料64ページをお願いいたします。

管理運営に係ります収益的収支におきましては、収入面で、患者数の実績に伴い、入院収益及び外来収益の減等によりまして9,800万円余の減額を、それから、支出面におきましては、職員の新陳代謝等に伴います給与費の減、経費の節減等によりまして9,700万円余の減額をお願いしております。

これらによりまして、その計にございましており、15億1,300万円余の収益に対しま

して支出が15億300万円余となり、1,000万円程度の利益を確保できる見込みでございます。

なお、建物や施設の整備等に伴います資本的収支につきましては、補正はございません。

65ページをお願いいたします。

65ページは、支出の補正の内訳を示しております。

給与費につきましては、先ほど申しましたとおり、7,900万円の減、それから、材料費は、薬価改定に伴いまして300万円余の増額、それから、経費につきましては、入札等の執行残ということで、2,000万円程度の減額をお願いしているところでございます。

それから、66ページをお願いいたします。

ここでは債務負担行為の設定をお願いしております。

こころの医療センターの庁舎管理、ここでは、エレベーターとかレントゲンなどの保守点検、一応そういったものの業務に対しまして、4月1日から行う必要がございますので、債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、当初予算関係の説明資料をお願いいたします。167ページでございます。

病院局の平成24年度当初予算につきましては、こころの医療センターの管理運営に係ります収益的収支と、それから建物や施設の整備及び企業債の元金償還に係る資本的収支を計上しております。

収益的収支におきましては、収入面につきましては、経営計画上の目標としております患者数をもとに医業収益を見込むとともに、7億2,100万円余の一般会計負担金も含めまして、16億1,000万円余を計上しております。支出面におきましては、適切な病院運営を図るための費用として16億500万円余を計上しております。

収入を見据えながら支出の圧縮に努めるこ

とといたしております。収益的収支の均衡を確保したいと考えているところでございます。

資本的収支におきましては、収入面では、財政再建戦略の取り組みの一環といたしまして、平成24年度まで一般会計からの繰り入れを休止していることから、収入はゼロになっております。支出面におきましては、建設当時の企業債元金の償還、それから施設整備の更新経費等で2億1,300万円余を計上しております。

なお、不足する財源といたしましては、地方公営企業会計の基準にのっとりまして、過去の収支で発生した内部留保資金を充当することとしております。

168ページをお願いいたします。

支出の内訳でございます。

まず、収益的収支の支出でございますが、1の医業費の給与費、正職員90名、それから臨時、非常勤職員の賃金、報酬及び退職給与金として9億9,400万円余、それから、材料費は、薬品費及び診療材料費等でございます。8,400万円余、それから、清掃等の委託料、光熱水費その他の諸経費ということで2億6,900万円余を計上しております。

それから、(4)の減価償却費、資産減耗費は、それぞれ建物、医療機器の償却及び更新等に伴う減耗費でございます。減価償却費1億5,000万円余、資産減耗費は40万円余を計上しております。

それから、(6)の研究研修費は、医師、看護師等の学会及び研修参加のための費用でございます。900万円余を計上しているところでございます。

169ページをお願いいたします。

資本的収支でございます。

4の建設改良費の施設整備費でございますが、老朽化した病棟監視カメラ等の更新を行うものでございまして、1,800万円余を計上しております。それから、(2)の器械備品購

入費は、外来患者用の心電図モニターや入院患者の給食食器の消毒等を行います保管庫の更新経費でございまして、1,000万円余を計上しております。

5の企業債償還金は、建物等の企業債の償還元金でございまして、1億8,300万円余を計上しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○溝口幸治委員長 それでは、説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○平野みどり委員 細かいことで済みませんが、ちょっとわからないのでお聞きするんですが、補正予算の中の給与費の職員の新陳代謝等による減という、これがよく意味がわからないので。

○田原総務経営課長 給与が高い、まあ、年をとった職員の方がやめて若い職員が入ると、そのような形で、職員が入れかわり、そういったことによって生じたものでございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、付託議案の採決ほかについては午後から行いたいと思いますので、昼食のため、休憩します。1時10分に再開をいたします。

午後0時3分休憩

午後1時9分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開をいたします。

まず、きのう資料の提出をお願いしておりました社会福祉課の田端課長、説明をお願い

します。

○田端社会福祉課長 A4横の表をごらんいただきたいというふうに思います。

65歳以上の被保護者数の推移等についてという題がついております。3カ年の65歳以上の単身者等の保護の状況を一覧表にしたものでございます。

平成20年度と21年度に一部空欄がございしますが、これは、単身者人口が国勢調査の年でないデータが出てきませんので空欄にいたしております。国勢調査のデータがあります平成22年度で御説明をいたします。

まず、一番上の段でございしますが、65歳以上で、単身で保護を受けておられる方が、男性が2,177名、女性が4,332名、計の6,509名でございまして、その下の段が、60歳以上単身者全体の人口でございまして、男性が1万6,088人、女性が5万3,023人でございまして、それぞれ保護を受けておられる割合をその下の段に書いてございまして、男性の場合は13.5%、女性の場合は8.2%ということでございまして、絶対数では、単身の女性の方が男性よりも2倍ほどの数がいらっしゃいます。ただ、保護を受けている割合からいたしますと、男性の方が女性よりも5ポイントほど高いという状況にございまして。

それから、下の段が県全体ということで、65歳以上の高齢者全体の数字を出しております。男性の方が3,234人保護を受けておられます。女性が5,848人です。これも、同じように65歳以上人口に占める被保護者の割合を出しますと、男性の場合が1.7、女性が2.1%ということになります。65歳以上の方、高齢者全体からしますと、女性の方の割合が若干高いという、そういう状況でございまして。

以上でございまして。

○溝口幸治委員長 平野委員よろしいですか。

○平野みどり委員 はい。

○溝口幸治委員長 それから、男女共同参画の学習資料、参考のために、お手元にお配りしておりますので、何か苦情等がありましたら直接中園課長にお願いいたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第13号、第19号、第20号、第22号、第33号、第39号、第46号から第59号まで、第86号から第88号まで及び第103号から第106号までについて、一括して採決したいと思いますのですが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外27件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外27件については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が8件あっております。まず、報告について、執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

それでは、水俣病保健課・田中課長から報告をお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

報告事項の13ページをお願いいたします。

1の前の厚生常任委員会以降の主な経緯につきまして御説明をいたします。

まず、本年1月17日から18日にかけて、環境副大臣が知事との面談や被害者団体との面談を行っておられます。続きまして、1月29日、細野環境大臣が被害者団体と面談を行われております。これらを踏まえまして、2月3日、環境省が特措法における救済の申請期限を本年7月31日とすることを公表されております。

2月4日以降、資料に記載しておりますとおり、県内外で説明会の方を行っております。

最後の2月27日でございますが、水俣病認定申請棄却処分取り消し、認定義務づけ訴訟におきまして、福岡高裁から判決が言い渡されております。これにつきましては、後ほど審査課長の方から御説明を申し上げます。

2の特措法の救済の取り組み状況でございます。

本年1月末の申請総数は3万3,372名でございます。このうち一時金を御希望の方が、亡くなられた方を含めまして、下の表の小計のところをごらんいただきたいのですが、合計で1万8,575人でございます。

次の14ページの方をお願いいたします。

特措法の救済につきまして、県といたしましては、救済を受けられるべき方々があとう限り救済をされますよう、15ページの方に資料をお載せしておりますが、さまざまな手段を使いまして、周知にまず取り組みを行いたいと思っております。あわせまして、診断等が円滑かつ迅速に進みますように最大限の努力に努めてまいります。

保健課、以上でございます。

○高山水俣病審査課長 続きまして、水俣病審査課から御説明いたします。

14ページでございます。同じページでございます。

3の認定業務の状況についてでございますが、1月末現在、認定申請者数につきましては245名となっております。

(3)の認定審査会につきましては、この2月の26日、今年度3回目となる審査会を開催したところでございまして、今後も可能な限り定期的な開催を図ってまいりたいと考えております。

下段の裁判の状況についてです。

現在、国家賠償等請求訴訟1件と認定申請の棄却処分の取り消し、認定義務づけを求め行政事件訴訟が2件、計3件提起されております。

先ほど部長あいさつにもございましたように、行政事件訴訟のうち1件につきまして、一昨日の27日、福岡高裁で判決が言い渡されました。もう一件につきましても、4月12日に大阪高裁で判決が予定されております。

一昨日の福岡高裁での判決につきましては、報告資料におつけすることができませんでしたので、A4判の一枚紙で別紙として判決概要をおつけさせていただいております。この資料によりまして御説明をさせていただきます。

A4判縦でございますが、右上に（厚生常任委員会報告事項 別紙）と書いてございます。認定申請を棄却処分したことに対する処分の取り消しと認定の義務づけを求める訴訟ですが、まず、(2)の経緯の欄からごらんいただきたいと思います。

この方は、昭和49年8月に認定申請をされ、3年後の昭和52年7月に亡くなられております。その間、一部の検診は終了しましたが、すべての検診ができなかったものです。当時、申請者が膨大で未検診のまま死亡された方の判断が難しかったなどありまして、生存者の処分を優先していた時期でございます。この方の病院調査を行いましたのは、申請者が減少してきた平成6年6月のことでございます。死亡後17年間病院調査を行わな

かったことになりまして、カルテの保存期間の経過、廃院により資料収集ができませんで、判断できる資料がそろっていないものとして棄却処分を行ったものであります。

お戻りいただきまして、上段の1の(1)概要でございますが、資料不足を理由に棄却処分したことに対しまして、カルテ等が破棄されるよう意図的に医療機関の調査を怠ったのは違法として、棄却処分の取り消しと認定義務づけを求めて、熊本地裁に提起されております。

平成20年1月には、請求を棄却し、義務づけを却下する旨の県勝訴の判決が言い渡され、この判決を不服として、相手方が控訴されていたものです。

主な争点は、①、②にございますように、水俣病であるのかどうか、医療機関調査を長期間怠ったという手続的に瑕疵があったのかどうかという点でございます。

裏面をお願いいたします。

27日の大阪高等裁判所の判決では、(2)判決の概要にありますように、1審の判決を取り消し、棄却処分を取り消し、水俣病と認定するものとなっております。その理由として、イの①にありますように、現在審査の基準となっております判断条件を一定の意義あるものとしつつ、唯一の基準として引用してきたことは適切とはいえない、あるいは②にありますように、感覚障害や暴露歴を有すると推認するのが相当で、水俣病と認められるということから1審判決が取り消されたものでございます。

現在、3にありますように、国、県双方で判決内容を精査しているところでありまして、早急に国と協議の上、今後の対応を検討したいと思っております。

以上でございます。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

16ページをお願いいたします。

現在策定中の熊本県バイオマス活用推進計画について御説明をいたします。

本県は、農業県であり、また、県土の6割以上を森林が占めるなど、バイオマス資源が豊富で、また、活用の場があると考えております。その一層の活用を目指しますとともに、持続可能な社会の実現に向けて本計画を策定するものでございます。

2番の計画案の概要でございます。

(2)バイオマスの活用における現状と課題といたしましては、まず、共通的な課題といたしまして、分別の問題、また輸送コスト、それから品質、価格、それから変換段階で生じます副産物の処理等の課題がございます。また、地域的な資源の偏在がございまして、堆肥など、広域流通が課題となっているものもでございます。

(3)の計画の期間につきましては、平成32年度までの9年間といたしまして、平成27年度に中間見直しを行うこととしております。

目標につきましては、表に記載しておりますとおり、家畜排せつ物や食品廃棄物、それから下水汚泥といいました廃棄物系バイオマスにつきましては、現状の利用率93%を平成32年度に95%に、それから、林地残材などの未利用系バイオマスにつきましては、現状の55%を68%に引き上げることとしております。

次の17ページ、活用推進の方策でございますけれども、まず、バイオマス活用の基盤整備といたしまして、種類ごとの形態、あるいは課題を踏まえまして施策を展開します。

表にそれぞれ掲げておりますけれども、特に2段目、現状でも利用率が約21%と低迷しております食品廃棄物については、これは都市部での発生が多いものでございますけれども、異物の混入を防ぐための分別収集が課題でございまして、市町村、あるいは食品製造業等と連携いたしまして、燃料化、飼料化や

堆肥化の利用を推進してまいります。40%利用を目標としております。

また、下から2段目、これはほとんど未利用となっております林地残材につきましても、特に重点的な取り組みが必要であると考えております。収集コスト、引き取り価格等の採算性に課題があり、今後は、活用のための仕組みづくりに取り組みまして、経済性を高め、30%の利用を目指してまいります。

表の下、②横断的プロジェクトの推進でございますけれども、まず、地域における利用システムの構築といたしまして、各地域において、住民参加型で、自治会や商店街、企業、行政が協働してバイオマスの活用を行う小規模で効率的な取り組みを促進し、また、状況に応じて広域的な連携を行います。また、次の18ページにかけてでございますけれども、こうした農商工が連携した成功事例をふやしまして、持続的なシステムとなるよう取り組んでまいります。

また、イといたしまして、大学あるいは民間等とも連携しまして、例えば、本県に豊富な竹でありますとか、草類、それから最近では油を精製する藻等の研究がなされております。こういった活用されていないさまざまなバイオマスの利用や新たな用途開発、それから低コストな生産技術の確保等につきまして、調査研究、それと支援、それから情報収集、交換を行ってまいります。

ウ、需要拡大策の展開といたしまして、高付加価値化の促進とともに、バイオマス利用の意義について、県民、事業者向けのPR、情報提供を行うことによりまして、需要起こしに努めてまいります。

また、③といたしまして、平成27年度の本計画の中間見直しを目的に、施策の成果や課題、国、県の規制や税制等の課題も含めて検証しながら、産業振興等につながるような新たな展開を図っていきたくと考えております。

(5)実施体制と進捗管理でございますけれども、多様な関係者が緊密に連携をして取り組んでいきます。また、組織的に、農政、商工を初めといたしまして、幅広く関係課と取り組み、総合的な推進と進捗管理、取り組みの改善を図るとともに、状況について公表してまいります。

3番、計画策定体制でございますけれども、本計画は、大学、それからJA、森林組合、取り組み団体等から10名で構成いたします検討委員会で検討を進めております。

経緯でございますけれども、昨年10月には、市町村への取り組み状況、アンケート調査、それから12月からはパブリックコメントを行っておりまして、3月中に計画の策定、公表を予定しております。

以上でございます。

○小宮自然保護課長 自然保護課でございます。

報告資料の19ページをお願いいたします。

第11次鳥獣保護事業計画の策定についてでございます。

この第11次鳥獣保護事業計画は、鳥獣保護法第4条の規定に基づき、国の基本指針に即して、鳥獣の保護、管理に必要な保護区の指定や鳥獣の捕獲許可などに関する事項について、平成24年度から平成28年度までの5カ年の計画を策定するものでございます。

3の第10次計画からの主な変更点について御説明いたしたいと思っております。

(1)の①の鳥獣保護区の指定につきましては、46カ所を更新して指定しますとともに、新たに1カ所を関係者の同意を得て指定することといたしております。

②の休猟区につきましては、関係者の要望等を踏まえて、第10次計画の43カ所を23カ所に減らして指定することとしております。

次の20ページをお願いいたします。

(2)の①のメジロの愛玩飼養目的の捕獲に

つきましては、新たな捕獲の許可はしないこととし、現在、既に飼養登録済みの方につきましては継続的に飼養ができることといたしております。

②の有害鳥獣捕獲につきましては、狩猟免許を有しない農林業者も、みずから囲いわなを用いて有害鳥獣捕獲に従事できることなどを盛り込んでおります。

③のイノシシの有害鳥獣捕獲につきましては、その許可期間を3カ月以内から6カ月以内に変更し、手続の簡素化を図るとともに、1人当たりの許可期間内の捕獲頭数を100頭までに緩和して、捕獲数の増加を図ることといたしております。

(3)の特定鳥獣保護管理計画につきましては、ニホンジカとイノシシの狩猟期間の始期日を11月15日から11月1日に変更し、狩猟期間を11月の1日から3月の15日までに延長するものであります。

4の今後のスケジュールでございますが、現在、2月24日でパブリックコメントを終わっておりまして、3月上旬に開催予定の環境審議会鳥獣部会の審議を経て、4月1日からこの第11次鳥獣保護事業計画を施行することといたしております。

自然保護課は以上でございます。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

熊本県海岸漂着物対策推進地域計画の策定について御報告します。

1の趣旨でございますが、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律、いわゆる海岸漂着物処理推進法が平成21年に成立いたしまして、この法律の第14条に基づき、本県の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、地域計画を策定するものでございます。

次に、2の地域計画の概要でございます。

このたび策定を進めております地域計画は、海岸漂着物処理推進法の規定及び国が示した基本方針に沿いまして、本県海岸の自然的、社会的条件に即した海岸漂着物対策を推進するため、作成を進めております。

その内容につきましては、(2)及び(3)でお示ししているところでございますが、具体的な内容につきまして、23ページをお開きいただきたいと思っております。

1を省略いたしまして、2に、本県の海岸の現状についてお示ししております。海岸漂着物の多い海岸としまして、天草西海岸では、外海に面している天草下島西部、八代海沿岸では、天草上島南部等、有明海沿岸では、玉名市等が挙げられます。また、漂着物の種類及び量の傾向としては、流木や葦等の自然系漂着物が多く、次いで、生活ごみが多くなっております。

3では、本県における海岸漂着物対策の基本的方向性を示しております。

現に、海岸漂着物が集積している海岸の清潔を保持するため、県や市町村、海岸管理者等が連携して、海岸漂着物の円滑な処理、効果的な発生抑制などに取り組み、海岸漂着物の円滑な処理を図る予定でございます。

次のページをごらんください。

4では、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域、いわゆる重点区域について、沿岸市町や関係団体等と協議いたしながら、選定しております。あわせて、重点区域における海岸漂着物対策としまして、関係者の役割分担と相互協力のもと、海岸漂着物の処理や発生抑制、環境教育等に取り組むこととしております。

最後に、5では、災害等の緊急時の対応など、その他の取り組み及び地域計画の見直しについて記載しております。

22ページにお戻りください。

この地域計画の策定に当たりましては、海

岸漂着物処理推進法の規定に基づきまして、学識経験者や沿岸市町、県漁連やNPO等の関係団体から成る熊本県海岸漂着物対策推進協議会を組織し、平成21年度から検討を行ってきたところでございます。この1月から2月にかけて実施しました県政パブリックコメントを経まして、3月に策定が終わる予定となっております。

熊本県海岸漂着物対策推進地域計画の説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。

25ページになります。

公共関与による管理型最終処分場の整備について。

1の目的は省略をいたしまして、本年度締めくくりの委員会でございますので、この1年間を総括して、2の平成23年度の取り組み状況を御報告申し上げます。

平成18年3月に南関町を建設予定地と決定して以来、今日、6年の月日を経過しておりますが、本年度は、何と申しましても、大きな課題の一つである地元理解という意味ではステージが大きく変化した年となりました。

(1)に記載のとおり、南関町及び和水町の町長さんを初め住民の皆様方の苦渋の御決断をいただき、8月に南関町と、11月に和水町と基本協定書を締結することができました。ここに至るまで、地元理解促進のために、精いっぱい努力を積み重ねてまいりました。本年度も、(2)に記載のとおり、まず、4月に、南関町各地域で14日間にわたり実施されましたまちづくり懇談会に県も毎晩出席をいたし、処分場の必要性等、事業全般についてお話をさせていただきました。

その後、(3)の住民説明会等の開催状況、次のページにかけて記載のとおり、区長会、町議会全員協議会、地元地区住民説明会な

ど、さまざまな機会をとらえまして、環境アセスメント準備書の内容等について説明を行い、理解促進に努めてまいりました。

また、その合間には、(4)の先進地視察の実施状況に記載のとおり、百聞は一見にしかずということで、地元地区住民の皆様方を既設の処分場視察に御案内をし、施設に対する理解を深めていただくということもあわせて行ってまいりました。

(5)の環境アセスメント手続につきましては、粛々と進めてきております。現地調査を踏まえて、周辺環境への影響を予測評価し、その内容をまとめた環境アセスメント準備書の縦覧を行い、その後、環境アセス審査会等を経て、年度内には準備書手続を終了する予定でございます。

最後に、3の今後の取り組みでございますが、現在用地交渉に鋭意取り組んでいるところでございます。用地については、相手がいらっしゃることでありますので、その状況を見定めながら、その見きわめがついた時点で、設計等の入札手続に移っていきたくと考えております。

また、地域振興策につきましては、町の方で要望の積み上げが行われているところですが、今後具体の検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後とも、地元の思いを真摯に受けとめ、丁寧に取り組んでまいります。

以上でございます。

○松山くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

まず、第3次熊本県食の安全安心推進計画(案)の策定についてでございます。

平成21年度を初年度とする第2次計画が本年度末で終了することから、熊本県食の安全安心推進条例の規定に基づき、次期計画を策

定するものでございます。

28ページをお願いいたします。

その次期計画案でございますが、現計画の4つの基本的施策を引き続き柱に据えまして、個別施策の充実等を図ることとしております。このような取り組みによりまして、生産から製造、加工、流通、消費まで一貫した食の安全の確保を一層強固のものにしていくとともに、県内の取り組みや正しい情報等をより積極的に発信し、食の安心を広げていこうと考えております。

次期計画の策定に当たりましては、事業者や消費者団体等との意見聴取も行いながら、現計画の実施状況、成果や課題の抽出、次期計画の方向性等について、検討してきたところでございます。

2月6日に開催いたしました熊本県食の安全対策会議の結果を受けまして、現在、パブリックコメントを実施中でございます。県民の皆様のお意見等も踏まえ、3月末までに次期計画を決定することとしております。

次に、29ページをお願いいたします。

熊本県少年保護育成条例の改正に係る検討状況についてでございます。

青少年の携帯電話インターネット利用による犯罪被害等が後を絶たない状況にあることから、事業者や保護者に一定の義務を課すとともに、県の役割も明確にすることなどを内容とする熊本県少年保護育成条例の一部改正を検討しているところでございます。

インターネット利用に係る現状、問題点は、次の30ページにかけまして記載しているとおりでございます。

ページをめくっていただきまして、30ページをお願いいたします。

条例改正の主な検討ポイントでございます。

インターネット環境整備関係につきましては、事業者の方々には、契約、販売の際に、インターネット利用の危険性等についてきち

んと説明をしていただくこと、保護者の方には、十分な理解をした上でフィルタリングの解除手続等をしていただくこと、県としては、インターネット利用に関する教育、啓発等に努めていくことなどといったものでございます。

また、あわせまして、少年の定義、あるいは深夜外出制限規定などの見直しも検討しております。

現在、外部有識者等で構成する条例改正検討委員会におきまして意見を求め、検討を進めているところでございます。

3月中旬ごろには、県としての考え方をパブリックコメントでお示しをし、その結果も踏まえまして、できますれば、6月議会上程させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○清原人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料の31ページをお願いいたします。

熊本県人権教育・啓発基本計画の第2次改定について御報告をいたします。

まず、1の(1)改定の趣旨でございますが、この計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえまして、県民一人一人が人権を大切にす社会の実現を目指して、平成16年3月に策定しております。その後、平成20年3月に1回目の改定を行っております。前回の改定から4年近く経過する中で、国内外の人権を取り巻く状況、あるいは本県における人権をめぐる状況の変化を反映させるため、今回2回目の改定を実施するものでございます。

次に、(2)の改定の方向性でございますが、①で、現行の基本計画の枠組みによる施策の推進としておりますが、今なおさまざまな人権問題が発生していることから、引き続きこの基本計画に基づいて人権教育・啓発に取り組んでいくこと、②その上で、前回の改

定以降の人権をめぐる状況を踏まえまして、必要な修正を行うとの方向性で見直しを行っております。

2の改定の概要ですが、(1)基本計画の構成の部分で、この計画の基本的な構成やあるいは考え方は現計画を継承しております。

次の32ページをお願いします。

(2)水俣病救済やあるいはハンセン病問題の解決促進等に関する法律など、人権にかかわる法律、条例の制定等の動きを追加記載しております。

(3)で、ハーモニープラン、あるいは次世代育成支援行動計画など、人権に係る県の各種計画の策定を追加記載したところでございます。

3のスケジュールですが、これまで3回有識者による人権施策・啓発推進委員会で御意見をいただき、2月の中旬までパブリックコメント手続を実施したところです。今後は、第4回の有識者委員会で最終的な改定案の了解をいただき、3月中に改定を終えたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○溝口幸治委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 バイオマスですけれども、エネルギー不変の法則というやつがありますね。いろんなものがエネルギーに変わっていくという大変喜ばしいことですが、この熊本県のバイオマスの発電の実績というのは何かありますんですかね。

○田代環境立県推進課長 ちょっと今手元には持ってきておりません。済みません、持ってきておりませんが、例えば森林組合の方と連動されまして、苓北火力発電所の方

でそれを燃料として、混焼といいますか、まぜて燃やすといったような取り組みがっております。

○岩下栄一委員 去年、九州創発塾、新聞7社、九州の。所在する塾に参加して、そのときに旭化成の実例が紹介されたんですけども、間伐材のチップで発電して、旭化成ではかなり電力をそれから。そんなもんかなと思って感心したんですけども、そういう実例もありましたので、そういう方向をぜひお願いしたいというふうに思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 バイオマスに関してですけども、山鹿のバイオマスセンターですか、昨年末に視察させていただきました、とても勉強になったんですけども、山鹿市は、家庭で出る生ごみをそこに持ち込んでいるということですけども、山鹿以外の自治体でそういった取り組みを、バイオマスの取り組みをやっている自治体というのは県下にあるのでしょうか。

○田代環境立県推進課長 今、山鹿市の例を御紹介いただきましたけれども、平成17年からされています。

それから、水俣市の方では、今、竹を使いましたバイオエタノールの研究に取り組んでいるということで、これは、旧チッソで、今JNC株式会社ですか、そちらの方で引き継がれて実用化に向けて動かれているという話です。

それから、天草市の方では、これはもう前からですけども、菜の花プロジェクトといいますか、廃食油を使って、そして現在、公用車、ごみの収集車でありますとか、そういったものに使われていると。公用車の燃料として使われているということ。

それから、南阿蘇村、それから益城町の方では、これは補助金事業ということで。南阿蘇村の方では、まきストーブについて、個人住宅、あるいは集会施設で補助金を出されている、まきストーブを利用する場合ですね。それから益城町でも、木質ペレットストーブを導入されるところに補助金を、最高10万円ですか、そういうことをされていると。

市町村レベルではそういったこと。

それから、そのほか民間でもいろいろ取り組まれております。

○平野みどり委員 台所のごみ、生ごみ——ホテルとか事業者に関しては、事業者同士で堆肥にするなり何なりという取り組みが始まっていますけれども、家庭用のごみというの、個別個別にいろいろ取り組みはされていると思うんですけども、この部分を何とか、焼却場に持っていかないような形で、山鹿のバイオマスセンターみたいな形でエネルギーに変えていくというようなことはぜひ今後も取り組んでほしいなと思うので、木質系もそうですけれども、ごみ系、生ごみに関してもしっかりと取り組めるような、どういう仕組みにしていっていいのが一番よく、まだよくわからないんですけども、山鹿は何か家庭にそれようなのがあって、それを回収に来られるとかいう話ですよ。夏場はどうなんだろうとかいろいろ思ったりもするんですけども。今後の取り組みでよろしく願います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 水俣病の判決の問題であれですけども、27日に高裁の判決が出されて、県の主張が退けられたわけですけども、これは非常に大きな、やっぱり今後の水俣病対策についても大きな影響があると思うんですけども、環境省あたりとの協議も踏

まえて、今後のスケジュール等も含めて、今の思いを環境生活部長にお尋ねします。

○谷崎環境生活部長 今、西岡委員の方からお話がありましたように、審査課長の方から御説明した内容のとおりでございます。

一応これにつきましては、3月の12日までに、これはまあ、いわゆる上告するか否かということを決める期限でございます。それを上告するかどうかということについて、この前も、判決直後に、溝口さん、これは息子さんの方ですけれども、それから、御支援をされている方々、数十名の方々が県庁の方においでになりました。上告をするなということ、県は謝罪しろという2つのことをお話しになりました。副知事の方と私どもが対応させていただきました。そういうことで、支援者の方々については、上告をするなという御要望が非常にお強い状況でございます。ただ、私どもとしては、本県だけが今回の抗争の被告になっておりますけれども、実質的に法定受託事務で、国から受けている事務をやっておりますので、県だけでこの判断をするのではなくて、国と協議を重ねる必要がございます。国との協議については、まだちょっと日程は決めておりませんが、電話等では今連絡をとりながら、そのあたりの今後の詰めをさせていただこうかと思っております、いずれにしても、知事の選挙が8日から始まりますので、12日がその先でございます。ですから、非常に日程的にも、12日ということで、判決から2週間しかその間がございますので、その判断をしなければいけないという状況に今至っております、今のところ、その検討、県庁の中でやっているというところでございます、今後、国の方と協議をさせていただきたいと思っております、いずれ、早晚、近いうちに結論を出さなければいけないという状況になっております。

○藤川隆夫委員 今のにちょっと関連するんですけれども、現在認定基準の問題がこれと絡んでくると思うんです、今回の判決にですね。その際の認定審査会の立ち位置、あるいはその認定基準に関して何らかの影響が今後出てくる可能性が恐らくあると思うんですが、その付近はどんなふう考えられていますか。

○谷崎環境生活部長 認定審査会につきましては、現在、この水俣病と認定をするに当たっての基準が、52年に決められた52年判断条件というのがございます。この52年判断条件に基づいて医学的審査を行っていただいております。

今回の裁判の中でも、判決の中身につきましては、52年判断条件についての見識が示されております。これについては、52年判断条件が否定されるのであれば、結果的には、52年判断条件に基づいて審査を行っていただいている審査会というのが何に基づいて審査をやるんだという問題が出てきますので、これにつきましては、きのうの環境省の細野大臣の閣議後の記者会見では、判決を読む限りにおいては、52年判断条件が否定されているわけではない、むしろ一定の評価をいただいているというところで、これにつきましては、52年判断条件を変えるつもりはないという発言をされておりますので、そういう記者会見のテレビを通じて我々はちょっと国の方の判断を今聞いておりますので、もう一度そういった意味での国の意思の確認はさせていただきますけれども、この52年判断条件をいかにするかということについて、今後の審査会がどうなるかということになりますが、今後、国の大臣のそういう発言どおりであれば、私どもとしては、それに基づいて今後とも審査会において審査をしていただくということになるかと思っております。

○藤川隆夫委員 今ので大体わかりましたけれども、認定審査委員の方たちに、途中経過含めて状況の説明をきちんとし、納得していただけてもらうということも必要になってくるかというふうに思いますので、認定審査委員の方々にも丁寧な説明を行っていただきたいと思います。

○谷崎環境生活部長 早速、一応審査会の委員の方々、まだ数人の方ですけれども、きのうの段階でお知らせはいたしておりました、一応判決の要旨的なものも御説明をいたしております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 海岸漂着ごみ対策の地域計画ですけれども、海岸を歩いてみますと、不燃、要するに化学製品が非常に多いんですよ。要するに、流木とかは消えていきますけれども、自然に消えていく部分もあるんですけども、小さくなって非常に大変な状態になっている部分と、そして海岸汚染も、自然海岸は、要するにそういうクリーンアップ作戦あたりで回収してもなかなか難しいんですよ、ごみ出すのが。その辺を考えていかないと、なかなか対応し切れてないと思うんですね、クリーン作戦あたりでも。重たいごみとか、漁具とか、そういうものたくさんあるので、海岸からトラックのところまで持っていくようなあれが、非常に人手を頼りにしてしかできないもんですから、そして特に高齢化が進んでいますし、そういう流れの中で、やっぱりもうちょっとやり方を考えてクリーンアップしないと難しいと思うんですけども、その辺のあれはどうですかね、対応策。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

先生の御指摘のようなことにつきまして

も、アンケートの中でも出ておりますので、そういうものを含めまして、実際の処理の際には、協働して、どういう形でやれるのか、それも、今後また協議会も毎年やるようにしておりますので、その中で検討させていただければというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○西岡勝成委員 団体等とも連携をとりながら、ぜひ効率よくやれるようにやってください。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 これは質問というより意見ですけれども、少年保護育成条例の改正が6月議会にかかる。これまでいろいろ御努力されて、いよいよ改正の段階に入ったと、心から敬意と感謝を表すものです。

私は、青少年健全育成活動を30年やっています、さきの12月議会でも、児童ポルノの問題をちょっと質問に取り上げましたけれども、やっぱり去年のシンポジウムで松山課長がパネラーでいろいろおっしゃいました。有害サイトの問題ですね。フィルタリングとか、やはりより規制を強化して青少年を有害なものから守ることが、大人社会の責任ですよ。ですから、そういう意味では、6月にこの条例改正案が上程されるということは大変ありがたく思っております。

これは意見ですけれども、山口県光市のあの事件、あれは18歳1カ月ということだったけれども、青少年が劣悪な環境の中で性犯罪に走ったりするというは大変多いわけだから、被害者にもなっちゃいかぬ、加害者にもなっちゃいかぬということですね。ですから、この少年保護育成条例が6月に上程され、恐らくいろんな議論の末に可決されるでしょうけれども、今後なお、県としても、また私どもとしても、こうした問題に取り組ん

でいくべきだと、これは意見ですけども、松山課長の御努力に対して心から敬意を表します。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○上田泰弘副委員長 これはもう要望です。

清原課長、この人権教育・啓発基本計画、素案見せていただきましたし、この前も部会をさせていただきました。きょう、1つ要望なんですけれども、これ、今まではその他の人権といいますか、さまざまな人権課題というところが幾つかあったんですけども、それから、例えばホームレスの人権というのは、これは部会でも出ましたけれども、特出してありますね。これは県としては公的支援もやっているわけですし、できるだけ自立をしていただきたいというような方向で県としても支援をしているわけですから、ここであんまり表に出して、ホームレスの方の人権というのは余り出す必要はないんじゃないかなというふうに思います。

それと、エイズ、これはきのうの健康福祉部の説明でもあったんですけども、エイズなんかもふえている中で、その原因はやっぱり同性愛というんですかね、そういうのがあるもんですから、そういうところもあんまり特出して、この案を見る限りでは余り特出すべきじゃないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺は検討の方をよろしくお願いします。

○溝口幸治委員長 要望ですね。

○上田泰弘副委員長 はい。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後1時56分閉会

○溝口幸治委員長

最後ですから、一言ごあいさつをさせていただきます。

1年間、上田副委員長初め委員の先生方、そして林田健康福祉部長、谷崎環境生活部長初め職員の皆様方には大変お世話になりました。

私、2年連続委員長を務めさせていただいた関係で、相当緊張しながらというか、プレッシャーを感じながら委員会を運営させていただきました。特に、しっかり議論する時間を確保するというのと、形骸化した議論にならないということを心がけてやってまいりましたが、それぞれ評価は先生方にお任せをすることで、私なりには一生懸命やってきたつもりであります。

特に、ことは、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の制定、あるいは、きょうの地下水保全条例等々、重要な条例も、この委員会で議論させていただきました。どれも簡単に成立するのではなく、いろいろな角度から、さまざまな方の意見を聞きながら、しっかりと議論をしながら可決まで事が運べたんじゃないかというふうに思っております。

この後も、条例が成立してからが大事でありますので、それぞれ皆さん関心を持っていただいて、いい条例に成長をしていくように、進化をしていくように、お力添えをいただきたいというふうに思っています。

また、このメンバーで議論するのはきょう

で最後ですが、よく考えてみると、健康福祉部と環境生活部には、いろいろな、さまざまな課題があるようでございます。発達障害の件だとか、高齢化社会を迎えてどうこれに対応していくのか、あるいは環境生活部では、がれき処理の問題や、きょうの水俣病の問題、一進一退を繰り返しながら前に少しずつ進んでいる課題もありますが、気を抜くことなく、これからもしっかり我々議員も議論をさせていただきたいというふうに思います。

4月には、それぞれまたばらばらに部署も変わられると思いますが、どうぞ皆さん方、健康福祉、環境生活ですから、健康には留意をされて、インフルエンザ等に軽々しくかからないように健康にも十分注意をしていただいて、頑張っていたきたいというふうに思います。

1年間、本当にありがとうございました。
(拍手)

上田副委員長からどうぞ。

○上田泰弘副委員長 御苦労さまでございました。

溝口委員長がおっしゃったとおりでございます。1年間、非常に有意義な1年間だったと思います。大分委員長に鍛えられました。皆様に優しくサポートしていただいたおかげで1年間やってこれたと思います。もう本当におっしゃったとおりでございます。今後とも、県政の発展のために、ともに頑張っていければと思っております。

本当にお疲れさまでございました。(拍手)

○溝口幸治委員長 特に、薬務衛生課の内田課長とそれから横田管理者が退職ということを知っておりますけれども、また、それぞれ、少しゆつくりなされるのかどうかわかりませんが、それぞれの道で頑張ってくださいように心から敬意を表します。ありがとうございました。

それでは、これで終了いたします。

ありがとうございました。

午後1時59分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長